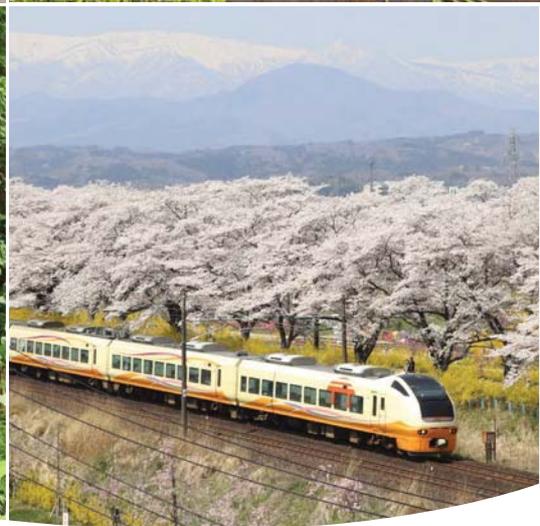


第3次柴田町環境基本計画

豊かな自然と安全で快適な暮らしのある「ガーデンシティ」を次世代に



柴田町

令和5年3月

ごあいさつ

豊かな自然と安全で快適な暮らしのある 「ガーデンシティ」を次世代に

柴田町長 滝口 茂



我が国が経済成長していく過程において、生活活動が活発化する中での大気汚染や水質汚濁等の公害問題、生活が豊かになるに伴ってのごみ処理や自動車の排気ガス・騒音の問題等、様々な環境問題に直面した時期がありました。こうした問題に対し、開発規制や基準の強化による政策誘導、環境技術開発、住民等による環境保全活動への取り組みによって徐々に環境が改善されてきました。

柴田町も平成14年1月に柴田町環境基本条例を制定し第1次柴田町環境基本計画の策定、平成23年度には第2次環境基本計画を策定し、町民・町・事業者が連携・協働しながらより良い柴田町の環境の創造に向け取り組んできたところです。

しかし、平成23年の東日本大震災を契機とする原子力発電や自然エネルギーの活用問題をはじめ、気候変動によってもたらされる猛暑・豪雨災害などの自然災害の解決に向けた温室効果ガス排出量の削減、経済活動の変化やウィズコロナにみられる生活様式の変容に基づき発生した環境問題といった新たな地球規模での課題も山積みとなっております。

今回、こうした刻々と変化する国際的な環境情勢やSDGs(持続可能な開発目標)に向けた具体的な行動に対応しながらも、本町の自然環境の保全や創造・利活用、生活環境の向上を図り、さらに良好な地球環境の持続につなげる一翼を担うために、目指すべき環境未来像を『豊かな自然と安全で快適な暮らしのある「ガーデンシティ」を次世代に』と定め、「緑豊かで美しい生活と歴史・文化、環境を次世代へつなぐ」ことを目的として、この度「第3次柴田町環境基本計画」を策定いたしました。

この計画を環境の問題解決に向けた行動の基礎として位置づけ、行政が率先して取り組むとともに、さらに町民・事業者・民間団体などの皆さまの行動指針として広く活用されることを願っております。

最後に、本計画を策定するにあたり貴重なご意見を賜りました多くの町民や事業者の皆さまをはじめ、策定にご尽力いただいた第3次柴田町環境基本計画策定町民会議、柴田町環境審議会に対して、心から厚くお礼申し上げます。

令和5年3月



第3次柴田町環境基本計画

目次

序論 計画策定の基本的事項	1
1. 計画の基本的事項	1
2. 前計画（第2次柴田町環境基本計画）の概要	6
3. 計画の視点	7
第1章 柴田町の環境の現状と課題	9
1. 柴田町の現況	9
2. 町民・事業者の環境に関する意識	22
3. 柴田町の環境課題	28
第2章 目指すべき環境未来像	31
1. 目指すべき環境未来像	31
第3章 計画の基本方針と施策の展開	32
1. 生活環境 安全で快適な暮らしの確保	33
2. 地球環境 カーボンニュートラル社会の実現	45
3. 自然環境 豊かな自然の保全と継承	51
4. 公民連携 連携と協働による環境保全の推進	59
第4章 重点施策	67
1. 重点施策1 「再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの促進」	69
2. 重点施策2 「森林・里山・農地などの身近な自然の保全と活用」	71
3. 重点施策3 「多様な主体との連携と協働」	73
第5章 計画の推進	75
1. 計画の推進体制	75
2. 計画の進行管理	77

資料

1. 第3次柴田町環境基本計画について（諮問） 1-1
2. 第3次柴田町環境基本計画について（答申） 2-1
3. 計画策定の組織 3-1
4. 計画策定の経緯 4-1
5. 町民・事業者の環境に関するアンケート調査の結果 5-1
6. SDGsとの関連性 6-1
7. 用語集 7-1

序論 計画策定の基本的事項

ここでは、計画の背景や基本的事項、前計画「第2次柴田町環境基本計画（以下、「第2次計画」）の概要、本計画を策定する上での計画の視点を示します。

1. 計画の基本的事項

1.1 計画の背景

柴田町は、船岡城址公園と太陽の村に代表される緑豊かな丘陵地や、白石川と阿武隈川に抱かれた豊かな大地が広がる自然環境を有し、恵まれた地域の歴史、文化を活かしたまちづくりを推進してきました。

平成14年（2002年）1月に施行した柴田町環境基本条例に基づき、平成14年（2002年）3月に第1次柴田町環境基本計画を策定し、町民、町、事業者の各主体が責務と役割を分担しながら、環境保全に資する取り組みを進めてきました。さらに、平成23年度（2011年度）に策定した第2次柴田町環境基本計画に基づき、町民、町、事業者の連携と協働をさらに進め、自然環境の保全のための施策や地球環境問題にも関心を持ち、できる範囲での取り組みを進めてきました。

しかし、住民生活の豊かさや経済成長をもたらした、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会・経済構造は、大量のごみの発生や不法投棄による地域環境の悪化や化石燃料などの大量使用に起因する地球温暖化など、その影響は身近な地域社会はもとより、地球環境全体の持続性にかかわる規模にまで及び、さまざまな環境問題を発生させました。

また、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を契機とした原子力発電等のエネルギー問題や、近年、増加している夏の猛暑や豪雨災害といった気候変動問題をはじめとした地球環境の危機といった、新たな環境問題が顕在化する等、解決しなければならない課題が山積みとなっています。

世界的には、平成22年（2010年）の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取り組みや、平成27年（2015年）の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくCO₂の削減目標に向けた取り組みとして、各国で令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目標として掲げる動き、さらに令和3年（2021年）の気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）でのCO₂の削減目標に向けた合意など、地球環境の保全に係る取り組みが断続的に進められており、その認識は「気候変動（Climate Change）」から「気候危機（Climate Crisis）」へと変化しています。

また、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さないよう、先進国のみならず発展途上国も含めた国連に加盟するすべての国がSDGs達成に向けた取り組みを進めています。

国内においても、国は令和2年（2020年）10月に、令和32年（2050年）までに脱炭素社会の

実現を目指すことを宣言しました。令和3年（2021年）4月には、令和12年度（2030年度）の削減目標を平成25年度（2013年度）比で46%削減していく旨が公表されています。

このように柴田町を取り巻く環境情勢は刻々と変化しており、これらの変化に対応した第3次柴田町環境基本計画を策定し、着実に推進していくことで、自然環境の保全や創造・利活用や生活環境の向上を図るとともに、さらに良好な地球環境の持続につなげる一翼を担いながら、柴田町の緑豊かで美しい環境を次世代に引き継いでまいります。

1.2 計画の役割

柴田町環境基本計画は、平成14年（2002年）1月に制定された「柴田町環境基本条例」を根拠とする計画で、柴田町環境基本条例第3条に掲げた「基本理念」の具体化に向けて、長期的な目標、施策の方向等を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な役割を担うものです。

表1 計画の役割（基本理念）

生活	<u>環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で文化的かつ安全な生活を安定して営むことができる恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継ぐことができるよう適切に行われなければならない。</u>
自然	<u>環境の保全及び創造は、人が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然と人とが共生できる地域環境づくりに町民が取り組むことにより行われなければならない。</u>
資源の管理 と利用	<u>環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進により行われなければならない。</u>
町民・町・事業者の役割	<u>地域環境保全は、町、事業者及び町民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぼす影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。</u>

1.3 計画の位置づけ

柴田町環境基本計画は、柴田町環境基本条例第9条に規定する計画であり、環境施策において柴田町の最も基本となる計画です。

したがって、柴田町が策定する環境に係る各種計画との連携を図りつつ、「第6次柴田町総合計画」を環境面から実現していく役割を担うとともに、町民・町・事業者が環境の保全と創造や利活用に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。

また、計画の策定にあたっては、世界の動きや、国・県が実施する関連諸施策との整合に留意したものとします。

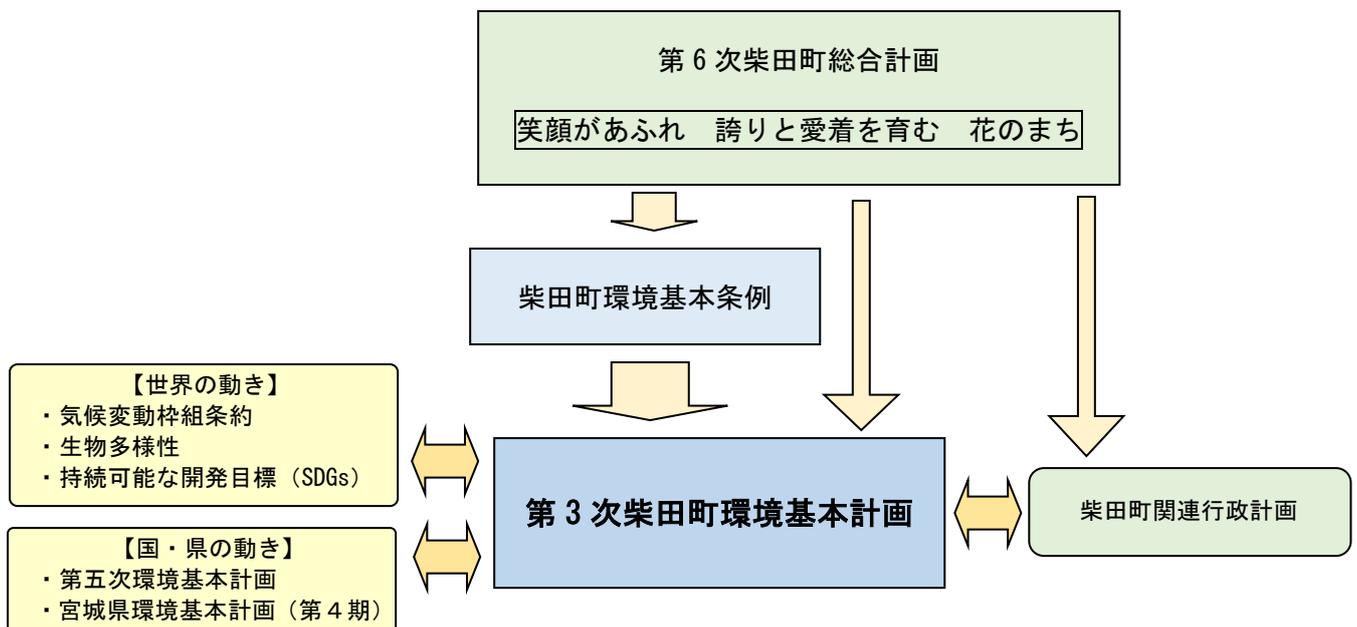


図1 柴田町環境基本計画の位置づけ

1.4 町民・町・事業者の役割

本計画の根拠となる「柴田町環境基本条例」では、町民・町・事業者が一体となって環境の保全と創造に取り組む責務を定めています。本計画においても、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

表2 町民・町・事業者の責務

町民の責務	町民は、その日常生活に伴う <u>環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、町が実施する施策に協力する責務を有する。</u>
町の責務	町は、環境の保全及び創造に関し、 <u>地域の自然的、社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。</u>
事業者の責務	事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴う <u>環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する施策に協力する責務を有する。</u>

1.5 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）を目標年次とする10年間とします。

また、今後の社会情勢の変化や科学技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

1.6 計画の対象地域

本計画の対象地域は、柴田町全域とします。ただし、環境問題の広域的な影響を鑑み、周辺地域の環境や地球環境も考慮したものとします。

1.7 計画の対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、以下の「環境項目」を総合的にとらえていくものとします。

表3 本計画が対象とする環境項目

生活環境	大気環境
	水環境
	生活環境（騒音・振動）
	廃棄物の減量と適正処理
地球環境	資源・エネルギー、温暖化、カーボンニュートラル
自然環境	自然環境、生物多様性
公民連携	環境教育、環境学習
	環境保全活動
	環境情報の共有

2. 前計画(第2次柴田町環境基本計画)の概要

第2次柴田町環境基本計画は、平成14年度(2002年度)に策定した「第1次柴田町環境基本計画」を引き継ぐ形で、平成24年(2012年)2月に、目標年次を令和元年度(2019年度)とした8ヵ年計画として策定しました。第2次柴田町環境基本計画では、基本方針1「環境に配慮した安全で快適なまちづくり」、基本方針2「豊かな自然と文化を大切にしたまちづくり」、基本方針3「環境保全と創造への参加と協力の人づくり」の3つの基本方針に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

基本方針1

「環境に配慮した安全で快適なまちづくり」では、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取り組みを推進し、限りある資源の再利用、廃棄物の減量化・再資源化、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入などを目指すことにより、健全で恵み豊かな生活環境の維持と身近にある自然と共生しながら、持続的に発展可能な社会の構築に向けた施策を展開してきました。

基本方針2

「豊かな自然と文化を大切にしたまちづくり」では、市街地周辺部に広がる農村空間や自然環境との共生を図るとともに、花と緑が織りなす魅力あふれる景観づくりを目指してきました。

また、柴田町には多くの歴史・文化遺産が残されており、これらの歴史・文化遺産とともに柴田町の豊かな自然を保全し、次世代に引き継ぐ施策を展開してきました。

基本方針3

「環境保全と創造への参加と協力の人づくり」では、町民・町・事業者の各主体が、それぞれ、環境に対して関心を持ち、協力しながら積極的に環境負荷の低減に取り組むことが必要であり、一人ひとりの環境に対する意識を高め、互いに協力しながら環境問題に取り組む施策を展開してきました。

第3次となる本計画は、このような取り組みを推進してきた第2次柴田町環境基本計画の成果と課題を踏まえながら、SDGs やカーボンニュートラルといった世界的な流れや我が国の社会経済情勢の変化に伴う、新たな環境課題に対応した計画を策定します。

3. 計画の視点

本計画は、第2次柴田町環境基本計画の成果や課題を踏まえるとともに、近年の環境を取り巻く社会動向や上位・関連計画、町民や事業者の環境意識などを考慮し、以下の点に着目して計画策定の検討を行いました。

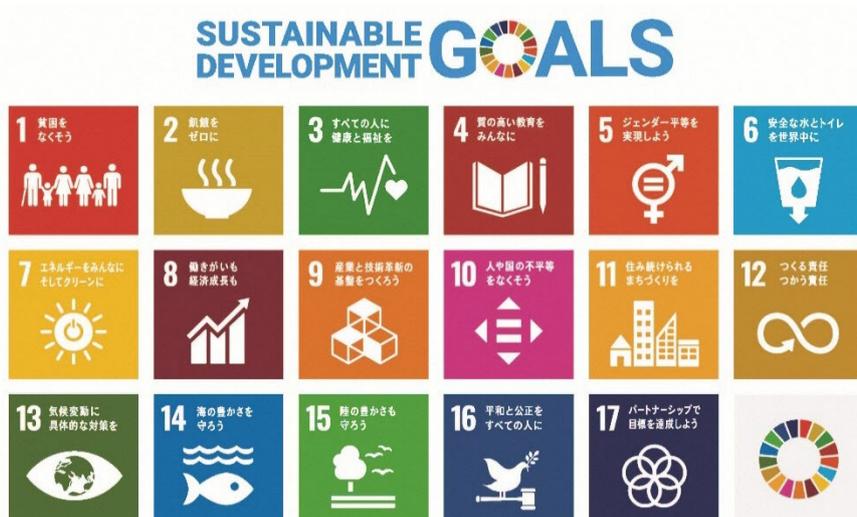
3.1 変化する環境情勢に対応した計画

(1) SDGs への対応：持続可能なまちの実現

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として「SDGs(エスディージーズ：持続可能な開発目標)」が採択されました。

本計画では、柴田町の環境を考える上でも、この世界的な目標を念頭において、持続可能なまちを実現する計画として策定します。

【SDGsにおける17の目標(ゴール)】



(2) 気候変動の影響への対応：安全で強靭なまちの実現

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で進行しています。平成30年(2018年)11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

本計画では、従来の「緩和策」に加え、気候変動に適応するための再生可能エネルギー導入等の温暖化対策関連計画の取り組みを加えた脱炭素化社会を実現する計画とします。

また、柴田町では、町が行う全ての事務及び事業を対象とした「第2次柴田町地球温暖化防止実行計画」を令和3年(2021年)に策定し、人為的に排出されている温室効果ガスの中で影響量が最も大きいと見積もられている二酸化炭素(CO₂)を対象に排出抑制活動に取り組んでおり、これらの計画を適切に位置づけた計画とします。

3.2 町民・町・事業者など、多様な主体との連携・協働で進める計画

柴田町では、第2次柴田町環境基本計画においても「環境保全と創造への参加と協力の人づくり」を計画の基本方針に定め、環境問題を解決するために、積極的に環境保全活動に参加・協力できる人材の育成を図ってきました。

第3次環境基本計画では、町民や事業者の環境に対する意識をさらに高め、具体的な行動に移してもらうために、町民や事業者に対して環境問題の啓発や、環境に対する町の取り組みなどの周知を図り、新たな町民や事業者の積極的な参加を促し、多様な主体との連携・協働をさらに強化する計画とします。

また、町民や事業者との協働、パートナーシップを強化するためにも、第3次環境基本計画においては、計画の体系をわかりやすく構成するとともに、使う言葉も、わかり易い言葉での表現に留意しています。

第 1 章 柴田町の環境の現状と課題

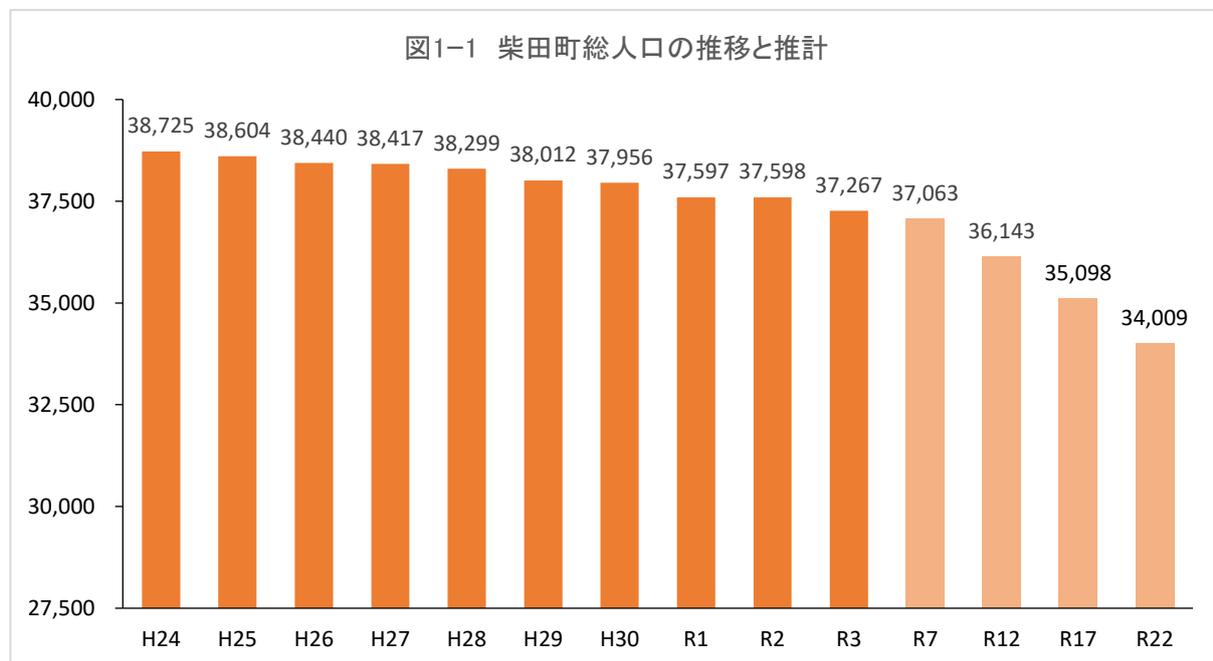
1. 柴田町の現況

1.1 柴田町のすがた

1.1.1 人口

柴田町の人口は、長期にわたって緩やかな減少傾向にあり、令和 3 年（2021 年）12 月末現在の人口は 37,267 人で、第 2 次環境基本計画策定時（平成 24 年（2012 年）12 月末現在 38,725 人）より 1,458 人減少しています。

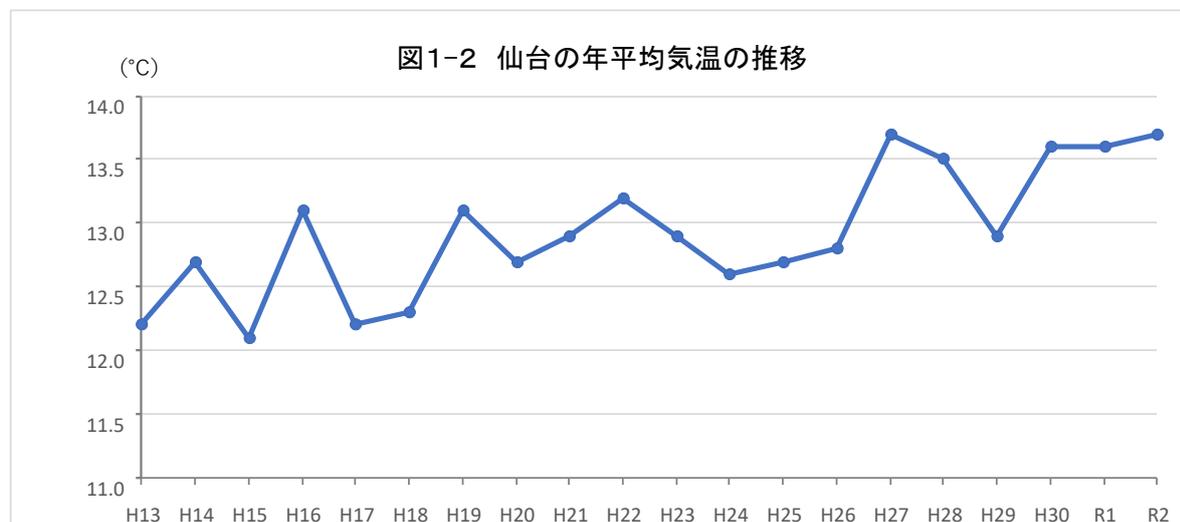
高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口比率）は 30.55%（令和 3 年（2021 年）12 月末現在 11,386 人）で、高齢化がさらに進行しています。20 年後にあたる令和 22 年（2040 年）には、人口 34,009 人になると推計され、人口の減少とともに高齢化の進展が予測されています。



出典：住民基本台帳による人口・世帯数統計表、町民環境課「年齢別人口集計」、第 2 期柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ※R7～R22 の 総人口は出典に示された推計値

1.1.2 気温

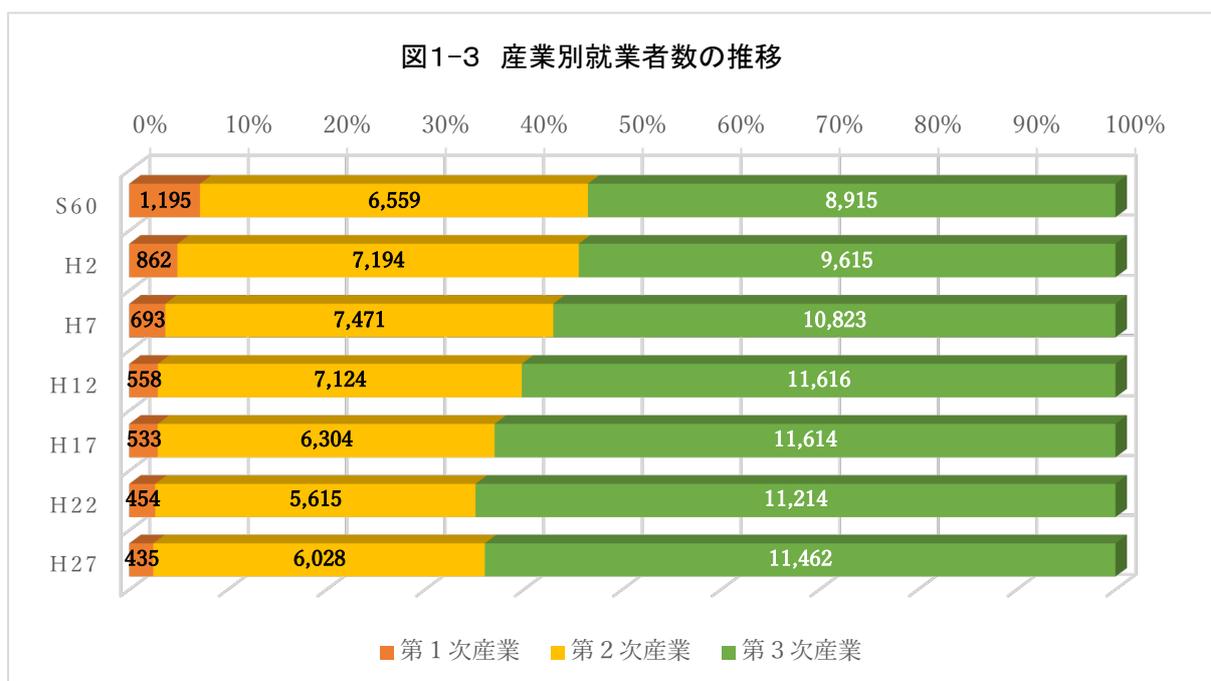
年平均気温の推移を見ると、上昇傾向がみられ、地球温暖化の影響が懸念されます。過去 20 年間摂氏 12 度を下回る年がなく、平成 27 年度（2015 年度）からは摂氏 13 度を超える年が多くなっています。



出典：仙台管区気象台ホームページ、観測地点は仙台市

1.1.3 産業

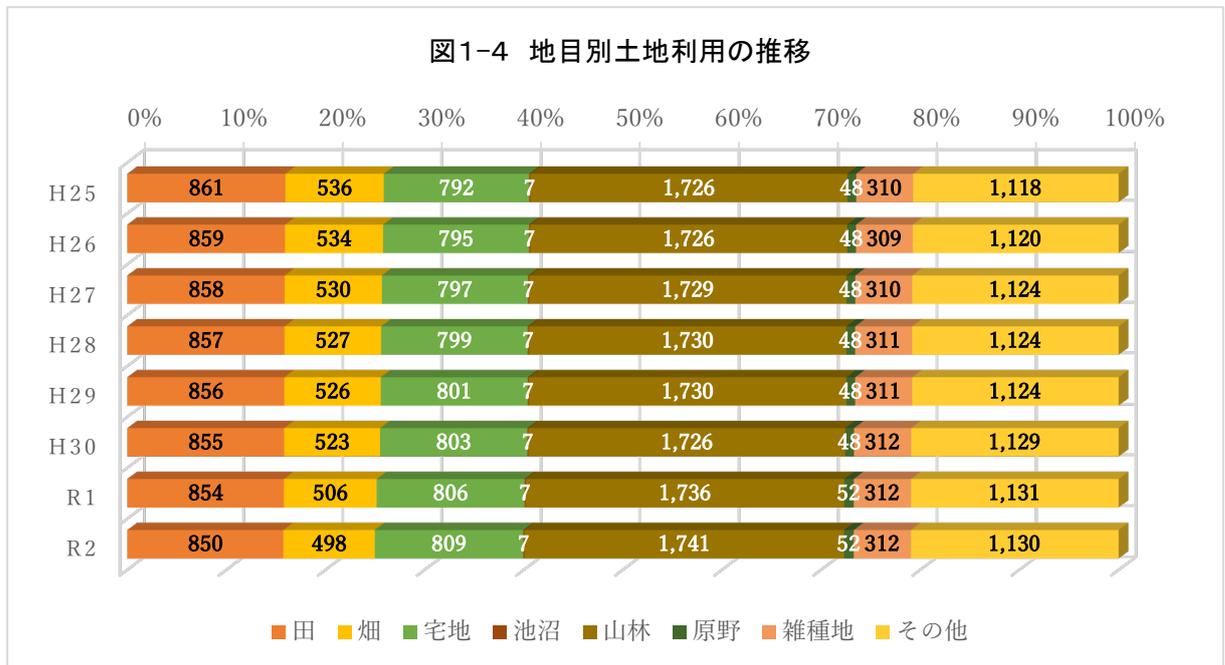
第 1 次産業の就業人口は長期にわたって減少しており、第 2 次産業の就業者数も平成 7 年(1995 年)の国勢調査をピークに減少しています。これに対し、第 3 次産業の就業人口は緩やかな増加傾向を示しており、平成 22 年（2010 年）調査では減少したものの、平成 27 年（2015 年）調査において年全体に占める割合は 63.9%となるなど、昭和 60 年（1985 年）調査の 53.5%から 10.4 ポイントの増加となっています。



出典：国勢調査

1.1.4 土地利用

令和2年（2020年）においては、田が15.7%（850ha）、畑が9.2%（498ha）、宅地が15.0%（809ha）を占めています。平成25年（2013年）と比較すると、田が約0.3%の減、畑が0.7%の減、宅地が約0.3%の増となっており、土地利用については目立った変化は見られません。



出典：柴田町税務課「固定資産概要調書」

1.2 大気環境

二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質については、宮城県が柴田町役場庁舎内に一般環境大気測定局を設置し、常時監視しているところですが、いずれも環境基準を達成しています。

しかし、光化学オキシダントについては、注意報・警報発令基準以下の数値ではあるものの、昼間の1時間の最高値が環境基準値を上回っていることから予断を許さない状況であり、緊急時には注意報・警報を速やかに発令するとともに、迅速な広報等を行います。

表1-1 一般環境大気柴田測定局年平均値

(単位：ppm、mg/m³)

	環境基準	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
二酸化硫黄(SO ₂)	0.04	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
浮遊粒子状物質(SPM)	0.10	0.016	0.014	0.014	0.016	0.017
二酸化窒素(NO ₂)	0.04~0.06	0.008	0.007	0.006	0.006	0.005

出典：宮城県環境白書

表1-2 光化学オキシダント(昼間の1時間値の最高値)

(単位：ppm)

	環境基準	注意報	警報	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
光化学オキシダント	0.06	0.12	0.4	0.091	0.084	0.108	0.088	0.100

出典：宮城県環境白書

1.3 水環境

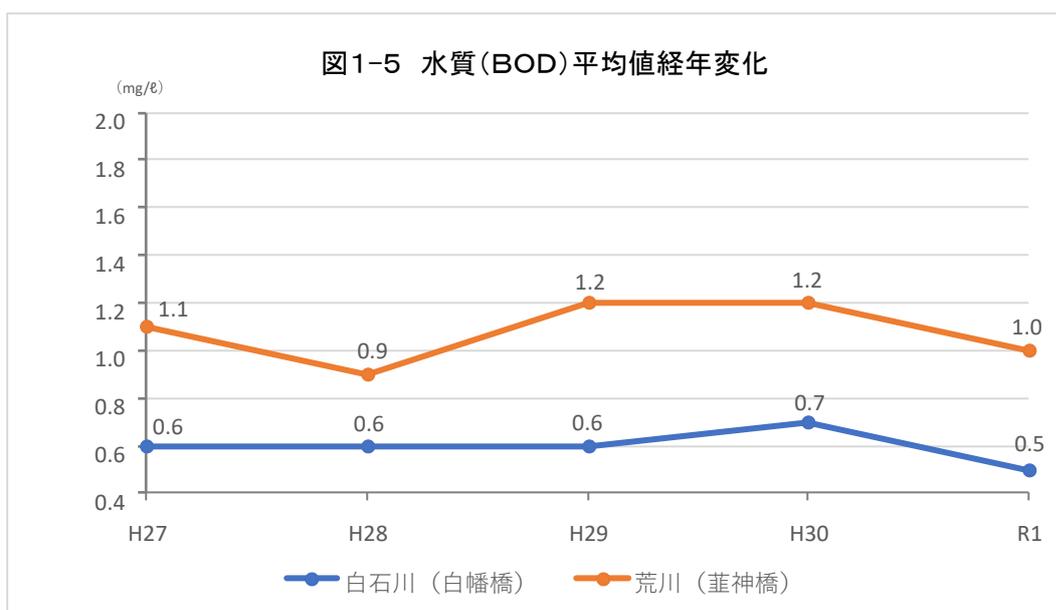
河川等の水質については、河川水質調査と主要排水路水質調査を毎年実施しています。河川の水質は、上流域での環境の変化にも左右されるため、引き続き監視を続けていく必要があります。

1.3.1 水質測定結果

河川等の水質調査結果は、下記のとおりです。

イ. 河川水質調査(通年測定:白幡橋・葦神橋)

宮城県は白幡橋と葦神橋で通年、河川の水質測定を実施しています。令和元年度の調査では、水質についての大きな変化は見られませんでした。



※A類型河川環境基準の生物化学的酸素要求量 (BOD) 2mg/L 以下

出典：宮城県環境白書

ロ. 主要排水路水質調査

町内を流れる主要排水路9地点(船岡字山田、船岡字川端、船岡字中島、下名生字剣水、槻木字新小井戸、槻木字館前、下名生字大畑前、四日市場字二本木前、葉坂字小山)は法令が定める水域に該当しませんが、町民の生活に密接する水路であるため、水環境の現状を把握する指針として毎年水質測定調査を実施しています。平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)の期間においては、全9地点で環境基準を満たす結果となっています。

表1-3 主要排水路水質調査経年変化

測定値	年度	水温 (°C)	水素イオン 濃度(pH)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数※ (MPN/100mL)
環境基準 (河川E類型)	—	—	6.0~8.5	10	—	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	—
船岡 字山田	H28	17.3	7.4	4.7	4.9	4	24,000
	H29	—	7.6	8.7	3.2	2	22,000
	H30	14.6	7.6	1.7	3.7	2	13,000
	R1	23.6	7.2	0.7	2.5	2	490
	R2	18.4	7.3	0.9	2.7	3	520
船岡 字川端	H28	17.6	8.2	0.7	4.0	1	70,000
	H29	15.3	7.6	0.9	3.6	8	49,000
	H30	14.2	8.9	0.5	4.4	1未満	14,000
	R1	24.1	8.1	0.6	4.2	4	11,000
	R2	18.9	8.0	0.7	4.5	5	13,000
船岡 字中島	H28	16.8	7.5	0.7	2.4	6	17,000
	H29	15.3	7.3	0.7	2.2	3	79,000
	H30	14.6	8.2	1.6	4.0	3	14,000
	R1	23.7	8.4	0.5未満	2.6	2	79,000
	R2	18.1	8.2	0.5未満	2.8	3	77,000
下名生 字剣水	H28	16.4	7.9	2.1	3.5	8	92,000
	H29	17.2	7.3	1.7	0.5未満	11	350,000
	H30	15.2	7.8	1.5	4.2	1未満	79,000
	R1	23.5	7.6	1.9	4.3	22	7,900
	R2	19.2	7.5	2.0	4.6	21	7,700
槻木 字新小井戸	H28	17.8	7.6	0.5	4.4	2	70,000
	H29	13.6	7.1	0.5未満	3.5	3	11,000
	H30	12.3	7.7	1.4	5.2	7	79,000
	R1	23.7	7.9	1.1	6.3	8	240,000
	R2	19.2	7.8	1.3	6.7	9	250,000
槻木 字舘前	H28	18.4	6.9	1.6	11	14	110,000
	H29	14.2	6.5	0.6	7.9	7	79,000
	H30	12.7	7.0	1.7	9.5	9	70,000
	R1	23.9	6.7	2.0	13	34	110,000
	R2	18.8	6.8	3.5	16	38	14,000
下名生 字大畑前	H28	17.7	8.9	1.0	3.5	3	13,000
	H29	16.4	7.3	1.2	3.5	12	70,000
	H30	18.4	9.0	0.8	3.4	3	6,800
	R1	23.2	7.9	0.9	3.5	30	1,100
	R2	19.5	7.7	1.0	3.3	28	1,300
四日市場 字二本木前	H28	17.7	7.6	0.5	2.3	4	22,000
	H29	14.6	7.2	0.5	2.6	5	54,000
	H30	13.1	7.7	0.7	2.9	2	79,000
	R1	23.3	7.3	1.5	3.9	13	7,900
	R2	18.6	7.4	1.6	3.7	14	7,700
葉坂 字小山	H28	16.1	7.6	0.5未満	1.8	1未満	1,100
	H29	14.8	7.8	0.5未満	2.3	8	700
	H30	14.1	7.5	0.5未満	3.4	3	2,200
	R1	20.2	7.8	0.5未満	3.5	11	13,000
	R2	13.2	7.7	0.5未満	3.6	12	14,000

※大腸菌群数は、検体を採取する前の天候・気温・土壌等の要素により、測定値に大きく差が生じる場合がある。

出典：柴田町主要排水路水質検査結果

1.3.2 下水道普及率

柴田町の下水道は、昭和49年度（1974年度）から県南5市6町で組織する阿武隈川下流流域関連公共下水道として事業に着手し、昭和60年（1985年）1月より供用開始となっています。

令和元年度（2019年度）における下水道の全体計画面積は1046.7ha、事業認可区域面積は880.8ha、事業完了後の整備面積は747.2haであり、整備率は全体計画面積に対し71.4%、事業認可区域面積に対し84.8%となります。

また、柴田町の下水道処理人口普及率は令和元年度（2019年度）末において全国平均値79.7%に対し、79.4%と全国平均値には僅かに及ばないものの毎年着実な伸びを示しています。

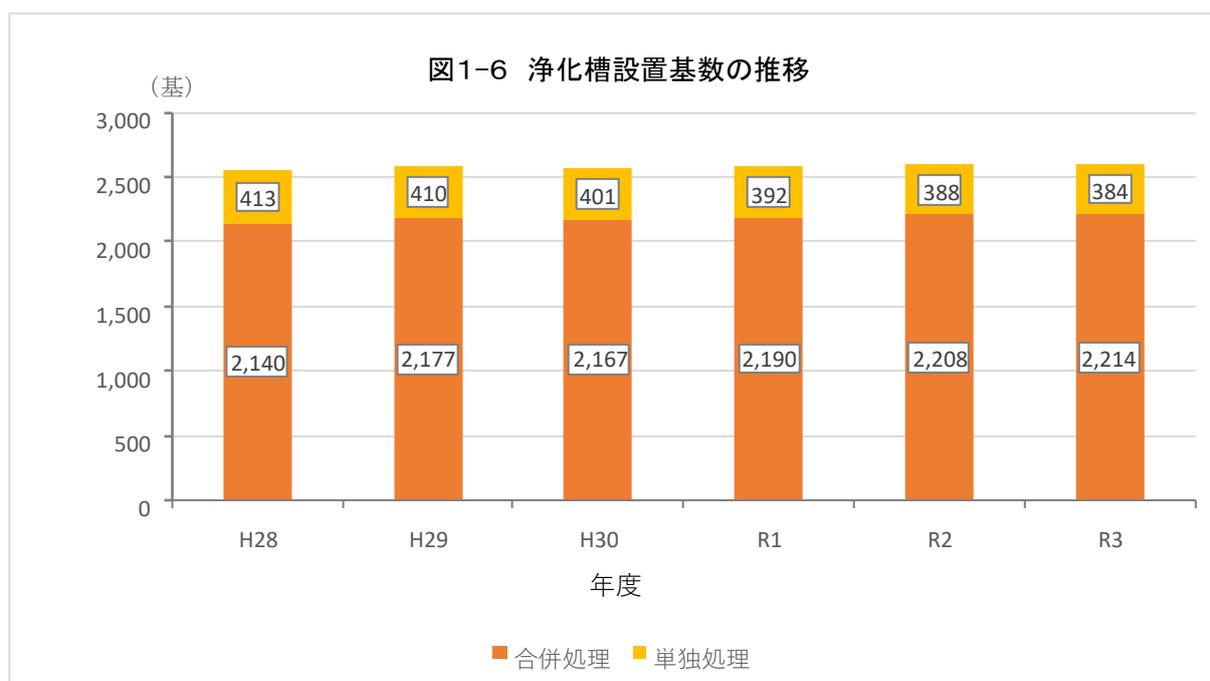
今後も、継続的に下水道の整備を実施し、整備面積の拡大と水洗化促進を図ります。

※下水道普及率の全国平均値には、震災により「福島県において東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町、葛尾村）」の数値は反映されていません。

1.3.3 浄化槽設置基数の推移

膨大な費用と時間のかかる下水道に比べ、安価で早く設置でき将来の人口変動にも対応しやすい合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理するため水質保全効果が高く、管渠で接続せず短期間で各戸に配置できることから、社会的に高い期待を集めています。一方、単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま放流するため、水質保全の観点から問題も多く、現在新設は原則禁止されているほか、既存の単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換に努めることとされています。

柴田町では、浄化槽設置整備補助事業により合併処理浄化槽の普及に努めており、設置済み浄化槽の約85%が合併処理浄化槽となっています。なお、近年では公共下水道認可区域が広がっていることから、浄化槽から下水道への切り替えが進んでいます。



出典：柴田町町民環境課

1.4 騒音

騒音については、自動車騒音評価を道路沿道の住居等 12 区間で面的評価を実施し、新幹線鉄道騒音については 1 地点で測定しています。

自動車交通騒音については、騒音に係る道路に面する地域の環境基準（昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下）により、宮城県が道路沿道の住居等一戸一戸について評価する面的評価の手法が導入されており、令和元年度（2019 年度）の評価において、国道 4 号及び県道白石柴田線、県道船岡停車場船迫線沿いで環境基準の未達成状況が発生しています。

表1-4 自動車交通騒音面的評価結果経年変化

（単位：％）

路線名	始点	終点	全日環境基準達成率*				
			H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
一般国道 4 号	村田町大字沼辺	西船迫	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1
〃	西船迫	大字船迫	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0
〃	槻木白幡5丁目4	大字槻木	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
〃	大字槻木	大字四日市場	70.3	70.3	70.3	70.3	70.3
一般国道 349 号	大字下名生	大字下名生	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県道亙理大河原川崎線	大河原町字高砂町	大字船岡	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県道白石柴田線	大字船岡	大字下名生	92.6	92.6	92.6	92.6	92.6
県道亙理村田線	槻木下町2丁目7	大字槻木	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県道船岡停車場線	船岡中央1丁目2	船岡中央1丁目7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県道角田柴田線	大字船岡	東船迫	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県道船岡停車場船迫線	船岡東1丁目3	西船迫	95.8	95.8	95.8	95.8	95.8
県道槻木停車場線	槻木新町1丁目2	槻木下町2丁目9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※全日環境基準達成率 昼間と夜間のどちらも環境基準を達成していること。

出典：宮城県環境白書

新幹線鉄道騒音測定については、宮城県が沿線市町村と連携して実施しており、環境基準とは別に暫定基準が設けられていますが、令和元年度（2019 年度）は、この暫定基準を達成していません。JR 東日本（株）では、騒音低減対策として構造物（防音壁等）対策と車両（パンタグラフ削減等）対策を実施していますが、すべての区間で対応しているわけではなく、積極的な対応要請が必要とされるところです。

表1-5 新幹線鉄道騒音測定結果経年変化

（単位：dB）

測定場所	距離	環境基準	暫定基準	H27	H28	H29	H30	R1
				(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)
大字成田字野竹内	12.5m	70	75	—	—	—	—	—
	25.0m	70	75	78	76	77	76	74
	50.0m	70	75	77	75	75	74	74
	100.0m	70	75	—	—	—	—	—

出典：宮城県環境白書

1.5 廃棄物

1.5.1 ごみの排出量

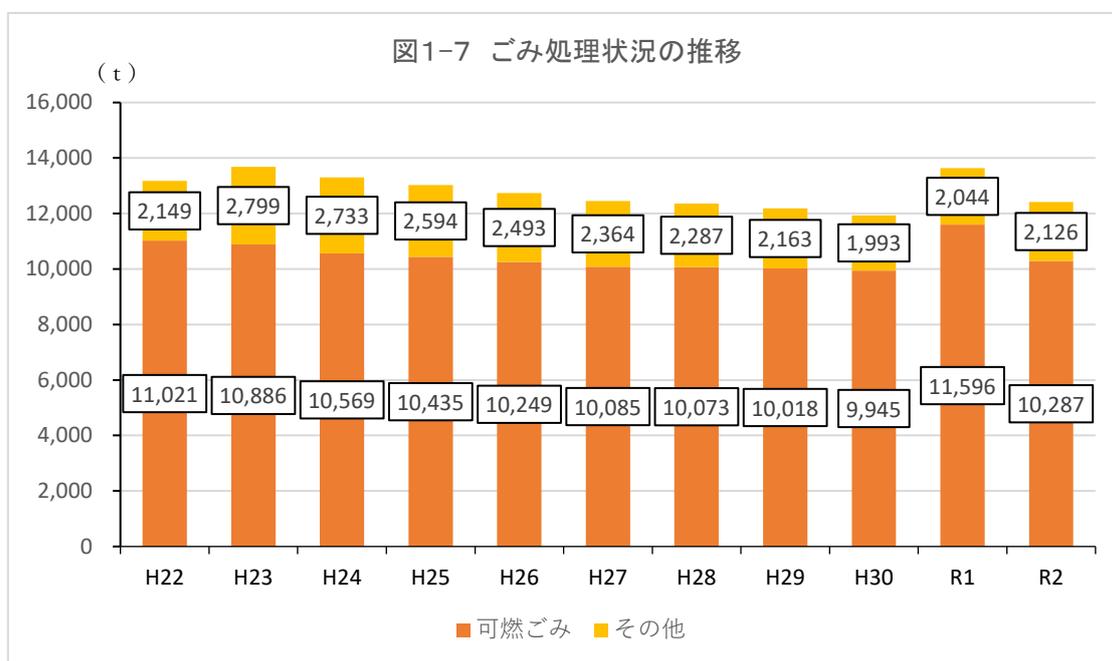
ごみの年間排出量は、経済活動や産業活動に連動していると言われており、柴田町では近年、令和元年度(2019年度)を除いて概ね11,000t(可燃・不燃・資源・粗大の計)台で推移しています。令和2年度(2020年度)の排出量は11,684tとなっており、前年度比で1,298t(約10%)の減となっています。

今後も資源の有効利用を図るため、更なるリサイクル率の向上が求められます。

表1-6 ごみ排出量の推移

種別	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	前年度比較 R2 - R1
可燃ごみ(t)		10,085	10,073	10,018	9,945	11,596	10,287	△1,310
不燃ごみ(t)		1,065	1,006	993	918	936	927	△9
資源ごみ(t)		350	327	307	301	322	374	52
粗大ごみ(t)		77	82	63	85	128	96	△32
計		11,577	11,488	11,381	11,249	12,982	11,684	△1,298
紙資源(t)		872	872	800	689	658	729	71
負担金額(千円)		795,266	453,157	182,245	246,220	225,828	204,000	—

出典：仙南地域広域行政事務組合 ごみ処理状況、仙南地域広域行政事務組合 決算審査意見書、柴田町資料



出典：柴田町町民環境課

表1-7 可燃ごみ排出量及び焼却に要した費用の推移

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
可燃ごみ排出量(t)	10,073	10,018	9,945	11,596	10,287
負担金額(千円)	333,089 ※	51,751	33,262	47,804	62,246
世帯数(戸)	15,530	15,597	15,768	15,836	16,018
総人口(人)	38,299	38,012	37,956	37,597	37,598
世帯当り排出量(kg)	649	642	631	732	642
世帯当り負担金額(円)	21,448	3,318	2,109	3,019	3,886
一人当り排出量(kg)	263	264	262	308	274
一人当り負担金額(円)	8,697	1,361	876	1,271	1,656
ごみ収集委託料(千円)	89,274	88,420	91,574	94,363	97,150

出典：町民環境課「住民基本台帳による行政区別人口・世帯数統計表(各年12月末日)」、

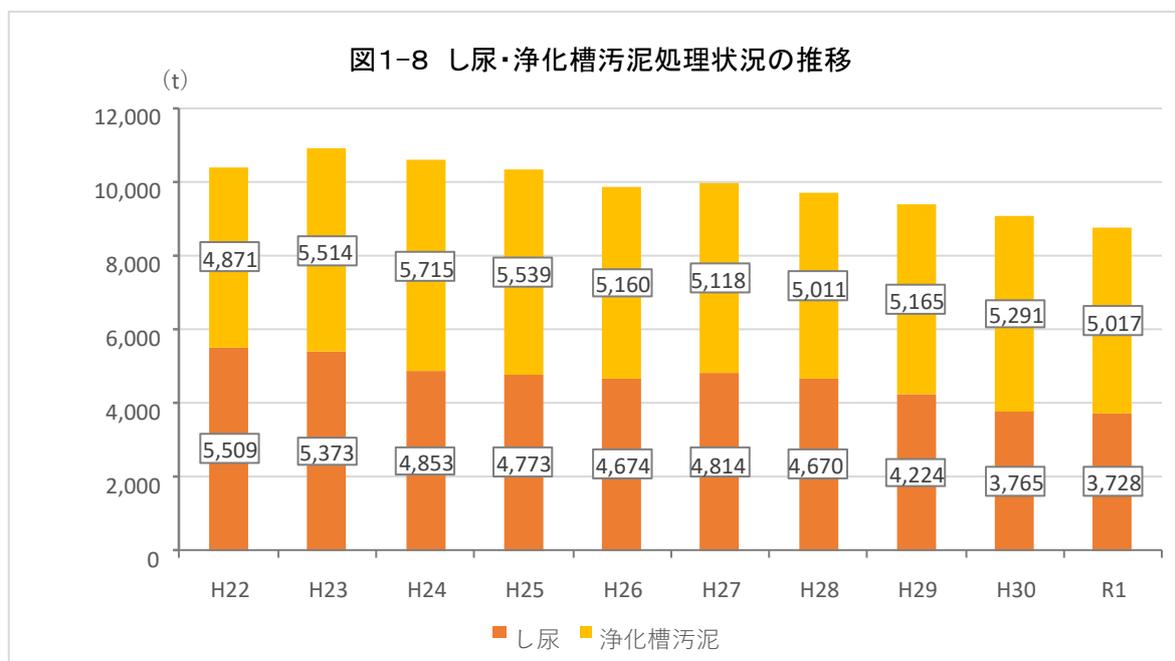
仙南地域広域行政事務組合 ごみ処理状況、柴田町資料

※仙南クリーンセンター開設のため負担金額増

1.5.2 し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿処理量については、年々減少してきており、下水道の普及や合併処理浄化槽への切り替えがその大きな要因となっています。

浄化槽汚泥処理量については、平成24年度(2012年度)から減少傾向となっています。家屋の建て替え等を機に、汲み取り処理から浄化槽処理への切り替えと、さらには浄化槽処理から下水道処理への切り替えが進展しています。



出典：柴田町町民環境課

※処理量は柴田衛生センターで処理した量

1.6 地球環境

1.6.1 地球温暖化対策

平成9年(1997年)に開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択され、平成14年(2002年)に批准された京都議定書では、第1約束期間(平成20年(2008年)～平成24年(2012年)の5年間)において、温室効果ガスの総排出量を基準年である平成2年(1990年)比で6%削減することが目標とされ、我が国については8.7%の削減によりこの目標を達成しました。その後、平成27年(2015年)に京都議定書の後継となるパリ協定が合意され、同協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことを目標にし、途上国を含む全ての主要排出国が対象となっています。日本は「平成25年度(2013年度)比で26%削減」を目標に定めています。

柴田町としても温室効果ガス抑止に係る一事業所の取り組みとして、町が行う全ての事務及び事業を対象とした「第2次柴田町地球温暖化防止実行計画」を令和3年(2021年)に策定し、人為的に排出されている温室効果ガスの中で影響量が最も大きいと見積もられている二酸化炭素(CO₂)を対象に排出抑制活動に取り組んでいます。

第2次柴田町地球温暖化防止実行計画における取り組み

(1) 温室効果ガス総排出量削減目標

基準年度 平成25年(2013年)	削減目標	目標年度 令和12年(2030年)
3,043 t-CO ₂	26%	2,252 t-CO ₂

(2) 温室効果ガス総排出量削減目標

		基準年度 使用量	削減目標	目標年度 使用量	温室効果ガス 削減効果
(1)燃料使用量	暖房用燃料	225 kℓ	26%	167 kℓ	438 t-CO ₂
	車両用燃料	40 kℓ		29 kℓ	72 t-CO ₂
(2)電気使用量		3,983,504 kWh		2,947,793 kWh	1,742 t-CO ₂

(3) その他の削減目標

	基準年度 排出量	削減目標	目標年度 排出量
ごみ排出量	128,120 kg	10%	115,308 kg

今後は各主体である国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった排出抑制目標の達成に向けた施策の展開が求められるところです。

1.7 柴田町の環境への取り組み

1.7.1 柴田町のこれまでの取り組み

【環境保全】

- ・ 廃食油回収事業の実施
回収した廃食油は、家畜飼料への添加物として民間事業者へ提供しています。
- ・ 環境指導員の配置
環境監視及び美化活動を行う環境指導員を町からの委嘱により配置しています。
- ・ 環境学習会の実施
出前講座や環境フェアなどを開催して環境問題への普及啓発を実施しています。
- ・ 各種補助金交付事業の実施
生ごみ処理容器等設置補助、リサイクル活動団体への助成、農業用廃プラスチックの処理助成を行っています。
- ・ 広域行政での取り組み
ごみの組成分析、処理施設の見学会、宮城県環境教育リーダーによる講演会等を行っています。
- ・ 農業関連の環境保全指導の徹底
耕作放棄地への管理指導の取り組みを行っています。
- ・ 町有林保育事業
適正な間伐等の保全活動を行っています。
- ・ おもてなしクリーン作戦の実施
しばた桜まつり開催前に、会場周辺の清掃活動を行っています。
- ・ しばた桜まつり、しばた紫陽花まつり、しばた曼珠沙華まつりの開催
四季のイベントに際し、緑化の推進を行っています。
- ・ 浄化槽設置整備事業の実施
水環境の保全に向けた取り組みとして実施しています。
- ・ 主要排水路水質検査の実施
水環境の保全に向けた取り組みとして実施しています。

【ごみ】

- ・ レジ袋削減への取り組み
マイバッグの持参を奨励し、可燃ごみに多く含まれるレジ袋の削減に努めています。
- ・ 資源ごみストックヤードの設置
ビン、缶、ペットボトル、紙資源回収のため、資源ごみストックヤードを設置しています。
- ・ フードロスへの取り組み
飲食店協力による食物残渣削減の取り組みを実施しています。

【エネルギー関連】

- ・ 公共施設、防犯灯、街路灯のLED化
消費電力削減による温室効果ガス削減のため、LED化の取り組みを推進しています。

- ・庁舎改修工事に係る環境負荷の軽減
庁舎改修時にLED照明、空調設備の省エネ化等の取り組みを推進しています。
- ・しばたエコポイント事業の実施
電力消費削減を目指したポイント事業の取り組みを実施しています。

1.7.2 民間団体の取り組み

【地域団体】

- ・町内会・自治会・行政区
環境整備、清掃、除草、枝の切払い、資源回収活動等の取り組みを実施しています。
- ・槻木地域づくり推進協議会
阿武隈川河川敷内クリーン活動を実施しています。

【学校関係団体】

- ・PTA、子ども会育成会、各種団体
資源回収活動の取り組みを実施しています。
- ・仙台大学
学生による大学周辺環境整備・清掃等の取り組みを実施しています。

【民間団体等】

- ・みどりの会柴田
あそびを取り入れた環境保護活動を実践し、河川敷での自然体験活動、自然観察会などを開催、合わせて白石川左岸の清掃、除草、草花の植栽にも取り組んでいます。
- ・西住生活学校
EM菌による環境改善活動の取り組みを実施しています。
- ・自然となかよしの会
EM菌による環境改善活動の取り組みを実施しています。
- ・柴田町さくらの会
桜の剪定、緑化活動等の取り組みを実施しています。

1.7.3 事業者の取り組み

- ・柴田町商工会
部会ごとに環境整備活動・清掃等の取り組みを実施しています。
- ・陸上自衛隊船岡駐屯地
周辺区域の環境整備活動の取り組みを実施しています。
- ・町内小売店によるリサイクル活動
ビン、缶、ペットボトル、紙資源の回収活動を実施しています。
- ・農業者
草刈り等の環境保全活動や環境保全米の生育に取り組んでいます。

2. 町民や事業者の環境に関する意識

2.1 アンケート調査の概要

2.1.1 調査の目的

第3次柴田町環境基本計画策定の基礎資料とするため、町民や事業者の環境に関する意向を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

2.1.2 調査内容

調査は、以下の内容について、町民アンケート、事業者アンケートを実施しました。

(1) 町民アンケート

- ① 基礎的事項（属性：性別、年齢、居住区）
- ② 関心のある環境問題について
- ③ 柴田町の環境について
- ④ 日常生活における取り組みについて
- ⑤ 新エネルギー機器の導入について
- ⑥ 町が行う環境施策について

(2) 事業者アンケート

- ① 基礎的事項（属性：会社の業種、従業員数）
- ② 環境マネジメントシステムの取得について
- ③ 広報・啓発活動について
- ④ 事業活動における環境保全の取り組みについて
- ⑤ 環境政策に対する要望について

2.1.3 調査方法と配布と回収、調査期間について

調査方法と配布と回収、調査期間について、下記のように行いました。

(1) 町民アンケート

1) 調査対象

無作為抽出による、満16歳以上の町民2,000人を対象としました。

2) 配布と回収

アンケート調査票の配布は郵送により実施し、回収については郵送による回答及びインターネットによる回答で行いました。

3) 調査期間

調査期間：令和4年6月24日（金）～令和4年7月15日（金）

(2) 事業者アンケート

1) 調査対象

町内事業所 100 社を対象としました。

2) 配布と回収

アンケート調査票の配布は郵送により実施し、回収については郵送による回答及びインターネットによる回答で行いました。

3) 調査期間

調査期間：令和 4 年 6 月 24 日（金）～令和 4 年 7 月 15 日（金）

2.2 アンケート調査のまとめ

2.2.1 町民アンケートのまとめ

(1) 環境問題への関心

- ・「やや関心がある」の回答が約6割、「とても関心がある」の回答が約3割と、約9割の町民が環境問題に関心を持っています。

(2) どのような環境問題に関心があるか

- ・「気候変動による影響（災害級の暑さや大雨、熱中症患者の増加、農作物の品質低下など）」の回答が約7割と最も多く、「地球規模の環境問題（地球温暖化、海洋プラスチック、熱帯雨林減少、砂漠化など）」の回答が約5割、次いで「ごみの再資源化や減量化、適正処理などのごみ問題」の回答が約4割と多い結果となりました。

(3) 柴田町の環境で良いと感じるところは

- ・「自然景観・風景が美しい」、「山林、公園などの緑が豊かである」、「空気がきれいである」、「周辺環境が静かである」の回答が4割を超える回答となりました。
- ・「環境について学ぶ機会がある」「環境活動ができる機会が豊富である」「環境に対する情報が充実している」の回答は2%未満と低い回答でした。

(4) 柴田町の環境に満足しているか

- ・「満足」と「多少満足」の回答は、合わせて5割以上でした。一方、「不満」と「多少不満」の回答は、合わせても2割以下でした。満足している方が多い結果となりました。

(5) 日常生活で普段から取り組んでいること

- ・「過剰包装は遠慮している」、「マイバッグ（買い物袋）を持参している」、「食材は買いすぎないように必要な分だけ買うように意識している」の項目は「取り組んでいる」の回答が5割以上でした。

(6) ごみについて

- ・「ごみは決められた分別に従い、指定日時に出している」、「資源として回収されるビン・缶・ペットボトル等は洗って出している」の項目は「取り組んでいる」の回答が8割を超えていました。
- ・「使用済の食用油を処分する際、肥料化や廃食油回収を利用している」、「古着を雑巾にするなど、不要になったものでも他の目的で使用している」の取り組んでいない理由として「手間がかかる」とした回答が3割を超えていました。

(7) 環境問題に対する意識・関心について

- ・「自宅周辺の清掃や草刈りをするなど適切に管理している」、「身近な生物を観察したり、外に出て自然とふれあうようにしている」、「テレビ・新聞などで、環境に関する情報を積極的に取り入れている」などの「取り組んでいる」、「ときどき取り組んでいる」の合計は70%を超えています。

(8) 導入している新エネルギー機器

- ・「LED等の環境配慮型照明」は「導入している」、「導入を予定している」回答の合計は7割を超えました。
- ・「太陽光発電システム」、「家庭用燃料電池装置（エネファーム）」、「雨水貯留施設」は「導入する予定はない」の回答が6割を超え、「薪ストーブ、木質ペレットストーブ」、「風力発電」は「導入する予定はない」の回答が7割を超えました。

(9) 柴田町が今後10年間、どのような環境施策に力を入れるべきか

- ・「自然災害の対策強化（避難情報の迅速な発信、堤防のかさ上げによる洪水防止など）」の回答が約7割と最も多く、次いで「地球温暖化対策の推進（省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入の推進など）」の回答が約4割、「下水道整備や浄化槽設置などによる川や池沼の水質改善対策」の回答が約3割、「町民に対しての、空き家・空き地などの適切な管理指導」の回答が約3割でした。

2.2.2 町民アンケート結果から見た課題

- 「気候変動」「地球温暖化対策」など、新たな環境課題への施策の推進
- 「気候変動」による自然災害への対策強化の取り組み
- 柴田町の環境に対する情報提供、世界的な環境問題に対する情報提供・環境学習などの機会提供

2.2.3 事業者アンケートのまとめ

(1) 環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得

- ・「取得していない」と回答した事業者が全体の9割以上を占め、環境マネジメントシステムの認知は低い結果となりました。

(2) 環境保全に関する目標や指針を定めているか

(3) 環境管理の一連の取り組みに関するマニュアルを作成しているか

(4) 環境保全活動に係る技術・管理手法などの情報を公表しているか

- ・それぞれ「定めていない」、「作成していない」、「公表していない」の回答が9割を超えており、事業活動における環境保全分野の取り組みの可視化が課題と考えられます。
- ・一方、環境保全に関心のある事業所が少数いることから、これらの事業者をリーダーとして育成できる機会があることがわかりました。

(5) 地域の環境保全活動への参加など実施しているか

- ・「実施していない」の回答が約7割と、地域の環境保全活動への参加に向けての啓発・働きかけが課題となります。

(6) 事業活動における環境保全の位置づけ

- ・「社会的責任の一つ」の回答が約6割と最も多く、「法規制を遵守するため」の回答が約3割、「環境への取り組みと事業活動は関連がない」の回答が約2割でした。
- ・一方、「重要なビジネスチャンス」と捉える事業者は1割未満でした。

(7) 環境保全の取り組み状況

- ・「事務用品の購入は環境配慮型製品を購入（グリーン購入）している」、「電化製品などの省エネルギー型機器への切り替えを進めている」、「社用車は定期的に整備点検を行い、アイドリングストップなど環境に配慮した運転マナーに努めている」、「ハイブリッド車（HV）や電気自動車（EV）等を導入している」、「敷地内及びその周辺の清掃活動を行っている」、「敷地内の緑化を行っている」の「実施している」、「一部実施している」、「実施に向け検討している」の回答の合計が6割を超えました。

(8) 環境に配慮した取り組みを行う際の課題

- ・「担当できる人材不足」、「費用がかかる」の回答が4割を超えました。

(9) 「ごみ問題」に対する取り組み

- ・「プラスチック製品の使用・購入や分別を行っている」、「紙・金属缶・電池などは分別回収し、再資源化に努めている」の「実施している」、「おおむね実施している」、「ときどき実施している」の回答の合計は8割を超える回答でした。

(10) 導入している新エネルギー機器

- ・「LED等の環境配慮型照明」の「導入している」、「導入を予定している」の回答の合計が8割を超えており、導入が進んでいます。次いで「太陽光発電システム」の回答が約3割で

した。

- ・導入する予定のないものとして「風力発電」が最も多く、次いで「ガス発電給湯器（エコウィル）」、「潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）」「雨水貯留施設」でした。

(11) 保有する車両台数

- ・「1～5台」の回答が約5割と最も多く、次いで「6～9台」が約2割でした。10台未満の保有が事業所全体の7割を超えています。

(12) 保有する車両のエネルギー源タイプ(複数選択)

- ・「ガソリン車」の回答が8割以上と最も多く、「ハイブリッド車（HV）」の回答が約5割の回答でした。

(13) 柴田町では今後10年間、どのような環境施策に力を入れていくべきと思うか

- ・「事業者が行う環境保全活動への支援の充実」、「資源リサイクルの推進」の「ぜひ行ってほしい」、「出来れば行ってほしい」の回答の合計が8割を超える回答でした。

(14) 柴田町では今後10年間、どのように環境施策を進めていくべきだと思うか

- ・「町全体（町民や事業者）で、皆で広く環境配慮活動をする社会」の回答が約6割と最も多く、次いで「すぐには規制を行わず、社会情勢を見て、段階的に規制を行う社会」が約2割の回答でした。

2.2.4 事業者アンケート結果から見た課題

- 「グリーンな経済システム構築」に向けた施策の推進
- 事業者が負担と感ぜずに「環境保全」に取り組める支援策などの施策の検討
- 環境保全活動を通じた地域との連携を促進する情報提供や交流機会の場の提供などの施策の検討
- 事業者が柴田町の環境の現状を知ってもらうこと、世界的な環境の情勢を理解してもらう情報提供・環境学習の機会提供

3. 柴田町の環境課題

3.1 生活環境に関する課題

(1) 健康で安心して生活を送るための大気環境の保全

柴田町では、二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質については、いずれも環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントについては、注意報・警報発令基準以下の数値ですが、昼間の1時間最高値が環境基準値を上回っている状況です。大気環境の保全は、町民の健康保護や豊かな生活環境を保全するための重要な取り組みであり、引き続き、大気環境保全の取り組みが必要となっています。

(2) 良好で安定した水環境の確保

柴田町では、河川水質調査、主要排水路水質調査を継続して行っていますが、いずれの地点においても環境基準を満たす結果となっています。良好で安定した水環境を確保していくためには、水質汚濁の発生源対策が重要です。さらに、水質汚濁の発生源の多くが家庭からの生活雑排水と事業者等による油漏れ事故に起因していることから、町民一人一人の水環境に配慮した取り組みの推進が必要となっています。さらに各集落における農業の担い手不足や高齢化によって水路の維持管理ができなくなっており、数ある用排水路の管理のあり方について検討する必要があります。

(3) 安定で快適な生活環境の確保

人に不快感を与えるような騒音、振動、悪臭及び管理不十分な動物飼育やカラス被害等が、安全で快適な生活環境を脅かす要因となっています。さらに土壌汚染等についても、人への健康被害や農業への影響も考えられることから、発生防止の取り組みが必要となっています。

(4) 廃棄物の少ない循環型社会の構築

廃棄物処理の問題は、再資源化や省エネルギー、地球環境問題などと結びついています。大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、ごみを減量していくことが重要であり、リサイクルの推進によって、ごみを資源として再利用するなど、循環型社会へ移行していく必要があります。

(5) 花と緑が織り成す魅力あふれる景観づくり

柴田町には、町のシンボルである桜を中心とした船岡城址公園や白石川堤など美しい景観があることから、さらに公園などに四季折々の花々を植栽し、訪れる人々の心を癒す緑豊かな景観を持つ「ガーデンシティ」の形成に取り組む必要があります。

3.2 地球環境に関する課題

(1) カーボンニュートラルの実現に向けての取り組みの加速化

令和2年(2020年)10月、国は、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体と

してゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。町民アンケートにおいても約4割の人が「地球温暖化対策の推進（省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入の推進）」を今後10年間、柴田町が力を入れるべき環境施策として回答しています。

これまでも「第2次柴田町地球温暖化防止実行計画」を令和3年（2021年）に策定し、対策を実行してきましたが、今後、町は町民や事業者と一体となったカーボンニュートラルに向けた対策が必要です。また、再生可能エネルギーの活用の促進に向けての様々な取り組みを加速度的に展開する必要があります。

(2) 気候変動の影響への適応など新たな諸問題への対応

近年の夏の猛暑や多発する豪雨災害、巨大台風の発生など、気候変動の影響による災害が全国的に発生していることから、柴田町においても甚大な被害を受ける可能性が想定されています。町民アンケートにおいても7割近くの人が「気候変動による影響（災害級の暑さや大雨、熱中症患者の増加、農作物の品質低下など）」を環境問題として最も関心があると回答しています。また、柴田町が今後10年間で力を入れるべき環境施策として約7割の人が「自然災害への対策強化（避難情報の発信、堤防の嵩上げによる洪水防止など）」と回答しています。

国においては、地球温暖化対策となる二酸化炭素の削減といった従来の「緩和策」に加え、近年増加する気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されており、柴田町においても国の政策の動向を勘案しながら、新たな環境問題に対応するための取り組みが必要となっています。

3.3 自然環境に関する課題

(1) 自然とのふれあいの増加

柴田町には、町選定の名木・古木や里山など自然とふれあう良好な環境に恵まれています。これらの貴重な自然環境を生かし、さらに、自然豊かなまちづくりを進めていくためにも、身近な自然を生かしたふれあいの場の充実を図る必要があります。

(2) 身近な生き物の生息、生育環境に配慮した生物多様性の取り組み

柴田町では、身近な場に森林や里山、河川などの様々な自然環境が存在しています。こうした自然環境は生き物の生息・生育環境を保全し、生物多様性を育む役割を果たしていることから、その重要性について町民の理解を深めていく必要があります。

(3) 自然体験学習の積極的な推進

子どもの健全な成長や競争社会を生きる暮らしの中で心安らぐ場として、豊かな自然や身近な農村風景は欠くことができません。子どもから大人までを対象とした自然体験や農作業体験を通じた自然体験学習の場の充実を図るなどして、様々な年代の人が自然環境への理解を深めていく必要があります。

3.4 連携・協働に関する課題

(1) 参加と協働の拡大

地域の環境保全は、町民一人一人の手によって行われるものであることから、町民の環境に対する知識や意識を向上させながら参加と協働に基づき、様々な環境課題に取り組んで行くことが必要です。

(2) グリーンでローカルな経済システムの実現

国の「第五次環境基本計画」において、「グリーンな経済システム」の構築が提唱されました。

しかし、町内の事業者のアンケート調査においては、「環境関連の取り組みは重要なビジネスチャンス」であると考えている事業者は、全体の1割に届かないといった結果となっており、グリーン・トランスフォーメーション（GX）への関心が低く、情報が届いていないことが課題です。近年、ESG 投資といった、環境と経済、社会の統合的向上に向けた動きも加速化されてきています。

町内の事業者においても、従来の事業活動に加え、環境に配慮した事業活動を積極的に取り入れていく必要があるとともに、環境に対する取り組みを進める事業者と連携した、グリーンな経済システムの実現を目指す必要があります。

また、地域資源を活用した、地域に新たな仕事を作り出すローカルビジネス等の振興を図るため、起業家を支援し、地域での稼ぐ力を醸成する取り組みが必要となります。

(3) 町民や事業者の環境に対する意識の向上

豊かな自然環境の保護・保全や、日々変化する様々な環境問題に対応していくためには、町民や事業者の環境に対する意識をさらに向上させていく必要があります。そのためにも柴田町の環境の現状を知ってもらうことや、世界的な環境の情勢を理解してもらうことが課題となっています。

環境教育や環境学習といった環境を学ぶための手段や機会を充実させるとともに、柴田町の環境に関する総合的な計画である本計画に対する認知度を高め、町民や事業者との連携・協働のもと、計画に沿った取り組みを着実に進めていくことが必要となります。

さらにスマートフォンやタブレット型端末の普及が急速に進んでおり、情報取得手段や自治体に求められるサービスも多様化していることから、積極的に ICT を活用した住民のニーズに対応した幅広いサービスの提供を行う必要があります。

第2章 目指すべき環境未来像

この章では、柴田町の課題に基づいた、目指すべき環境未来像を示します。

1. 目指すべき環境未来像

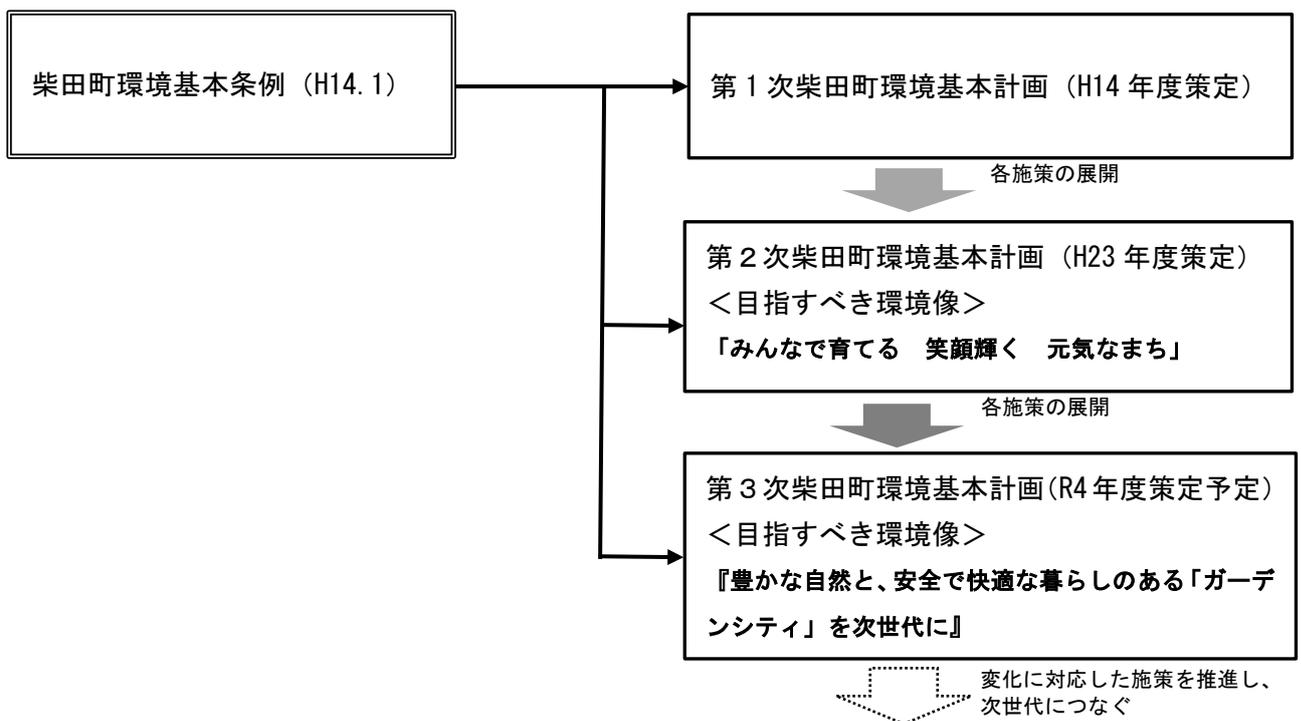
柴田町環境基本計画では、平成14年度（2002年度）に第1次計画となる「柴田町環境基本計画」を策定し、次いで平成23年度（2011年度）に「第2次柴田町環境基本計画」を策定しています。第2次計画では、「町の将来像」を「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」としていますが、近年、エネルギー問題や気候変動問題などの新たな環境課題への対応や持続可能な開発計画などの社会経済情勢への対応など、環境基本計画を取り巻く情勢は大きく変化しています。

こうした変化に対応しながら、第3次計画となる本計画においては、柴田町が新たに目指すべき環境未来都市としての将来像を、「ガーデンシティの創造」としました。

目指すべき環境未来像

豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある
「ガーデンシティ」を次世代に

< 目指すべき環境未来像設定の背景 >



第3章 計画の基本方針と施策の展開

この章では、環境未来像の実現を目指すための、計画の基本方針、施策の展開と具体的施策について示します。

計画の基本方針ごとに推進すべき具体的な施策の展開を示していきます。また、計画基本方針ごとに、目標の達成状況を示す環境指標を掲げて、取り組みの現状把握や進行管理に役立てます。

表3-1 計画の体系

基本方針	施策の展開	具体的施策
1 生活環境 安全で快適な暮らしの確保	1-1 大気、水環境の保全及び公害の防止	1-1-1 大気の保全と向上 1-1-2 水質の保全と向上 1-1-3 公害の防止
	1-2 ごみの減量化及び資源化の推進、廃棄物の適正処理	1-2-1 適正なごみ分別の啓発活動の推進 1-2-2 ゼロエミッションの推進 1-2-3 廃棄物の適正処理
	1-3 良好な景観の創出と歴史・文化遺産の保存と活用	1-3-1 柴田町の特性を生かした景観形成 1-3-2 柴田町の歴史・文化遺産の保存と活用
2 地球環境 カーボンニュートラル社会の実現	2-1 カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組み	2-1-1 カーボンニュートラルに向けた取り組み 2-1-2 気候変動の影響に対する適応策の検討 2-1-3 再生可能エネルギーの活用 2-1-4 省エネルギーの促進
3 自然環境 豊かな自然の保全と継承	3-1 森林、里山、農地、水辺の自然環境保全	3-1-1 森林・里山・農地の保全 3-1-2 河川など水辺環境の保全
	3-2 生物多様性の保全	3-2-1 生物の多様な生息環境の保全 3-2-2 生物多様性への理解度の向上
	3-3 自然とのふれあいの推進	3-3-1 緑と親しむ機会と場の提供 3-3-2 水と親しむ機会の提供
4 公民連携 連携と協働による環境保全の推進	4-1 多様な主体の連携と協働	4-1-1 自主的な環境活動の推進と支援 4-1-2 多様な主体の連携と協働の強化
	4-2 グリーンな経済システムの構築に向けて	4-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援 4-2-2 グリーンな経済システムの構築に向けた啓発と情報の提供
	4-3 町民や事業者の環境意識の向上	4-3-1 環境教育とSDGsの推進 4-3-2 環境情報の共有と人材の育成

※本章の本文中に「*」がついた単語は、資料編：用語集にて説明しています。

基本方針 1 生活環境 安全で快適な暮らしの確保

安全で快適な暮らしの確保

安全で安心な生活環境を守るために、複雑化・多様化した環境問題に素早く、的確に対応できるように、監視体制の充実や様々な改善策の推進に努めます。生活排水や化学物質に汚染されていないきれいな水の流れ、すがすがしい空気、農薬の使用や工場・事業所からの汚染物質の排出のない安全な土壌の確保に努めます。また、郷土の歴史・文化資源を守り、郷土色豊かな優れた景観資源の保全に努めます。さらに四季折々の彩りを楽しめる環境未来都市「ガーデンシティ」の実現を目指します。

「基本方針 1 生活環境」の施策

基本方針	施策	具体的施策
1 生活環境 安全で快適な 暮らしの確保	1-1 大気、水環境の保全及び公害の防止	1-1-1 大気の保全と向上
		1-1-2 水質の保全と向上
		1-1-3 公害の防止
	1-2 ごみの減量化及び資源化の推進、廃棄物の適正処理	1-2-1 適正なごみ分別の啓発活動の推進
		1-2-2 ゼロエミッションの推進
		1-2-3 廃棄物の適正処理
	1-3 良好な景観の創出と歴史・文化遺産の保存と活用	1-3-1 柴田町の特性を生かした景観形成
		1-3-2 柴田町の歴史・文化遺産の保存と活用

対応する
SDGsの
目標



施策 1-1 大気、水環境の保全及び公害の防止

具体的施策 1-1-1 大気の保全と向上

- 大気環境の測定等は、宮城県が実施している大気環境測定により大気環境の状況を把握しています。大気環境のうち、光化学オキシダントについては、令和元年（2019年）において環境基準を満たしていない状況となっており、改善を図る必要があります。柴田町では、大気環境の監視や放射線量の測定等を引き続き継続するとともに、自動車排気ガスの対策の充実等、大気環境の保全に向けた施策の取り組みを推進します。

施策と取り組み

■施策 1 大気環境の監視体制の整備・充実

- 大気環境の監視体制を引き続き継続するとともに充実を図ります。

■施策 2 自動車排気ガス対策の柔術

- 乗用車等のEVをはじめとする次世代自動車への切り替えによる発生源対策を推進します。
- 公共交通や自転車の利用による交通量抑制対策を推進します。

■施策 3 放射能対策の継続

- 引き続き放射線量の測定、公表に努めます。

対応する
SDGsの
目標



3 すべての人に健康と福祉を



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

具体的施策 1-1-2 水質の保全と向上

- 水環境の測定等は、宮城県が白石川（白幡橋）、荒川（葦神橋）での水質測定を実施し、柴田町は主要排水路水質調査を毎年行っています。

白石川（白幡橋）、荒川（葦神橋）においては、令和元年度（2019年度）時点で河川A類型水域の環境基準を満たしています。町内を流れる主要排水路9地点においても平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）の調査において、全9地点で環境基準を満たしています。

引き続き、町では、生物多様性の観点からも、水がきれいである魚等の生物が見られる水環境を保全するための施策を推進します。

施策と取り組み

■施策1 水環境の監視体制の整備・充実

- 水環境の監視体制を引き続き維持します。
- 上水道の漏水防止による水資源の保全に努めます。

■施策2 生活排水対策の充実

- 合併処理浄化槽や下水道の施設整備の促進に努めます。
- 既設公共排水路の維持管理及び整備（刈払い・浚渫）に努めます。

■施策3 事業所排水対策の充実

- 事業所に対して、排出基準の遵守の指導を徹底します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 1-1-3 公害の防止

- 騒音等については、宮城県が実施している自動車交通騒音面的評価や新幹線鉄道騒音等の状況により、把握に努めています。

自動車交通騒音については、令和元年度（2019年度）に12区画で面的な評価を実施した結果、国道4号線及び県道白石柴田線、船岡停車場船迫線沿いで、環境基準の未達成状況が発生しています。

新幹線鉄道騒音については、令和元年度（2019年度）において、環境基準が未達成となっています。

また、生活を送る上で、悪臭や振動、土壌汚染等は、人への健康に害を与えたり、不快感を与えたりします。町では、安全で快適な生活環境の確保に向けて監視体制の強化や、家庭や事業所に対する啓発活動を強化していきます。

施策と取り組み

■施策1 生活環境の監視体制の整備・充実

- 騒音・振動・悪臭等の調査を実施し、生活環境の現状把握に努めます。
- 公共工事における騒音、振動の防止と指導に努めます。

■施策2 生活環境の保全対策

- 家庭生活に伴う騒音や悪臭等を防止します。特に動物飼育についての指導を徹底します。
- カラス等をはじめとする野生動物の鳴き声や糞害・食害への対応に努めます。

■施策3 事業所対策の充実

- 事業所に対して、騒音・振動・悪臭等の規制基準の遵守を徹底します。

対応する
SDGsの
目標



3

すべての人に
健康と福祉を



9

産業と技術革新の
基盤をつくろう



11

住み続けられる
まちづくりを

施策1-2 ごみの減量化及び資源化の推進、廃棄物の適正処理

具体的施策1-2-1 適正なごみの分別の啓発活動の推進

- ごみ出しカレンダーやごみ分別アプリの活用を通じて「ごみ出しルール」の周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制を確立します。また、資源回収事業を推進するとともに、各種リサイクル法の適切な運用に努めます。中間処理・最終処分については、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携しながら、適切な処理を促進します。

施策と取り組み

■施策1 ごみの分別方法の指導の強化

- ごみの正しい分別方法の周知と指導を行います。
- 集積所のごみの分別指導を徹底します。
- 家庭ごみの排出量に応じ、ごみ出しカレンダーの見直しを行います。
- 正しいごみの出し方について、ごみ分別アプリの普及や広報により、さらに徹底します。

■施策2 ごみ分別の意識の向上

- ごみ処理施設見学会など、町民がごみ分別の必要性を理解するための啓発事業の充実を図ります。
- リサイクルの方法や仕組みをわかりやすく周知し、ごみ分別意識の向上を図ります。
- 各種団体の資源回収活動や清掃活動への支援を行います

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 1-2-2 ゼロエミッションの推進

- 環境に優しいまちを目指して、ごみの減量化やリサイクルを進めるために、4R（発生回避（Refuse）、排出抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle））を推奨し、ゼロエミッションに向けた取り組みを強化していきます。

施策と取り組み

■施策1 ごみ等の発生抑制・再使用の推進

- 通知書を送付する際における窓あき封筒のプラスチック使用の廃止を検討します。
- ボランティア団体等によるフードロスへの取り組みを推進します。
- 飲食店の協力により、売れ残りや食べ残しをなくすフードロスへの取り組みを推進します。
- 資源ごみストックヤードの設置を増やします。
- 小型家電や衣類の集中回収日の拡大を図ります。
- 庁舎内事務事業で発生する紙資源ごみの分別の徹底と再資源化に努めます。
- 再資源化を徹底するため、ごみ出しカレンダーの全戸配布を継続します。
- 関係機関（国・県・近隣市町・団体等）と連携し、4Rの広報、啓発及び事業活動を推進します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 1-2-3 廃棄物の適正処理

- 産業廃棄物は、現在も事業者の責任により適正な処理が行われていますが、今後とも「汚染者負担の原則」を促すとともに、関係機関（国・県・近隣市町等）と連携し、監視体制の強化を図るほか、排出事業者・処理業者に対する指導の徹底を図ります。また、不法投棄、不法焼却については引き続きパトロールの強化を図ります。

施策と取り組み

■施策1 不法投棄の防止と監視体制の強化

- 環境指導員による不法投棄パトロールの強化を図ります。
- 関係機関（国・県・近隣市町等）と広域的な連携を図り、不法投棄の防止に努めます。

■施策2 不法焼却の禁止

- 法律で禁止されているごみの焼却に対して、監視による指導と広報紙やホームページによる啓発を行います。

■施策3 産業廃棄物や危険物等の適正処理

- 町施設から排出される廃棄物の適正処理を徹底します。
- 工事により発生する廃棄物の適正処理の指導に努めます。
- 産業廃棄物や危険物等の適正な処理を促すための啓発と指導を行います。

対応する
SDGsの
目標



施策1-3 良好な景観の創出と歴史・文化遺産の保存と活用

具体的施策1-3-1 柴田町の特性を生かした景観形成

○ 船岡城址公園、太陽の村、白石川、阿武隈川、そして槻木の農村地帯につながる広いエリアは、美しい自然景観や農村風景が維持され、町民の憩いと安らぎの場を提供しています。また、町の北側に広がる丘陵地帯は、水資源の涵養、災害の防止や環境保全などの機能を持った豊かな自然環境を有しています。

これらの景観を保全し、将来に継承していくとともに、新たに四季折々に咲く花木を植栽し、緑豊かなガーデンシティの創造に取り組みます。また、農村風景と豊かな里山、豊かな水辺環境など、柴田町を特徴づけるすぐれた景観の保全と継承に努めます。さらに、適切に管理されず放置されている空き家、空き地は景観を害するだけでなく、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、所有者に対する指導の強化と利活用の両面から対応してまいります。

施策と取り組み

■施策1 良好な景観の創出と保全・継承

- 田園や丘陵地、白石川や阿武隈川をはじめとした河川の風景、自然環境と調和のとれた景観の保全を図ります。
- まちなか景観形成によるグリーンインフラの整備等を通じて、ガーデンシティの形成を目指します。
- 「仙南地域広域景観計画：令和2年（2020年）策定」に基づいた、良好な景観の計画的な保全・継承・創出に努めます。

■施策2 空き家・空き地対策の強化

- 空き家・空き地の利活用を進めるとともに、空き家等対策計画の策定や空き家バンク制度の導入により、地域の環境保全に努めます。

■施策3 環境美化活動の推進

- 公園や道路等でのアドプト制度を普及させてまいります。
- 朽ちた案内板や交通標識等の撤去や再塗装を行い、美しい環境を保全します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 1-3-2 柴田町の歴史・文化遺産の保存と活用

- 柴田町には、先人たちが築き、守り続けてきた歴史・文化遺産が多く残されています。これらの歴史・文化遺産は、地域を学ぶ貴重な資料になるとともに、豊かな感性を育んでくれます。先人のたゆまない努力により受け継がれてきた柴田町の歴史・文化遺産を適切に保存し、ふるさとの文化として後世に伝えていきます。また、町民が選定した「しばた 100 選」に選ばれた身近な歴史文化遺産等を国内外に情報発信し、多くの観光客等の集客力の向上につなげ、交流することで新たな生活文化を創造します。

施策と取り組み

■施策 1 歴史・文化遺産等の保存と継承

- 遺跡の保存整備、考古資料の展示、収蔵施設の整備などを通じて、歴史・文化資源の保全・活用を図ります。
- 指定文化財などの所有者や管理者に対して指導・助言を行い、文化財の保存と継承に努めます。

■施策 2 歴史・文化的資源や景観の活用

- 現存する伝統的な建物や遺跡などの歴史・文化的な景観を活用し、集客力の向上を図ります。

対応する
SDGs の
目標



環境指標

基本方針	施策の展開	具体的施策	指標項目	現状 (R01 年度)	目標 (R14 年度)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">1</div> 生活環境 安全で快適な暮らしの確保	1-1 大気、水環境の保全及び公害の防止	1-1-1 大気の保全と向上	浮遊粒子状物質 (環境基準：0.10mg/m ³ 以下)	0.016 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下	
			光化学オキシダント (環境基準：0.06ppm以下)	0.100ppm	0.06ppm以下	
			二酸化窒素 (環境基準：0.04ppm~0.06ppm以下)	0.005ppm	0.05ppm以下	
			二酸化硫黄 (環境基準：0.04ppm以下)	未検出	0.04ppm以下	
			有害大気汚染物質に係る環境基準 (4項目)※ ¹	基準値以下	基準値以下	
			ダイオキシン類 (環境基準：大気0.6pg/TEQ/m ³ 以下)	0.0067 pg/TEQ/m ³	0.6pg/TEQ/m ³ 以下	
			空間放射線量※ ² 0.19μSv/h以下	0.05μSv/h	0.19μSv/h 以下	
		1-1-2 水質の保全と向上	人の健康の保護に関する環境基準 (27項目)※ ³		基準値以下	基準値以下
			・A 類型水域の BOD (環境基準： 2mg/l以下)	白石川 (白幡橋)	1.0mg/l	2mg/l以下
				荒川 (葦神橋)	0.5mg/l	2mg/l以下
			・E 類型水域の BOD (環境基準： 10mg/l以下)	船岡字山田	0.7mg/l	10mg/l以下
				船岡字川端	0.6mg/l	10mg/l以下
				船岡字中島	0.5mg/l未満	10mg/l以下
	下名生字剣水			1.9mg/l	10mg/l以下	
	槻木字新小井戸	1.1mg/l		10mg/l以下		
	槻木字館前	2.0mg/l		10mg/l以下		
	下名生字大畑前	0.9mg/l		10mg/l以下		
	四日市場字二本木前	1.5mg/l	10mg/l以下			
	葉坂字小山	0.5mg/l未満	10mg/l以下			
	1-1-3 公害の防止 (騒音・振動・悪臭等)	自動車交通騒音 (道路沿道住居等への面的評価)		30.1%~100%	100%	
新幹線鉄道騒音 (環境基準：70dB以下)		74dB	70dB以下			

			騒音・振動・悪臭等の公害及び野生動物の鳴き声や糞に関する苦情対応件数	7件	5件
1-2 ごみの減量化及び資源化の推進、廃棄物の適正処理	1-2-1 適正なごみ	分別の啓発活動の推進	可燃、不燃、資源、粗大ごみの合計（紙資源を除く）	12,982t	11,683.8t
			一人1日あたりの燃やせるごみの排出量	609.8g	548.8g
	1-2-2 ゼロエミッションの推進		ごみに占める資源回収物の割合※4	14.60%	22%
	1-2-3 廃棄物の適正処理		産廃の適正処理調査	0件	0件

※1：有害大気汚染物質に係る環境基準（4項目）・1年平均値

ベンゼン：0.003mg/m³以下、トリクロロエチレン：0.13mg/m³以下、

テトラクロロエチレン：0.2mg/m³以下、ジクロロメタン：0.15mg/m³以下

※2：国際放射線防護委員会（ICRP）が定めた、一般公衆が一年間さらされてもよい人工放射線の限度（自然界からの放射線と医療目的の被曝は含まれない。）1mSv（1,000μSv）を時間あたりにすると0.19μSv

※3：人の健康の保護に関する環境基準（27項目）

No	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/l以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01mg/l以下
4	六価クロム	0.02mg/l以下
5	砒素	0.01mg/l以下
6	総水銀	0.0005 mg/l以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/l以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下

16	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
19	チウラム	0.006 mg/l 以下
20	シマジン	0.003 mg/l 以下
21	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
22	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
23	セレン	0.01 mg/l 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
25	フッ素	0.8 mg/l 以下
26	ホウ素	1 mg/l 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下

※4：ごみに占める資源回収物の割合＝資源ごみ（紙・缶等）の重量÷可燃・不燃・資源・粗大ごみの合計重量

カーボンニュートラル社会の実現

令和2年（2020年）10月、国は令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。柴田町においても、令和3年（2021年）に「第2次柴田町地球温暖化防止実行計画」を策定しています。

地球環境に悪影響を及ぼす原因となる物質の排出抑制に努めるとともに、省エネルギーを基調としたライフスタイルへの転換や地域社会の構築を図り、地球温暖化防止に向けたカーボンニュートラルの実現を目指すために、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーへの取り組みを推進します。

「基本方針2 地球環境」の施策

基本方針	施策	具体的施策
2 地球環境 カーボンニュートラル社会の実現	2-1 カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組み	2-1-1 カーボンニュートラルに向けた取り組み 2-1-2 気候変動の影響に対する適応策の検討 2-1-3 再生可能エネルギーの活用 2-1-4 省エネルギーの促進

対応する
SDGsの
目標



施策2-1 カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組み

具体的施策2-1-1 カーボンニュートラルに向けた取り組み

- 柴田町でのカーボンニュートラルの達成に向けて、全庁的な環境配慮行動を推進します。さらに町民、事業者も含めた町全体で環境負荷の低減に向けた取り組みや脱炭素に向けたライフスタイルの転換等を通して、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。

施策と取り組み

■施策1 環境負荷の低減に向けた支援事業の拡充

- エコカーへの買い替え、省エネ製品の普及に向けた支援策を検討します。
- グリーン購入・グリーン調達を推進します。

■施策2 脱炭素に向けたライフスタイルへの転換

- エアコンのこまめな温度設定、クールビズ、ウォームビズ、エコドライブなど脱炭素に向けたライフスタイルの普及を推進します。

■施策3 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み

- 町の事務・事業における温室効果ガス排出の削減を推進します。
- 町民・事業者における温室効果ガス排出の削減を図ります。

■施策4 カーボンニュートラルの達成

- 「柴田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に努め、事務事業編に当る「第2次柴田町地球温暖化防止実行計画」と併せて実行を推進します。
- カーボンニュートラルの達成に向けた対策を総合的、計画的に推進するため、「柴田町地球温暖化対策総合戦略（仮称）」の策定を検討します。
- 森林等によるCO2吸収源対策として、人工林の適切な管理やまち中や公園等での花木の植栽活動を展開します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 2-1-2 気候変動の影響に対する適応策の検討

- 気候変動により、頻発する水害や土砂災害、熱中症を引き起こす猛暑など、すでに現れている気象災害や中長期的に避けられない食料や水不足等の影響に対する「適応策」について、地域レベルでも検討することが求められています。国においては、平成30年（2018年）に「気候変動適応法」が施行され、その中で、市町村における「地域気候変動適応計画」の策定を要請しています。

気候変動の影響による被害の最小化、あるいは未然に防ぐための計画的・効果的適応策を推進します。

施策と取り組み

■施策1 気候変動の影響に対する適応策の検討

- 局地的な豪雨や土砂災害に対する総合的な治水対策を検討します。
- 熱中症予防のための普及啓発に努めます。

■施策2 地域気候変動適応計画策定の検討

- 気候変動による被害の最小化や未然に防ぐために宮城県気候変動適応センターと連携し、適応計画の策定について検討します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 2-1-3 再生可能エネルギーの活用

○ 再生可能エネルギーの活用については、国において「再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促します。（経済財政運営と改革の基本方針2022）」と位置付けています。さらに令和32年（2050年）におけるカーボンニュートラルの達成に向けては、省エネ対策だけではおのずと限界があることから、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要とされています。今後、カーボンニュートラル社会の実現に向け、再生可能エネルギーと環境との調和を図る条例を制定し、再生可能エネルギーの適切な活用促進を図ります。

また、町民や事業者と連携しながら、学習会や講座などの開催に取り組みます。

施策と取り組み

■施策1 再生可能エネルギーの活用の促進に向けて

- 再生可能エネルギーと環境との調和を図る条例を制定し、再生可能エネルギーの適切な活用促進を図ります。
- 公共施設等での再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを調査し、活用の効果の予測に努めます。
- 公共施設の照明設備や街路灯等のLED化を促進します。
- 太陽光発電設備や蓄電池導入など自立分散型電源の導入により、公共施設、住宅・事業所における防災機能の強化を図ります。
- 有害獣に対する電気防護柵には太陽光発電の利用を奨励します。
- 公用車のEV車等への切替、充電ステーションの整備を促進します。

■施策2 再生可能エネルギー導入に向けた意識啓発

- 町民や事業者と連携した活用を推進するため、イベント、学習会、講座などの開催に取り組みます。
- 町民や事業者と連携した事業の実施や、その際における側面支援の在り方について検討します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 2-1-4 省エネルギーの促進

- 公共施設における先導モデル事業として、老朽化した施設を対象にネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化改修事業を実施します。
また、町民や事業者の省エネ行動（省エネ家電への買い替え、照明のLED化など）を促すための普及啓発を強化します。

施策と取り組み

■施策1 ZEB化改修事業の実施

- 老朽化した公共施設を対象に、先導モデル事業としてZEB化改修事業の実施を検討します。

■施策2 ZEHの促進に向けた普及啓発

- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)水準の省エネ性能の促進に向けた普及啓発を図ります。

■施策3 省エネ行動の普及啓発

- 省エネ・省資源を基調としたライフスタイルの普及啓発を図ります。
- エコドライブについて意識啓発を図ります。
- デマンド型乗合タクシー等の公共交通機関や自転車の利用促進を図ります。
- 農産物などの地産地消を推進し、輸送にかかる省エネルギー化を図ります。
- グリーンカーテンの取り組みや公共施設のLED照明の導入、空調設備の温度設定、休憩時間での消灯等の省エネルギー対策を実施します。
- 耐久消費財などの長期使用、リターナブル（繰り返し利用できる）製品や再生原材料を使った製品の積極的な選択についての啓発、情報提供に努めます。
- しばたエコポイント（電力消費削減によるポイント事業）を推進します。

対応する
SDGsの
目標



11
住み続けられる
まちづくりを



13
気候変動に
具体的な対策を



17
パートナーシップで
目標を達成しよう

環境指標

基本方針	施策の展開	具体的施策	指標項目	現状 (R01 年度)	目標 (R14 年度)
2 地球環境 カーボン ニュート ラル社会 の実現	2-1 カーボンニ ュートラル 社会の実現 に向けた取 り組みの推 進	2-1-1 カーボンニ ュートラル に向けた取 り組みの推 進	温室効果ガス排出量 (町関連施設)	2,774 t-CO ₂	1,643 t-CO ₂
			温室効果ガス排出量 (町全体)	321,000 t-CO ₂ * ¹	212,760 t-CO ₂
			公用車における EV 車等の台数	1 台	3 台
		2-1-2 気候変動の 影響に対す る適応策の 検討	宮城県気候変動適応センター との連携	未連携	連携体制の 構築
		2-1-3 再生可能エ ネルギーの 活用	太陽光発電導入件数	1,199 件* ²	2,000 件
		2-1-4 省エネルギ ーの促進	デマンド型乗合タクシーの 1日当たりの利用者数	62.9 人* ³	70.0 人* ³

※1 環境省公表

※2 資源エネルギー庁公表

※3 第6次柴田町総合計画 後期基本計画 現状：令和3年度（2021年度）
目標：令和8年度（2026年度）

豊かな自然の保全と継承

船岡城址公園、太陽の村、白石川、阿武隈川、そして槻木の農村地帯につながる広いエリアは、自然共生ゾーンとして美しい景観や田園風景が維持され、町民の憩いと安らぎの場となっています。また、町の北部に広がる丘陵地帯は、森林ゾーンとして、水資源の涵養^{かんよう}、災害の防止や環境保全などの公益的機能を持ち、豊かな自然環境を有しています。こうした町を代表する自然環境の中で生態系や生物多様性の保全を図るとともに、里山などの景観の再生や、花と緑が織りなす魅力あふれる景観づくりを通じて、緑豊かなまちづくりを目指します。

また、柴田町には、先人たちが築き、守り続けてきた歴史・文化遺産が多く残されています。これらの文化遺産は、地域の特性を学ぶ貴重な資料になるとともに、豊かな感性を育みます。

柴田町の豊かな自然や生物の多様な生息環境を保全し、貴重な歴史・文化遺産を継承するとともに、身近な自然や伝統文化とのふれあいが可能な美しいふるさとの環境を次世代に引き継ぎます。

「基本方針3 自然環境」の施策

基本方針	施策	具体的施策
3 自然環境 豊かな自然の 保全と継承	3-1 森林、里山、農地、水辺の自然環境 保全	3-1-1 森林・里山・農地の保全
		3-1-2 河川など水辺環境の保全
	3-2 生物多様性の保全	3-2-1 生物の多様な生息環境の保全
		3-2-2 生物多様性への理解度の向上
	3-3 自然とのふれあいの推進	3-3-1 緑と親しむ機会と場の提供
		3-3-2 水と親しむ機会の提供

対応する
SDGsの
目標



施策3-1 森林、里山、農地、水辺の自然環境保全

具体的施策3-1-1 森林・里山・農地の保全

- 柴田町は、森林と里山、農地で構成される緑豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は、私たちに安らぎを与えてくれるだけでなく、水や空気の浄化等、それ自体が環境保全のための役割を果たしています。しかし、近年は様々な要因から森林や里山、農地の荒廃が進んでいる状況にあることから、改めて保全等に取り組み、公益的機能の再生を図ります。

施策と取り組み

■施策1 森林の保全・整備の促進

- 人工林の適正な管理を実施し、森林によるCO₂吸収量の増加や、森林生態系を維持することで防災・減災につなげます。
- 柴田町森林整備計画により森林の適正管理に努めます。
- 様々な広報チャンネルを活用し、森林保全に対する意識の向上を図ります。

■施策2 里山、農地の保全・活用

- 耕作放棄地や遊休農地の有効活用を図ります。
- 環境保全型農業等を推進します。
- 里山案内人の会の派遣体制の確立に努めます。
- 6つの里山ハイキングコースの維持管理に努めます。
- 資源保全隊の活動支援を通して、農地環境の保全に努めます。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 3-1-2 河川など水環境の保全

- 柴田町は、町の中心部を白石川が東西に横切り、町の東側を南北に流下する阿武隈川に合流しています。また、中小河川や低地排水路、用水路、ため池も多く、身近に水辺にふれやすい環境があります。今後も町民、事業者、大学生等と連携しながら、町内の水辺環境を保全するとともに、水と親しむ機会の提供に努めます。

施策と取り組み

■施策 1 河川など水辺環境の保全

- 河川の清掃活動を町民・事業者・大学生・関係機関（国・県・流域市町等）と協働で実施します。
- 水源（七ヶ宿ダム水源地域）における清掃活動を実施します。
- 阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会での環境管理や研修を実施します。
- 関係機関（国・県・流域市町等）と連携強化し、河川の環境保全に努めます。

対応する
SDGsの
目標



施策3-2 生物多様性の保全

具体的施策3-2-1 生物の多様な生息環境の保全

- 多様な生物の生育・生息の場である緑地や、水辺などの自然環境を積極的に保全するとともに、町内の多様な生物が将来にわたり生息していけるよう、それぞれの生息・生育環境にあった保全策を検討し、多種多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全します。また、町内に点在する生物の生息・生育環境を、生物の移動経路となる河川や緑道などの動線で有機的に結びながら、地域の生態系ネットワークを構築します。

施策と取り組み

■施策1 生息調査と生態系の保全

- 町内に生息している動植物の調査と環境の保全に努めます。
- 外来種による生態系への影響防止に努めます。
- 関係機関（国・県・近隣市町等）と広域的な連携を図り、生態系の保全に努めます。

■施策2 生息環境の保全と生態系ネットワークの構築

- 生態系に配慮した、公共事業や開発等に努めます。
- 農薬の使用抑制、水質の保全等、生態系に配慮した事業の実施を働きかけます。
- 生息環境の適正な維持管理と保全に努めるとともに、地域の生態系ネットワークを構築します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 3-2-2 生物多様性への理解度の向上

- 生物多様性を保全する意義を町民に理解していただくために、生物多様性に係る情報の発信やイベント等の開催を通して町民への周知を図るとともに、得た知識を実践活動に活かしてもらうために環境学習や環境教育を実施します。

施策と取り組み

■ 施策 1 生物多様性への理解度の向上

- 外来種による生態系への影響を防止するため外来種対策に努めます。
- 自然観察会等により、動植物に対する町民の意識の向上を図ります。

対応する
SDGsの
目標



施策3-3 自然とのふれあいの推進

具体的施策3-3-1 緑と親しむ機会と場の提供

- 緑豊かな自然や四季折々の彩りが楽しめるガーデンや公園の整備、人と人が触れ合いながらうらおいと安らぎが得られる歩いて楽しいウォーカブルなまちづくりを推進します。

施策と取り組み

■施策1 公園・緑地等の整備と活用

- 船岡城址公園や白石川千桜公園、太陽の村などにおいて、清掃活動や草刈り等を実施し、適切な施設の維持管理を図るとともに、その活用を促進します。
- 都市公園、緑地、街路の維持管理や保全に努め、美しく緑豊かな景観の創造を図ります。
- ふれあいの森を整備するための植栽活動を展開します。

■施策2 緑と親しむ機会の提供

- 四季折々の花の植栽イベント等の開催を通じて、緑豊かな景観の形成や緑化活動を推進します。
- 貸し農園の運営協力に努めます。
- ウォーキングや自然に直接触れ合える自然観察会や学習会など、緑や四季の彩りを学び親しめる機会の提供に努めます。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 3-3-2 水と親しむ機会の提供

- 柴田町は、白石川、阿武隈川をはじめ、水路等、水と触れ合える環境が身近に多数あります。これらの水辺において水と親しむ機会の提供を進めます。

施策と取り組み

■施策 1 水と親しむ機会の提供

- 水路等の草刈りに併せて雑魚取りや生物観察会の実施を推進します。
- 町民が水と親しみ身近に楽しめる親水公園等の整備に努めます。

対応する
SDGsの
目標



環境指標

基本方針	施策の展開	具体的施策	指標項目	現状 (R01 年度)	目標 (R14 年度)	
3 自然環境 豊かな自然の保全と継承	3-1 森林、里山、農地、水辺の自然環境保全	3-1-1 森林・里山・農地の保全	遊休農地の解消率	5.27%	0% (解消) ※ ¹	
			里山ハイキング事業の実施回数	9 回	12 回	
			親子自然体験学習の実施回数	1 回	4 回	
		3-1-2 河川など水辺環境の保全	河川の清掃活動の実施回数	2 回	4 回	
		3-2 生物多様性の保全	3-2-1 生物の多様な生息環境の保全	自然体験学習の実施回数	9 回	12 回
		3-3 自然とのふれあいの推進	3-3-1 緑と親しむ機会と場の提供	太陽の村施設利用者数	16,234 人	42,000 人 ※ ¹

※1 第6次柴田町総合計画 後期基本計画 目標：令和8年度（2026年度）

連携と協働による環境保全の推進

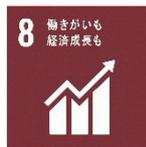
柴田町の豊かな自然を守り、良好な環境を維持改善していくためには、町民・町・事業者の各主体が、それぞれ、環境問題に対して関心を持ち、協力しながら積極的に環境負荷の低減や美しく良好な環境の保全と創造に取り組むことが大事です。

そのためには、町民一人一人が日々の暮らしの中で身近な自然とふれあいを深めながら、自然の大切さを感じ取り、自然を愛する気持ちを育てることが重要です。自然体験学習等を開催し、一人一人の環境に対する意識を高めるとともに、町民それぞれの経験や知識を生かし、互いに協力しながら環境問題に取り組むことができるよう支援します。さらに積極的に環境保全活動に参加・協力できる人材や組織の育成を図ります。

「基本方針 4 公民連携」の施策

基本方針	施策	具体的施策
4 公民連携 連携と協働による環境保全の推進	4-1 多様な主体の連携と協働	4-1-1 自主的な環境活動の推進と支援 4-1-2 多様な主体の連携と協働の強化
	4-2 グリーンな経済システムの構築に向けて	4-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援 4-2-2 グリーンな経済システムの構築に向けた啓発と情報の提供
	4-3 町民・事業者の環境意識の向上	4-3-1 環境教育と SDGs の推進 4-3-2 環境情報の共有と人材の育成

対応する
SDGsの
目標



施策4-1 多様な主体との連携と協働

具体的施策4-1-1 自主的な環境活動の推進と支援

- 町民・町・事業者それぞれが環境問題に対する共通認識を持つとともに、従来の組織や立場にとらわれない横断的な協力・連携体制を整え、自主的な環境活動の推進と支援を行います。

施策と取り組み

■施策1 環境活動団体の育成

- 研修会、講演会などを開催し、地域環境活動団体の育成に努めます。

■施策2 環境保全活動への参加の促進

- 町民活動やNPO活動のための相談・情報提供窓口の設置について検討します。
- 清掃活動や緑化活動などの環境保全に取り組む団体や個人に対する表彰制度の充実を図ります。
- 環境情報の提供や各種活動の開催を通して、町民や事業者の自主的活動を促します。
- 団体や事業者の社会貢献活動に対する支援について検討します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 4-1-2 多様な主体との連携と協働の強化

- 各主体の連携により良好なパートナーシップを構築し、より効果的な環境保全活動が協働で実施できるよう、行政は率先して環境保全について先進都市に学び、その先進事例を施策に反映させるとともに、町民・事業者が自主的に環境行動ができるよう、積極的に支援してまいります。

施策と取り組み

■施策1 各種環境団体との情報の共有と連携の強化

- 各主体を結ぶ情報ネットワークを構築し、情報の共有化と連携を図ります。
- 町民・事業者と協働で取り組む事業の推進を図ります。

■施策2 広域的な連携による環境活動の推進

- 白石川や阿武隈川流域自治体との連携を強化し、河川等の環境保全活動の推進を図ります。
- 環境先進都市に学び、その先進事例を施策に反映させます。

対応する
SDGsの
目標



施策4-2 グリーンな経済システムの構築に向けて

具体的施策4-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援

- グリーンな経済システムの構築に向けて、事業者と連携し、地域の環境資源を活用した環境ビジネスの開発に向けた支援体制や仕組みづくりを検討します。

また、地域資源を活用し、地域に新たな環境ビジネスを作り出すために体験型コンテンツの造成を通じたエコツーリズムを推進し、起業家の育成と地域で稼ぐ力の育成に努めます。

事業者アンケートでは、環境問題の高まりをビジネスチャンスと捉えている事業者は1割未満という結果でした。改めて事業者への情報提供や啓発等の取り組みを通じて環境関連ビジネスへの参入を促します。

施策と取り組み

■施策1 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援

- 事業者と連携し、地域資源を活用した環境ビジネスの開発に向けた体制や仕組みづくりを検討します。

■施策2 エコツーリズムの推進

- 地域ぐるみで自然環境や地域の歴史文化を体験するコンテンツを造成し、観光客に対し自然環境の良さと地域固有の魅力をアピールするエコツーリズムを推進します。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 4-2-2 グリーンな経済システムの構築に向けた啓発と情報の提供

- 脱炭素社会に向けては、環境、経済、社会が共に持続発展が可能なグリーンな経済システムの構築などのイノベーションが必要とされています。地域経済におけるグリーンな経済システムの構築に向けて、グリーントランスフォーメーションによる産業構造の転換や環境マネジメント、環境技術、環境ビジネスの動向などに関する情報の提供を強化します。

施策と取り組み

■施策1 グリーンな経済システムの啓発と情報の提供

- 環境ビジネスの先進事例や事業活動、ESG 投資等の環境情報の提供を強化します。
- ISO14001 等の環境マネジメントシステムの認定を目指す事業者を支援します。

対応する
SDGsの
目標



施策4-3 町民や事業者の環境意識の向上

具体的施策4-3-1 環境教育とSDGsの推進

- 持続可能な社会の構築を目指し、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において自然環境を守る大切さや地球温暖化による脅威、SDGsを学ぶ環境学習機会の提供に努めます。

施策と取り組み

■施策1 地域と連携した環境学習の機会の充実

- 環境に関するイベント開催による啓発と環境学習のための機会を提供します。
- 環境学習プログラムや出前講座の内容の充実を図り、町民の環境学習活動を支援します。
- 総合学習においてSDGsに関する学習の充実を図ります。
- 自然について学ぶ学習機会の提供や、植樹、育林活動等の自然体験学習の場を設定します。
- 保育所や幼稚園と連携し、自然とふれあう遊びや散歩、食育の支援に努めます。
- ICT等様々なチャンネルを活用し情報提供に努めます。

対応する
SDGsの
目標



具体的施策 4-3-2 環境情報の共有と人材の育成

- 環境活動を積極的に展開していくためには、地球環境の悪化がもたらす地域への影響や、何が問題になっているのか、どのような解決方法があるのかといった情報を得る機会が必要です。環境情報の共有と発信に努めるとともに、町民・事業者の環境意識の向上や人材の育成を図るなど、町民の活動を支える取り組みを推進します。

施策と取り組み

■施策 1 環境に関する情報の共有と人材の育成

- SDGs や脱炭素、カーボンニュートラル等の取り組みに関する情報の共有を図ります。
- ホームページ、SNSなどの様々なチャンネルを活用した環境情報の提供を行います。
- 環境問題に関心を持ち、行動に移せる人材の育成に努めます。

対応する
SDGs の
目標



環境指標

基本方針	施策の展開	具体的施策	指標項目	現状 (R01 年度)	目標 (R14 年度)
4 公民連携 連携と協働 による環境 保全の推進	4-1 多様な主体 との連携と 協働	4-1-1 自主的な環 境活動の推 進と支援	・ 環境活動実践団体数	4 団体	6 団体
	4-2 グリーンな 経済システ ムの構築に 向けて	4-2-1 地域資源を 活用した環 境ビジネス の開発支援	・ 環境ビジネス支援件数	0 件	3 件
	4-3 町民・事業 者の環境意 識の向上	4-3-1 環境教育と SDGs の推 進	・ 環境講座開催回数	1 回	3 回
			・ 学校出前講座の実施回数	4 回	10 回

第4章 重点施策

この章では、計画の基本方針に基づいて展開する各種施策のうち、今後優先的に推進する施策について示します。

重点施策は、取り組みのさらなる強化と新たな環境課題解決に向けて積極的に取り組むべき施策について、本計画の計画期間である10年間での着実な施策の推進について示すものとします。

この重点施策については、具体的数値による達成目標を定めるとともに、各種取り組みのロードマップを示し、進捗状況を適切に管理します。

なお、重点施策の選定については、下記の要件を検討し、選定しました。

【重点施策の選定要件】

- A：近隣市町と比べて、独自性や先進性が高いもので、環境課題の解決に向けて取り組みを拡充・強化すべきもの
- B：将来の環境情勢の変化（低炭素社会の実現、生物多様性保全等）に対応するため、早期に対策や取り組みを始める必要性の高いもの
- C：行政だけでなく、町民や事業者など、本町の環境に係る多様な主体の連携・協働による取り組みが求められるもの

重点施策 番号	関連施策 番号	施策	主な取り組み	選定 理由
重点1	2-1-3	(1)再生可能エネルギーの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギーと環境との調和に関する条例を制定及び再生可能エネルギーの活用 ②公共施設の照明設備及び街路灯等のLED化 ③太陽光発電設備や蓄電池導入による防災機能の強化 ④EV車等への切替、充電ステーションの整備促進 	A B C
	2-1-4	(2)省エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ①ZEB化改修事業の実施 ②ZEH水準の普及啓発の推進 ③デマンドタクシー等の公共交通機関や自転車の利用促進 ④農産物などの地産地消の推進 ⑤公共施設の空調設備の温度設定、休憩時間の消灯等の実施 ⑥しばたエコポイント（電力消費削減によるポイント事業）の推進 	

重点 2	3-1-1	(1) 森林・里山・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ①CO₂ 吸収量の増加や森林生態系の維持を通じた防災・減災への取り組み ②柴田町森林整備計画による森林の適正管理 ③資源保全隊の活動支援を通じた農地環境の保全 	B C
	3-2-1	(2) 生物の多様な生息環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ①町内に生息する動植物の生息環境の保全 ②外来種による生態系への影響防止 	
	3-3-1	(3) 緑と親しむ機会と場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ①公園、緑地等の維持管理と景観の創造 ②ふれあいの森を整備するための植栽活動の推進 ③花の植栽イベント等の開催を通じた景観形成や緑化活動の推進 	
重点 3	4-1-1	(1) 自主的な環境活動の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ①地域環境活動団体の育成 ②町民活動や NPO 活動のための相談・情報提供窓口の検討 	C
	4-1-2	(2) 多様な主体との連携と協働の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①各主体を結ぶ情報ネットワークの構築 ②環境先進都市に学び、その先進事例の施策への反映 	
	4-2-1	(3) 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ①地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援に向けた体制や仕組みづくりの検討 ②エコツーリズムの推進 	
	4-3-1	(4) 環境教育と SDGs の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①環境学習プログラムや出前講座の内容の充実を図り、町民の環境学習活動を支援 ②自然を活用した学習機会の提供、植樹、育林活動の体験学習の推進 ③ICT 等様々なチャンネルを活用した情報の提供 	

【重点施策 1】

再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの促進

令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル社会の実現を目指して、再生可能エネルギー設備の設置やクリーンエネルギー自動車の導入、省エネルギー対策等の計画的・効果的な取り組みを進めます。

また、再生可能エネルギーと環境との調和を図る条例を定め、自然環境や生活環境の保全と再生可能エネルギー利用の適切な推進を図ります。

【主な取り組み】

1 再生可能エネルギーの活用促進

- ①再生可能エネルギーと環境との調和に関する条例を制定するとともに、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを調査し、活用する際の効果の予測に努めます。
- ②公共施設の照明設備や街路灯等のLED化を推進します。
- ③太陽光発電設備や蓄電池導入など自立分散型電源の導入により、公共施設、住宅・事業所における防災機能の強化を図ります。
- ④公用車のEV車等への切替、充電ステーションの整備を促進します。

2 省エネルギーの促進

- ①老朽化した公共施設を対象に、先導モデル事業としてZEB化改修事業の実施を検討します。
- ②ZEH水準の省エネ性能の促進に向けた普及啓発を図ります。
- ③デマンド型乗合タクシー等の公共交通機関や自転車の利用促進を図ります。
- ④農産物などの地産地消を推進し、輸送にかかる省エネルギー化を図ります。
- ⑤グリーンカーテンの取り組みや公共施設のLED照明の導入、空調設備の温度設定、休憩時間での消灯等の省エネルギー対策を実施します。
- ⑥しばたエコポイント（電力消費削減によるポイント事業）を推進します。

【重点施策2】

森林・里山・農地などの身近な自然の保全と活用

柴田町は森林と里山、農地が広がる豊かな自然環境に恵まれています。こうした身近な自然環境を守るためには、人の手を加え管理保全していくことが大切であることを緑と親しむ機会を通じて学べるようにしてまいります。さらに多様な生物の生息・生育環境の現状を把握し、地域の生物多様性の保全につながる取り組みや、緑と親しむ機会と場の提供を多様な主体と連携・協働を図りながら進めます。

【主な取り組み】

1 森林・里山・農地の保全

- ①人工林の適正な管理を実施し、森林によるCO₂吸収量の増加や、森林生態系が持つ水量調整機能や土壌侵食の抑制機能を維持し、防災・減災につなげます。
- ②柴田町森林整備計画により森林の適正管理に努めます。
- ③資源保全隊の活動支援を通して、農地環境の保全に努めます。

2 生物の多様な生息環境の保全

- ①町内に生息している動植物の調査と環境の保全に努めます。希少動植物とその生息環境の保護に努めます。
- ②外来種による生態系への影響の防止に努めます。
- ③里山関連学習事業として、里山から連なる耕地保全の重要性の啓発に努めます。

3 緑と親しむ機会と場の提供

- ①船岡城址公園や白石川千桜公園、太陽の村などにおいて、清掃活動や草刈り等を実施し、適切な施設の維持管理を図るとともに、その活用を促進します。
- ②都市公園、緑地、街路等の維持保全に努めるとともに、緑豊かな景観の創造を図ります。
- ③ふれあいの森を整備するための植栽活動を推進します。
- ④四季折々の花の植栽イベント等の開催を通じて、緑豊かな景観の形成や緑化活動を推進します。

1.3 重点施策2のロードマップ

主な取り組み	令和5年度 (2023年度)	令和9年度 (2027年度)	令和14年度 (2032年度)
(1) 森林・里山・農地の保全			
①CO ₂ 吸収量の増加や森林生態系を維持した防災・減災への取り組み	←→		
②柴田町森林整備計画による森林の適正管理	←→		
③資源保全隊の活動支援を通じた農地環境の保全	←→	→	→
(2) 生物の多様な生息環境の保全			
①町内に生息する動植物の生息環境の保全	←→		
②外来種による生態系への影響防止	←→	→	→
(3) 緑と親しむ機会の提供			
①公園緑地等の維持管理と景観創造	←→	→	→
②ふれあいの森を整備するための植栽活動の推進	←→	→	→
③花のイベント等の開催を通じた景観形成や緑化活動の推進	←→	→	→

1.4 重点施策2の目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和14年度)
資源保全隊の活動団体数	13団体	13団体(活動の維持)
植栽活動の実施回数(年)	0回	4回
自然体験学習会の実施回数(年)	5回	10回

【重点施策3】

多様な主体との連携と協働

令和32年（2050年）におけるカーボンニュートラルの達成に向けては、町民や事業者との連携・協働による取り組みと、参加と協働による地域ぐるみのパートナーシップの構築が必要不可欠です。こうした自主的な取り組みを促すために、環境や環境問題、環境保護、環境ビジネスに対する関心を深めるための環境教育・環境学習の推進に努めます。

【主な取り組み】

1 自主的な環境活動の推進と支援

- ①研修会、講演会などを開催し、地域環境活動団体の育成に努めます。
- ②町民活動やNPO活動のための相談・情報提供窓口の設置について検討します。

2 多様な主体との連携と協働の強化

- ①各主体を結ぶ情報ネットワークを構築し、情報の共有化と連携を図ります。
- ②環境先進都市に学び、その先進事例を施策に反映させます。

3 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援

- ①事業者と連携し、地域資源を活用した環境ビジネスの開発に向けた体制や仕組みづくりを検討します。
- ②地域ぐるみで自然環境や地域の歴史文化を体験するコンテンツを造成し、観光客に対し自然環境の良さと地域固有の魅力をアピールするエコツーリズムを推進します。

4 環境教育とSDGsの推進

- ①環境学習プログラムや出前講座の内容の充実を図り、町民の環境学習活動を支援します。
- ②自然について学ぶ学習機会の提供や、植樹、育林活動等の自然体験学習の場を設定します。
- ③ホームページ、SNSなど様々なチャンネルを活用した情報発信の充実を図ります。

1.5 重点施策3のロードマップ

主な取り組み	令和5年度 (2023年度)	令和9年度 (2027年度)	令和14年度 (2032年度)
(1) 自主的な環境活動の推進と支援			
① 地域環境活動団体の育成			
② 町民活動や NPO 活動のための相談・情報提供窓口の検討			
(2) 多様な主体との連携・協働の強化			
① 各主体を結ぶ情報ネットワークの構築			
② 環境先進都市に学び、その先進事例の施策への反映			
(3) 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援			
① 地域資源を活用した環境ビジネスの開発支援に向けた体制や仕組みづくりの検討			
② エコツーリズムの推進			
(4) 環境教育・環境学習の推進			
① 環境学習プログラムや出前講座の内容の充実による町民の環境学習活動への支援			
② 自然を活用した自然体験学習機会の提供、植樹、育林活動の体験学習の推進			
③ ICT等様々なチャンネルを活用した情報発信の充実			

1.6 重点施策3の目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和14年度)
地域環境活動団体の育成数	4 団体	6 団体
相談・情報提供窓口の設置	未設置	総合的窓口の設置
情報ネットワーク構築	未構築	構築完了
環境出前講座の実施回数 (町・環境活動団体)	0 回	20 回
体験学習会の実施回数 (町・環境活動団体)	0 回	10 回

第5章 計画の推進

広範囲にわたる各種の施策を計画的かつ具体的に実施し、次の世代に継承していくためには、本計画の実効性を高める必要があります。計画を実施するにあたっては、各主体の役割を反映した推進体制を確立し、的確な進行管理を進めていくことが重要です。

この章では、計画理念を実現するための進行管理の在り方と、町民、事業者、行政の連携・協働による推進体制について示します。

1. 計画の推進体制

基本目標の達成に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（町、事業者、町民及び民間団体）の自主的・積極的な取り組みと参加と協力による地域ぐるみのパートナーシップの形成を図る必要があります。

本計画の進行状況を管理するための組織体制を以下に示します。

(1) 柴田町環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議するための町長の諮問機関として、学識経験者等で構成される柴田町環境審議会が柴田町環境基本条例第20条の規定により設置されています。

町は、本計画の策定及び変更について、環境審議会からの意見や提言等を受け、その反映に努めます。

(2) 第3次柴田町環境基本計画推進町民会議

本計画を推進するために、学識経験者、事業者の代表者、町民の代表者、教育関係者、民間団体の代表者で構成する「第3次柴田町環境基本計画推進町民会議」を設置します。

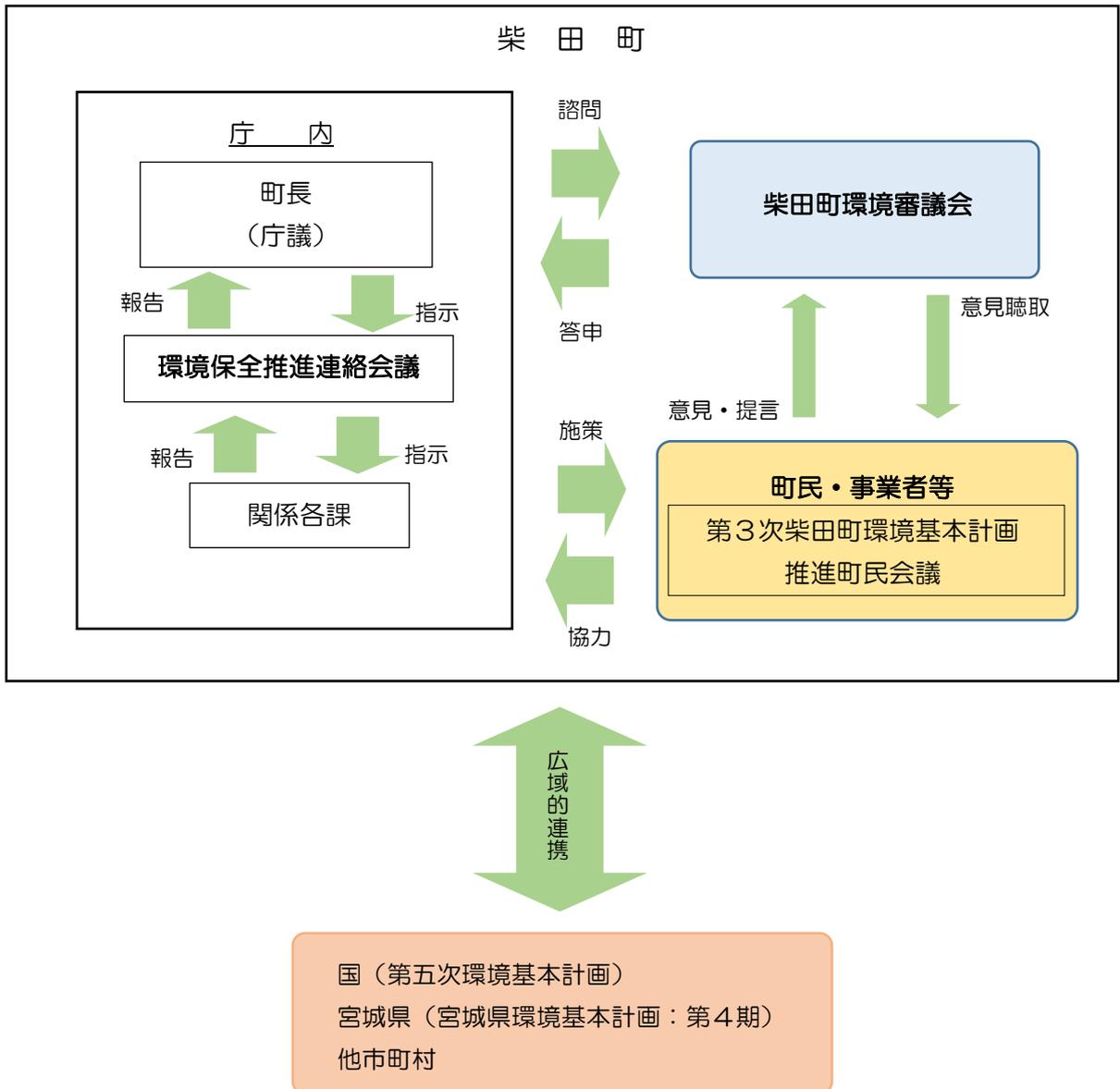
町は、本計画の推進及び計画変更の際に意見を伺い、その反映に努めます。

(3) 環境保全推進連絡会議

柴田町環境基本計画に基づく環境保全政策の総合的かつ効果的な推進、さらに計画の進行管理を行う「環境保全推進連絡会議」を設置します。

環境施策に関する連絡調整・調査研究・情報交換及び進行管理を主な目的として、計画期間中は公共事業における環境保全の考え方を全庁的に浸透させるとともに、各種施策や連携・協働に係る取り組みの結果・実績を共有します。

◆計画推進体制の概念図



2. 計画の進行管理

各主体の取り組みの実効性を確保していくためには、計画の進行管理が最も重要となります。

また、社会情勢の変化や、新たな法律が次々に制定されるなど、地方を取り巻く環境や、環境政策に係る状況は日々変化しています。こうしたことから、環境マネジメントシステムによるPDCA サイクルを継続し、環境基本計画の最終年度である令和 14 年度（2032 年度）まで、引き続き進行管理を行いながら評価を加えていきます。

なお、適切な進行管理によって客観的な評価を加え、改善すべき点や次に活かせる点を明確にし、次年度の政策や事業に反映させる等継続的な業務改善に向けた活動を展開します。

(1) 第3次柴田町環境基本計画(Plan)

本計画を推進するため、全ての主体が柴田町の環境問題に対する認識を共有し、各主体の役割を踏まえた具体的な行動を計画します。

(2) 計画に基づく取り組み(Do)

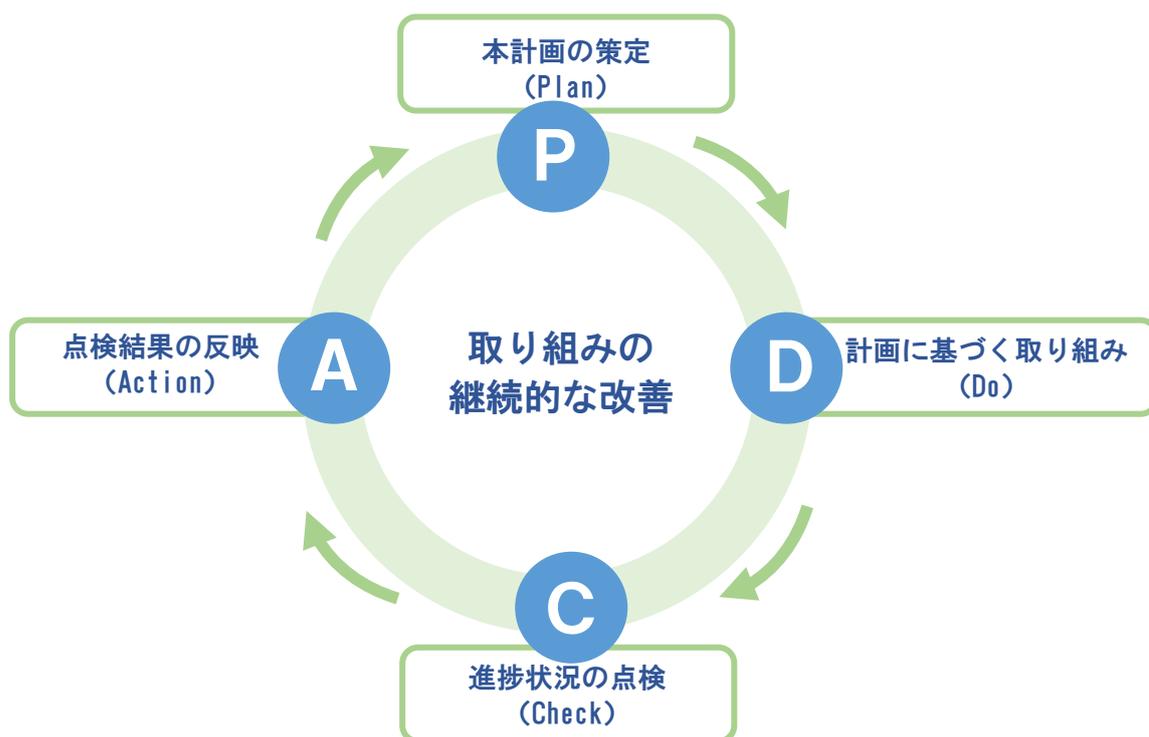
町民・町・事業者は、それぞれの立場で計画に基づいた各種施策や事業を実行していきます。

(3) 計画の進捗状況の点検(Check)

各年度に実施した施策の結果を可視化してまとめ、目標に対する進捗や取り組み状況の点検を実施します。

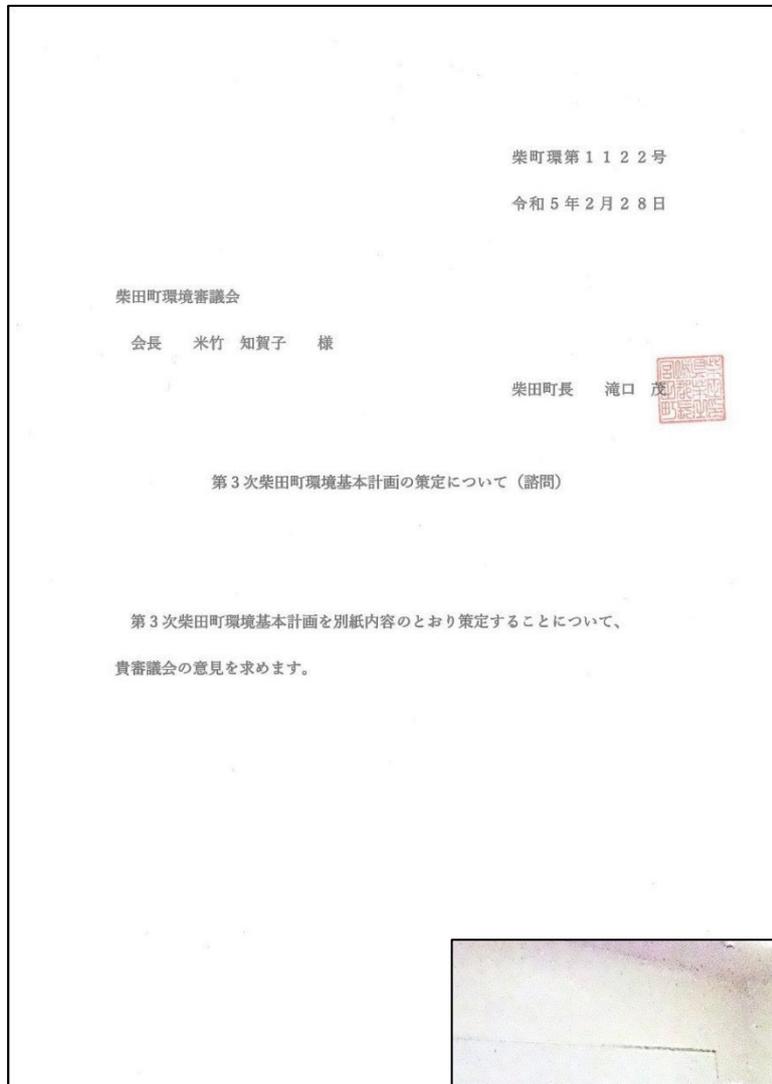
(4) 計画への点検結果の反映(Action)

計画への進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

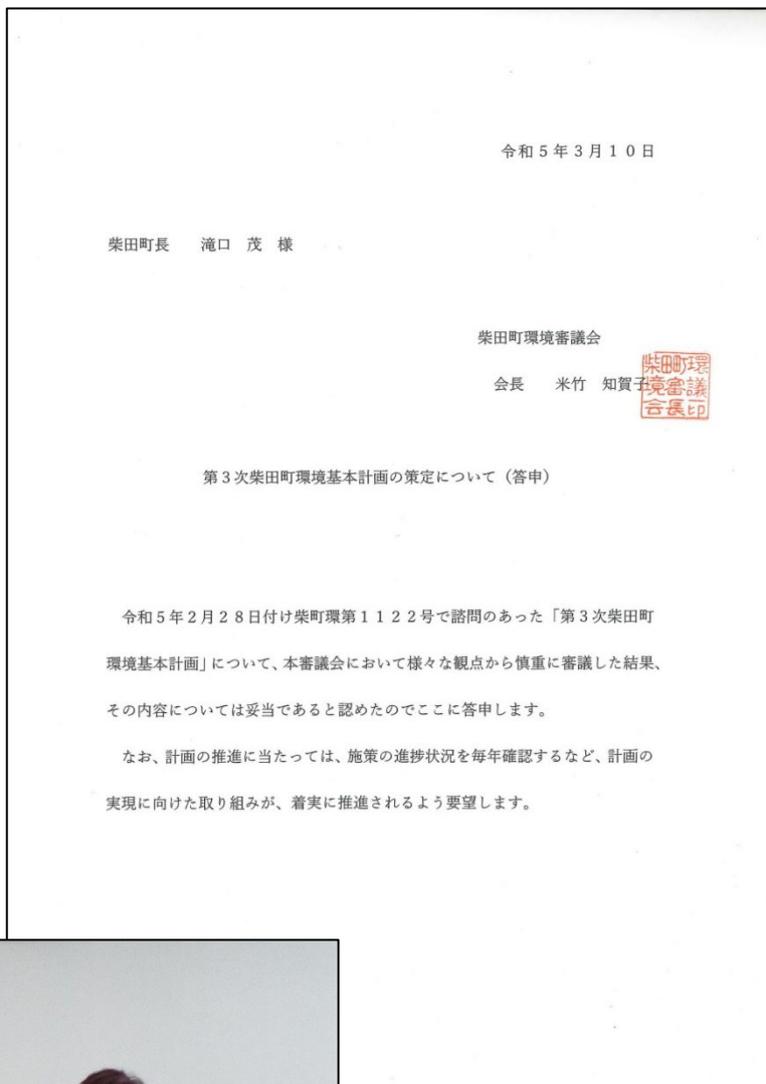


【資料】

1. 第3次柴田町環境基本計画について(諮問)



2. 第3次柴田町環境基本計画について(答申)



3. 計画策定の組織

●柴田町環境審議会 委員名簿（敬称略）

〔任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日〕

区分	氏名	職・所属等
会長	米竹 知賀子	西住生活学校 委員長
副会長	安藤 雅人	株式会社安藤仁七商店 代表取締役
委員	鎌田 孝悦	柴田町小中学校校長会
委員	加茂 富枝	柴田町農業委員会 委員
委員	関 隆	柴田町公衆衛生組合連合会 代表
委員	建入 ゆかり	宮城県仙南保健福祉事務所 技術副所長兼環境衛生部長
委員	半沢 孝子	柴田町食生活改善推進員協議会 会長

●第3次柴田町環境基本計画策定町民会議 委員名簿（敬称略）

〔任期：令和4年12月1日～令和5年3月31日〕

区分	氏名	職・所属等
会長	玉槻 正由	第11行政区長・みどりの会しばた 代表
委員	平間 榮雄	造園業
委員	小林 真人	柴田町立船迫小学校 教諭
委員	野口 翔	仙台大学 助教
委員	太斎 義明	NPO きらきら発電・市民共同発電所 理事
委員	工藤 良夫	まちづくり提案審査会 委員
委員	齋藤 富雄	有限会社広報社 代表
委員	岩井 由紀	NPO 法人しばた子育て支援ゆるりん

●柴田町環境基本条例〔平成13年12月25日条例第18号〕

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針及び環境への配慮(第7条・第8条)

第2節 環境基本計画の策定に関する事項(第9条)

第3節 環境の保全及び創造を推進するための措置事項(第10条―第19条)

第3章 柴田町環境審議会(第20条―第25条)

第4章 委任(第26条)

附則

私たちの郷土は、白石川と阿武隈川が悠々と流れ、丘陵地には緑豊かな森林が広がり、比較的温暖な気候で自然災害も少なく、人が住みやすい自然環境を成している。この豊かな自然の恵みを楽しみながら、先人がたゆまぬ努力を重ねたことにより、県下有数の人口を抱える活気あふれる町に発展している。

しかしながら、私たちは生活の利便性や物質の豊かさを求めるあまり、資源やエネルギーの大量消費を繰り返し、このことが自然環境に多大な影響を与えることとなり、地域環境にとどまらず、ひいては人類の生存基盤である地球環境までも脅かすに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的かつ安全な生活を安定して営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継いでいく義務を担っている。

よって、私たちは、すべての町民の参加と協力の下、資源の循環を基調とした良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない「自然と人が共生できる環境にやさしい町しばた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び安らぎのある環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに町の責務、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的かつ安全な生活を安定して営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少、その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動、その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で文化的かつ安全な生活を安定して営むことができる恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継ぐことができるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然と人が共生できる地域環境づくりに町民が取り組むことにより行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進により行われなければならない。
- 4 地域環境保全は、町、事業者及び町民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぼす影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的、社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、町が実施する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針及び環境への配慮

(施策の基本方針)

第7条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、次に掲げる事項が確保されるよう各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水及び土壌等の自然的環境要素を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護並びに良好な生活環境の保全及び創造を図ること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- (3) 地域の特性を活かした良好な景観の形成、歴史的遺産及び文化的財産の保存並びに活用による潤いとやすらぎのある街並み空間の創造を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等の推進を図ること。

(5) 地球環境の保全に資する施策を推進すること。

(環境への配慮)

第 8 条 町は、行政施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。

第 2 節 環境基本計画の策定に関する事項

(環境基本計画)

第 9 条 町長は、第 7 条の基本方針に従い、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、柴田町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者、町民及び民間団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第 20 条第 1 項に規定する柴田町環境審議会の意見を聴くものとする。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 環境基本計画の変更は、第 2 項の規定を準用する。

第 3 節 環境の保全及び創造を推進するための措置事項

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第 10 条 町は、大規模開発事業を行おうとする者が、その開発事業の実施に当たり、あらかじめ、その開発事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公害の原因となる行為及びその他の環境保全上の支障となる行為に関し、必要な規制措置を講じなければならない。

3 町は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者が、その活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備並びにその他の適切な措置をとるよう指導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備及びその他の事業の推進)

第 11 条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設、森林の整備及びその他の環境保全上の支障の防止に資する公共的な施設の整備並びに施策を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、緑地及び水辺空間の整備、歴史的遺産及び文化的財産の保存並びに活用、その他の潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第 12 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者、町民及び民間団体の意見の反映)

第 13 条 町は、環境の保全及び創造についての施策に事業者、町民及び民間団体の意見を反映させるため、町民及び学識経験者等から広く意見を聴取しなければならない。

(環境教育及び学習の推進)

第 14 条 町は、事業者、町民及び民間団体が、環境保全と創造についての関心と理解を深め、自発的な活動が促進できるよう、環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者、町民及び民間団体の自発的な活動の促進)

第 15 条 町は、事業者、町民及び民間団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動、その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 16 条 町は、環境の保全及び創造に関する情報の収集並びに事業者、町民及び民間団体に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第 17 条 町は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 町は、環境の状況を的確に把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(国県及び他の地方公共団体等との協力)

第 18 条 町は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組みを必要とする施策に関し、国県及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めなければならない。

(地球環境保全の推進)

第 19 条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境保全に関する施策を推進し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めなければならない。

第 3 章 柴田町環境審議会

(設置及び所掌事務)

第 20 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議するため、柴田町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること
- (2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 21 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が適当と認めた者

(任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が、前条第 2 項の要件を欠くに至ったときは、委員を辞任したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 23 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 24 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 25 条 審議会の庶務は、町民環境課において処理する。

第 4 章 委任

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

2 柴田町環境審議会条例(平成 6 年柴田町条例第 15 号)は、廃止する。

附 則(平成 14 年条例第 23 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の条例の規定により、審議会委員を任命又は委嘱している審議会については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年条例第 8 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

●第3次柴田町環境基本計画策定町民会議 開催要綱

1 目的

第3次柴田町環境基本計画策定町民会議（以下「会議」という。）は、柴田町環境基本条例に基づき策定される「柴田町環境基本計画」について、その策定過程において、計画案の全体に対し、有識者から意見を徴することで、計画策定の推進に資することを目的とする。

2 構成

会議は10名以内の以下の委員をもって構成する。

- ・環境有識者（環境活動実践者等）
- ・学識経験者（教育機関の教官、公立学校の教職員等）
- ・公募による選考者（別に定める要綱により全体の10%程度）

3 座長

- （1）会議に座長1人を置く。
- （2）座長は、会議の会務を総括する。
- （3）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

4 議事

- （1）会議は、座長が招集する。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、必要な者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （3）新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、関係資料及び書類の送付により、意見の聴取、検討を行えるものとする。

5 その他

- （1）会議の庶務は、町民環境課環境衛生班が行う。
- （2）この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

●第3次柴田町環境基本計画策定町民会議委員公募要項

1 趣旨

この要領は、第3次柴田町環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり設置される第3次柴田町環境基本計画策定町民会議（以下「町民会議」という。）の委員の公募に関し必要な事項を定める。

2 募集人数

募集人数は、構成員総数の10%以上とする。

3 募集期間

募集期間は、令和4年11月21日（月）から令和4年11月30日（水）までとする。

4 募集対象

募集対象とする者は、次に掲げる基準に該当する者とする。

- (1) 柴田町内に在住または勤務している者
- (2) 令和4年4月1日現在で満18歳以上の者
- (3) 町の環境問題に関して関心を有する者
- (4) 平日に開催される会議（年1,2回程度）に出席が可能である者
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面による会議の開催に伴う意見の提出が可能である者

5 応募方法

町民会議の公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募する者には、必要事項を記入した別紙様式による応募用紙を提出させるものとする。

- 2 前項に規定する応募用紙の提出方法は、町民環境課への直接持参、郵送、又は電子メールとする。

6 公募委員の選考

公募委員の選考は、応募用紙に記載された内容により、町民環境課が選考を実施する。

- 2 選考結果は、全ての応募者に対し通知するものとする。

- 7 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

●柴田町環境基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 柴田町環境基本条例（平成13年柴田町条例第18号）第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、柴田町環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、町長の指示に基づき、柴田町環境基本計画を策定し、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、柴田町庁議規程（昭和46年柴田町規程第9号）第2条第1項に規定する者（町長を除く。）をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、町民環境課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

3 委員長は、必要があるときは、策定委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聴く事ができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務を処理するため、町民環境課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

4. 計画策定の経緯

年 月 日	経 緯
令和3年10月1日	第1回第3次柴田町環境基本計画策定委員会 設立・計画の趣旨の確認
令和3年11月26日	令和3年度第1回柴田町環境審議会 計画の趣旨の確認
令和4年3月15日	令和3年度第2回柴田町環境審議会 計画の基本方針、作業スケジュールの確認
令和4年6月24日 ～7月15日	町民・事業者アンケート調査
令和4年7月1日	第2回第3次柴田町環境基本計画策定委員会 アンケート内容の確認・町関係事業の調査
令和4年12月27日	第1回柴田町環境基本計画策定町民会議 設立・委嘱状の交付・目的の確認
令和5年1月16日 ～2月14日	第3次柴田町環境基本計画（案）に係るパブリックコメント募集 町 Web サイト及び町施設10ヵ所で意見書受付
令和5年1月31日	第2回柴田町環境基本計画策定町民会議 パブリックコメント中間状況の報告・計画（案）の検討
令和5年2月6日	第3回柴田町環境基本計画策定委員会 作業の経過報告・計画（案）の検討
令和5年2月17日	第3回柴田町環境基本計画策定町民会議 パブリックコメント終了結果の報告・計画（案）の検討
令和5年2月28日	令和4年度第1回柴田町環境審議会 町長から諮問の受理・計画（案）の審議
令和5年3月10日	令和4年度第2回柴田町環境審議会 審議内容の確認・町長へ答申
令和5年3月13日	第4回柴田町環境基本計画策定委員会 環境審議会答申に基づく計画（案）の最終検討

5. 町民・事業者の環境に関するアンケート調査の結果

1.1 町民アンケート調査の実施

(1) 町民アンケート調査の概要

1) 調査の目的

本調査は、柴田町第3次環境基本計画の策定にあたり、町民の意見を広く把握し、計画の施策の方向を位置付ける基礎資料として反映させることを目的としました。

2) 調査方法・回収状況

調査対象(配布数)	柴田町の住民基本台帳に登録されている満 16 歳以上の町民の中から無作為に抽出した 2,000 人
調査時期	令和 4 年 6 月 24 日 (金) ~7 月 15 日 (金)
配布・回収方法	アンケート調査票の配布は郵送により実施し、回収については郵送による回答および web 回答を集計した。
回収結果	回収票 702 票 (回収率 : 35.1%)

3) アンケート調査票の構成

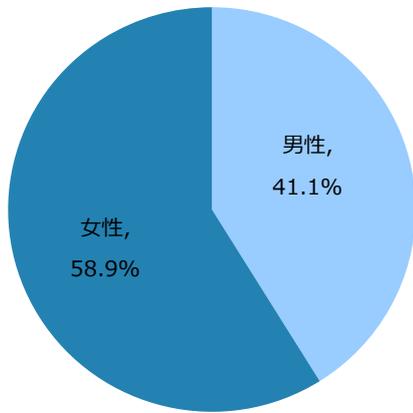
アンケート調査票は、「(1) 回答される方について」、「(2) 環境に関する課題への関心について」、「(3) 柴田町の環境について」、「(4) 日常生活における取組について」、「(5) 新エネルギー機器の導入状況について」、「(6) 町が行う環境政策について」、「(7) 自由記述欄」の7つの構成により、意向把握を行いました。

選択肢『その他』及び「(7) 自由記述欄」の回答は原文のまま引用しています。

4) 回答者の属性

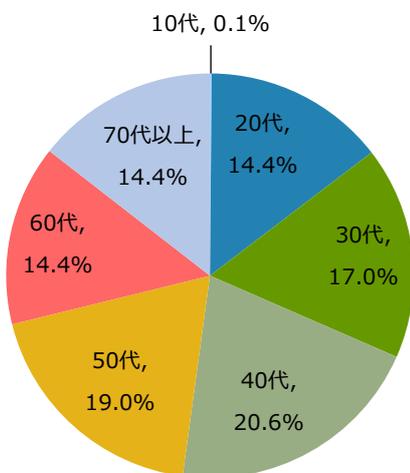
- 回答者の性別は、「男性」が 41.1%、「女性が」が 58.9%でした。
- 年齢別の割合は、10代が 0.1%でしたが、他の年代では約 15%~20%で、年齢層に偏りのない回答を得ることができました。
- 住まい地域別の回答割合は、「船岡小学校区」、「船迫小学校区」、「槻木小学校区」が、それぞれ約 25%、次いで「東船岡小学校区」、「西住小学校区」、「柴田小学校区」の順の回答でした。

性別
(N=693)



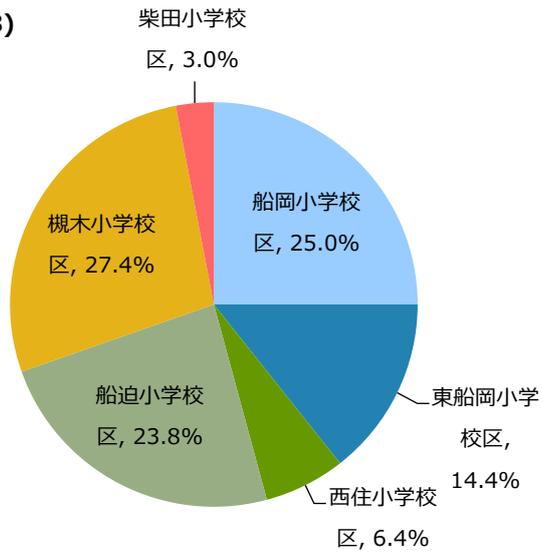
性別	人数	割合 (%)
男性	285	41.1
女性	408	58.9
全体	693	100

年齢
(N=700)



年齢	人数	割合 (%)
10代	1	0.1
20代	101	14.4
30代	119	17.0
40代	144	20.6
50代	133	19.0
60代	101	14.4
70代以上	101	14.4
全体	700	100

**お住まいの地域
(N=668)**

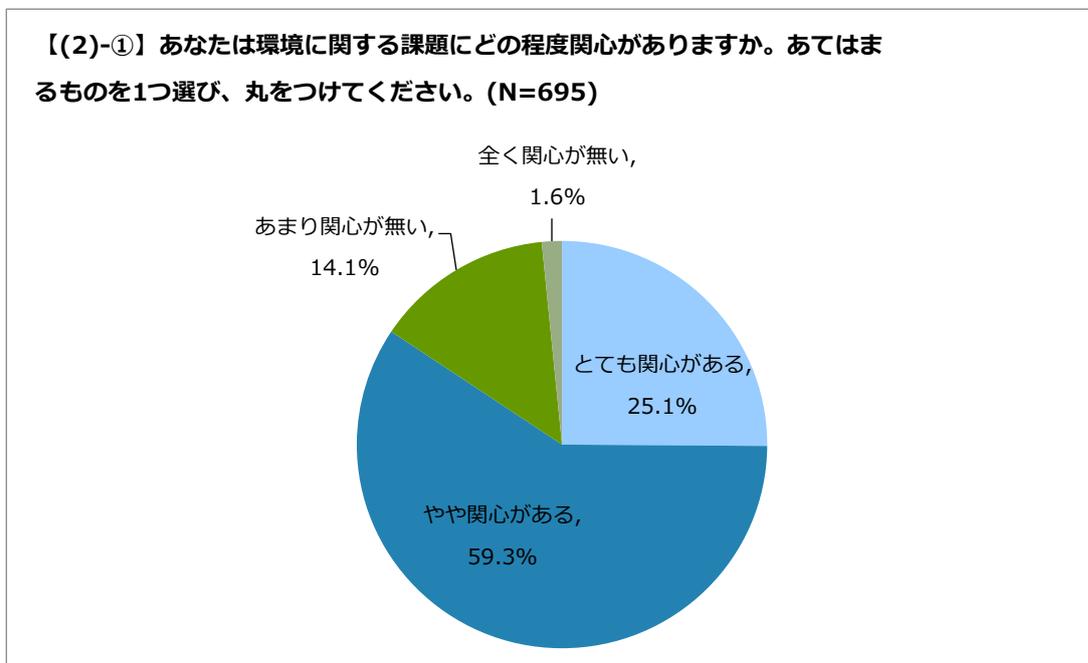


お住まいの地域	人数	割合 (%)
船岡小学校区	167	25.0
東船岡小学校区	96	14.4
西住小学校区	43	6.4
船迫小学校区	159	23.8
槻木小学校区	183	27.4
柴田小学校区	20	3.0
全体	668	100

(2) 調査結果

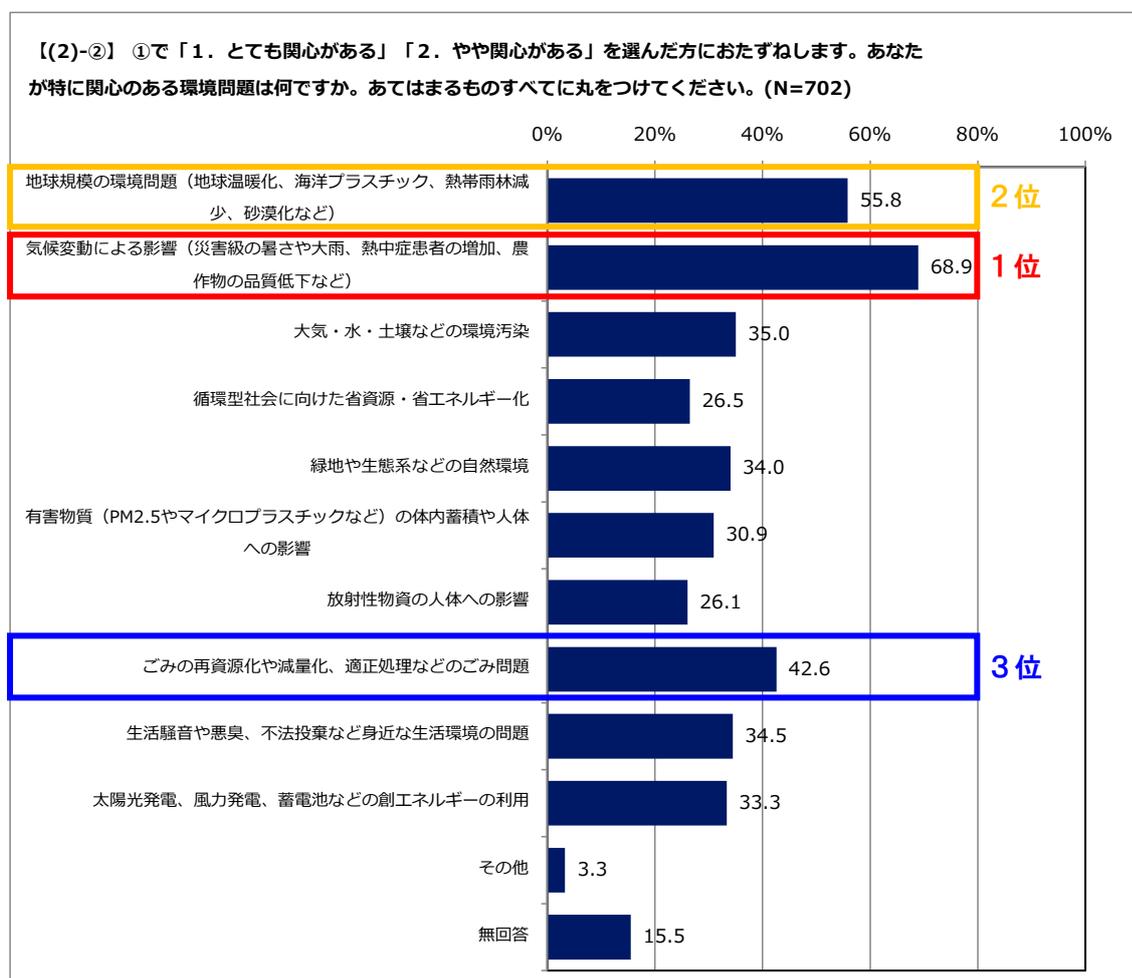
【(2) 環境に関する課題への関心について】

【(2)-①】あなたは環境に関する課題にどの程度関心がありますか。あてはまるものを1つ選び、丸をつけてください。



- 「やや関心がある」の回答が59.3%、「とても関心がある」の回答が25.1%と8割以上の市民が環境問題に関心があることが分かりました。

【(2)-②】あなたは環境に関する課題にどの程度関心がありますか。あてはまるものを1つ選び、丸をつけてください。

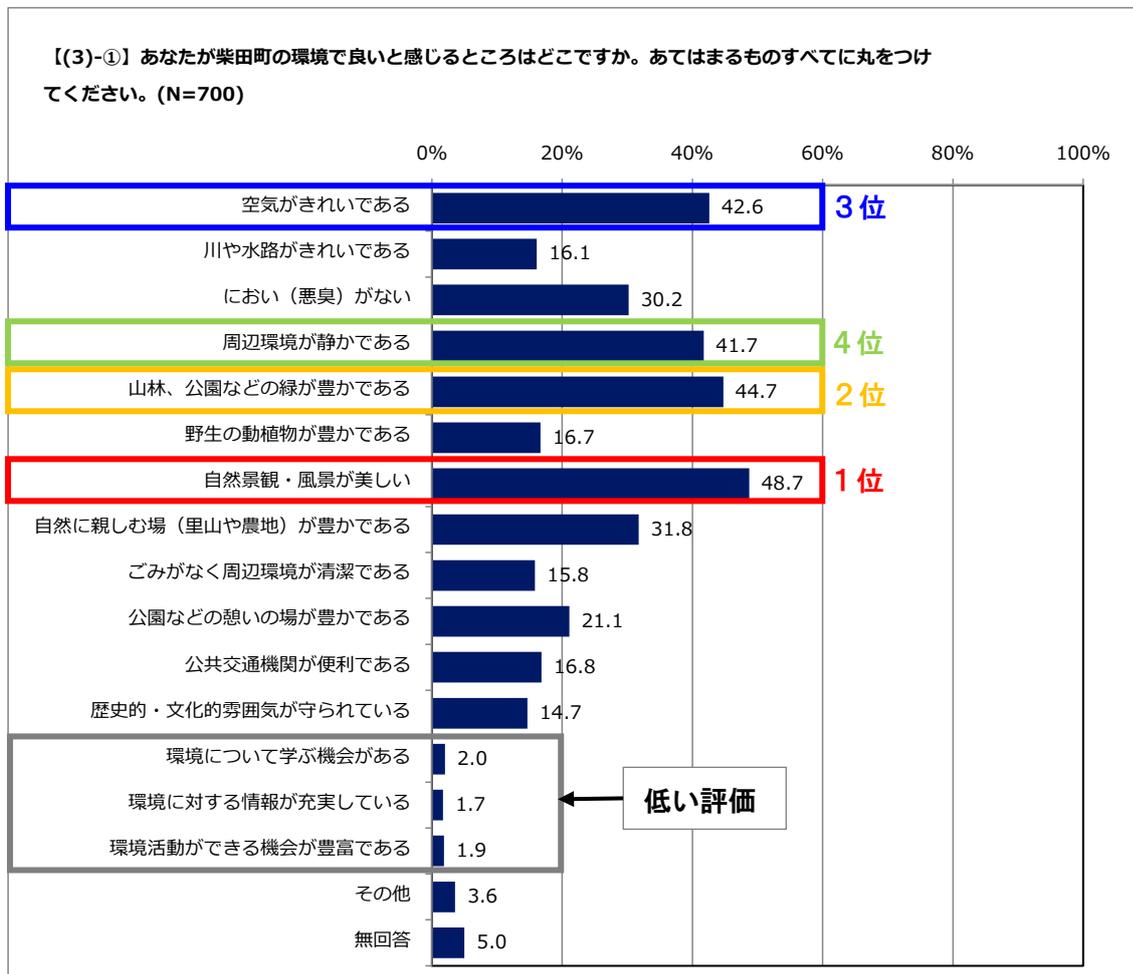


その他の内容 (抜粋)
5月の宮城の大雪・6月の猛暑・大雨
近年、大きな船泊団地の近くの自宅庭までカモシカ、イノシシが出没し、野菜等食い荒らす。
燃料電池車の普及
環境問題における行政、会社、学校、住民の関係性の明確化
空地などの放置で雑草の繁茂、ごみの散乱などが気になります。
目の前の空き家のアパートについて

- 「気候変動による影響 (災害級の暑さや大雨、熱中症患者の増加、農作物の品質低下など)」の回答が68.9%と最も多く、「地球規模の環境問題 (地球温暖化、海洋プラスチック、熱帯雨林減少、砂漠化など)」の回答が55.8%、次いで「ごみの再資源化や減量化、適正処理などのごみ問題」の回答が42.6%と多い結果でした。

【(3) 柴田町の環境について】

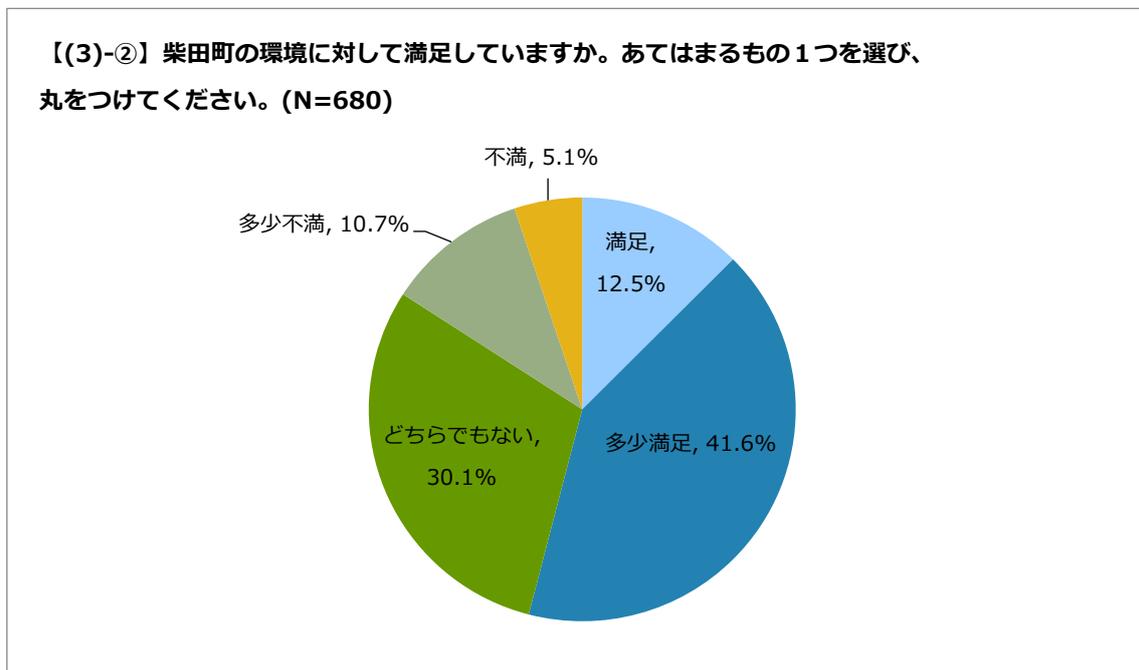
【(3)-①】あなたが柴田町の環境で良いと感じるところはどこですか。あてはまるものすべてに丸をつけてください。



その他の内容（抜粋）
静かなところ
自治体の管理態勢が好ましい、環境指導員が巡回している
子育てしやすい
特になし

- 「自然景観・風景が美しい」「山林、公園などの緑が豊かである」「空気がきれいである」「周辺環境が静かである」の回答が40%を超える回答でした。
- 「環境について学ぶ機会がある」「環境活動ができる機会が豊富である」「環境に対する情報が充実している」の回答は2%未満と低い回答でした。

【(3)-②】柴田町の環境に対して満足していますか。あてはまるものを1つ選び、丸をつけてください。

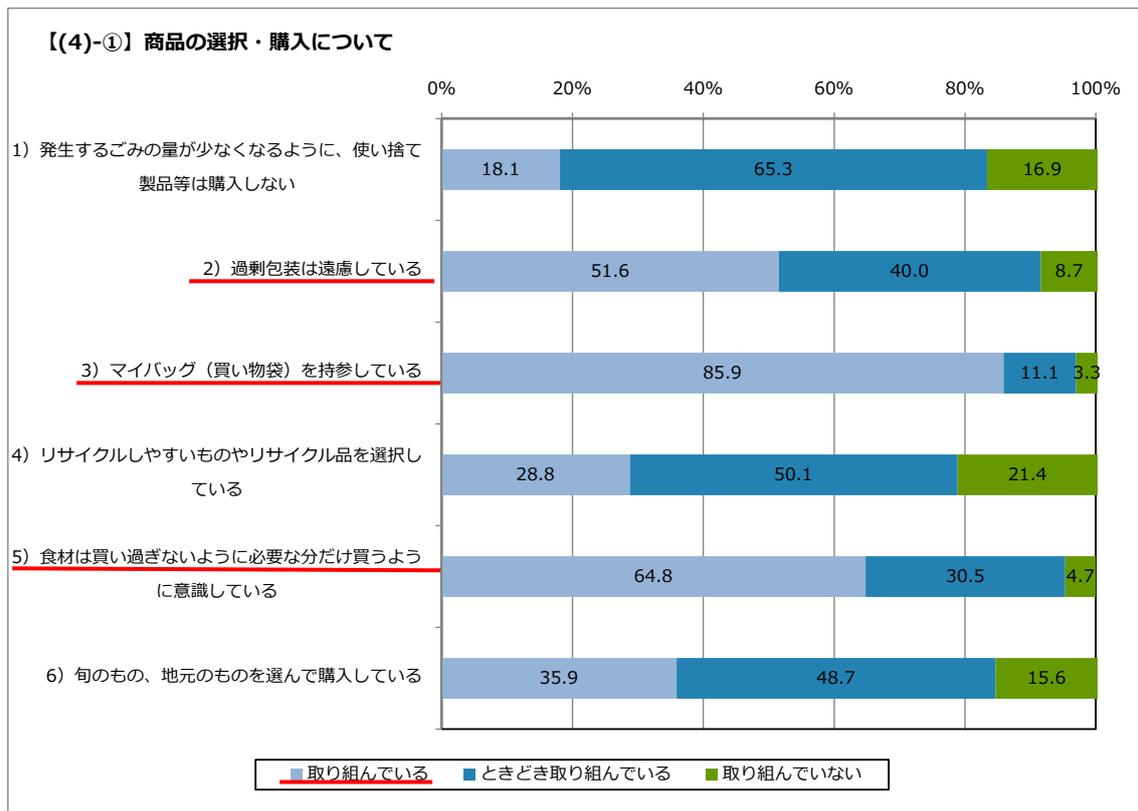


- 「満足」の回答が12.5%、「多少満足」の回答が41.6%であり、合わせた「満足している傾向」は5割以上でした。
- 「不満」の回答が5.1%、「多少不満」の回答が10.7%であり、合わせた「不満を抱いている傾向」は2割以下でした。

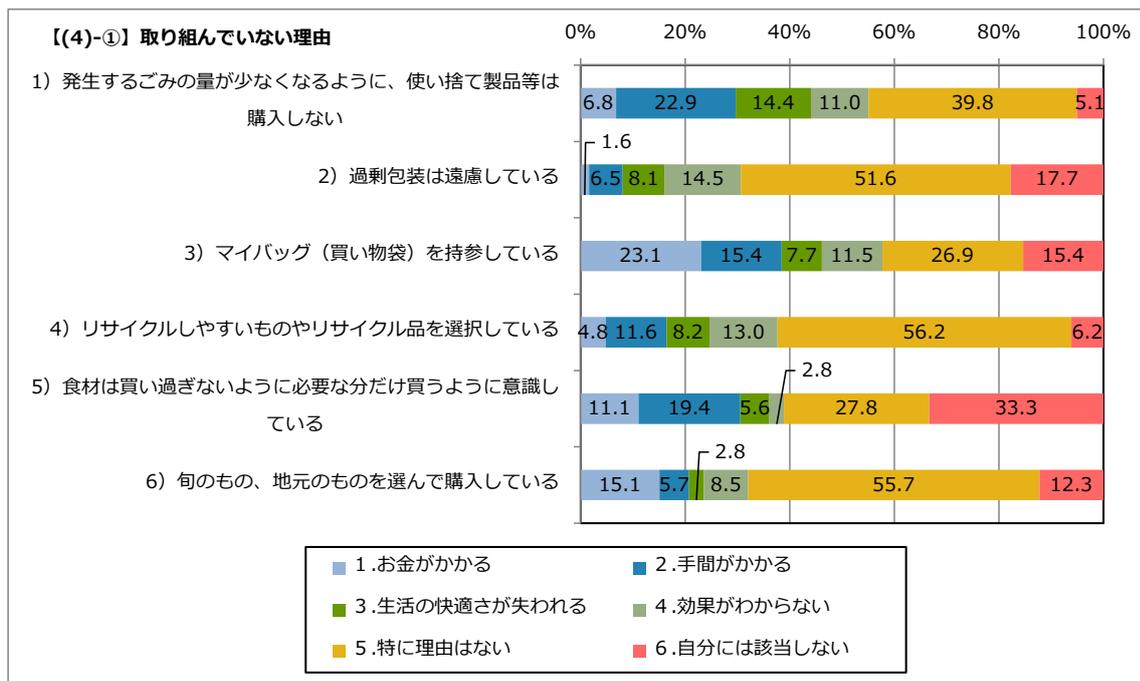
【(4) 日常生活における取組について】

あなたやあなたの家庭で普段から取り組んでいることはありますか。各項目についてあてはまるものを1つ選び、丸をつけてください。「3. 取り組んでいない」を選択した方は、その理由を下の欄から1つ選び、「取り組んでいない理由」に番号をご記入ください。

【(4)-①】商品の選択・購入について

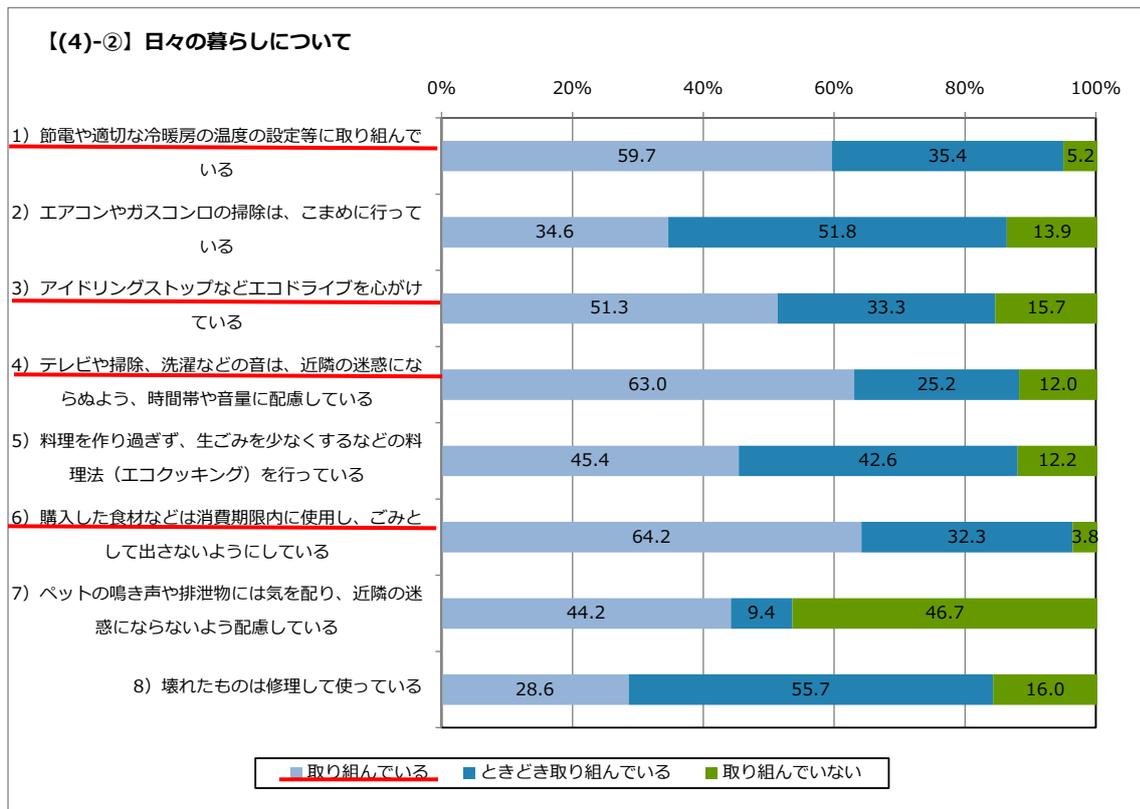


- 「マイバッグ（買い物袋）を持参している」、「過剰包装は遠慮している」、「食材は買い過ぎないように必要な分だけ買うように意識している」の項目は「取り組んでいる」の回答が50%以上でした。

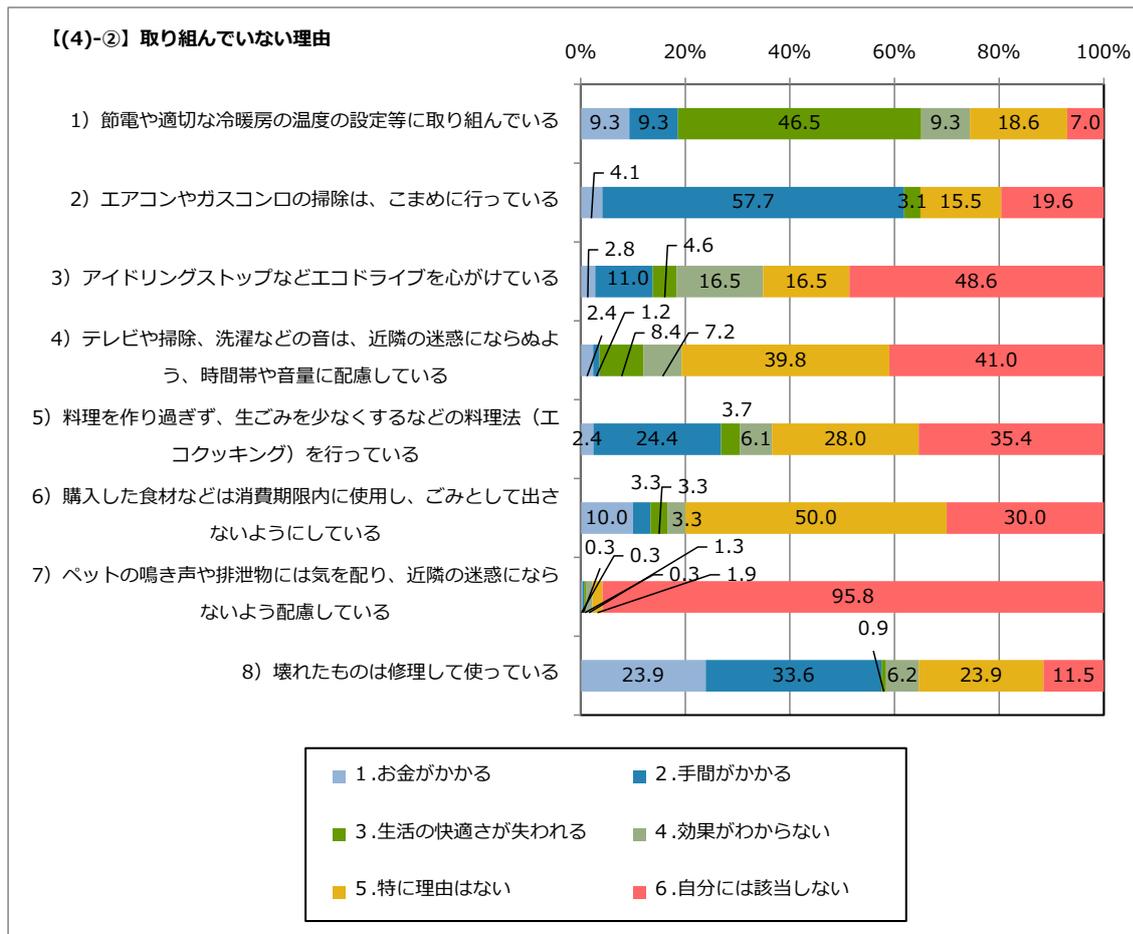


- 「過剰包装は遠慮している」「リサイクルしやすいものやリサイクル品を選択している」、「旬のもの、地元のものを選んで購入している」の取り組んでいない理由として回答の5割以上は「特に理由はない」としており、生活の中で意識されていないことが分かりました。
- 「発生するごみの量が少なくなるように、使い捨て製品等は購入しない」、「マイバッグ（買い物袋）を持参している」、「食材は買い過ぎないように必要な分だけ買うように意識している」の取り組んでいない理由として「手間がかかる」、「お金がかかる」の回答の合計が3割前後ありました。

【(4)-②】日々の暮らしについて

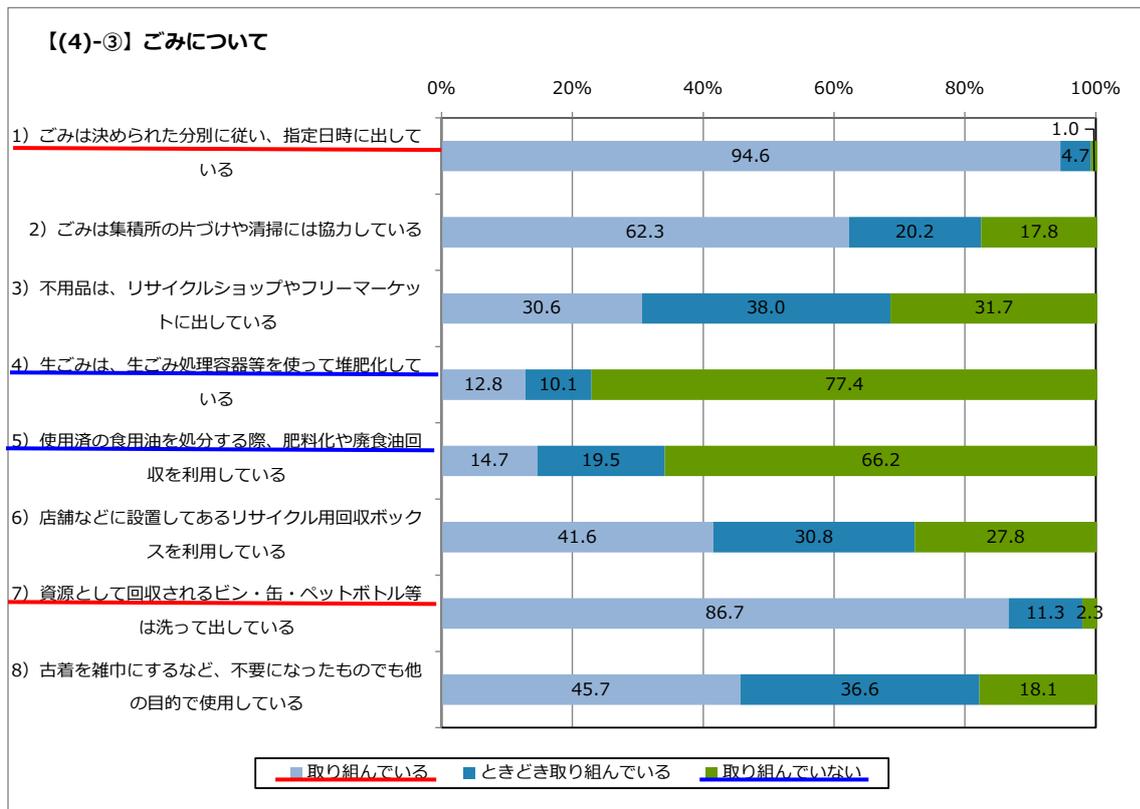


- 「節電や適切な冷暖房の温度の設定等に取り組んでいる」、「エコドライブを心がけている」、「テレビや掃除、洗濯などの音は、近隣の迷惑にならぬよう、時間帯や音量に配慮している」、「購入した食材などは消費期限内に使用し、ごみとして出さないようにしている」の「取り組んでいる」の回答が50%を超えていました。

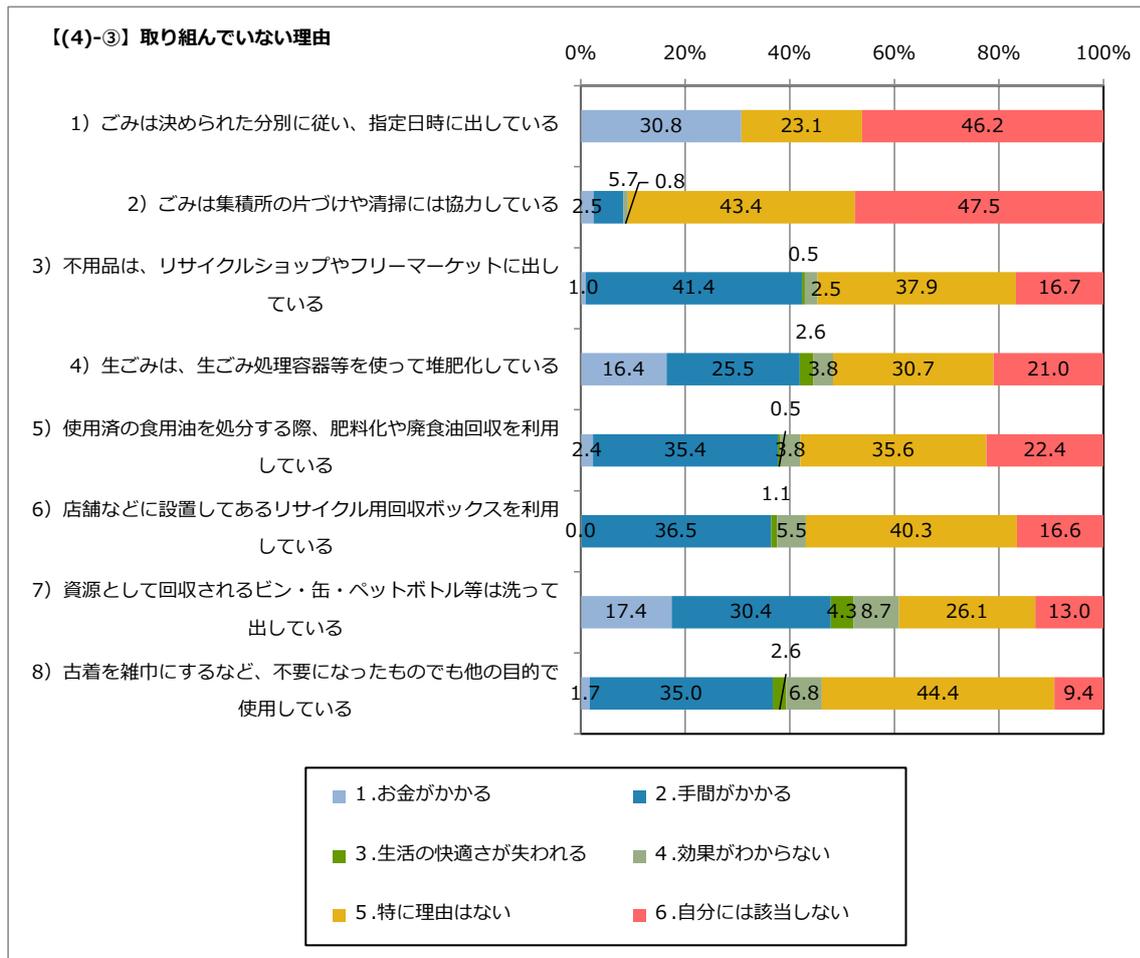


- 「エアコンやガスコンロの掃除はこまめに行っている」、「壊れたものは修理して使っている」では「手間がかかる」ことを取り組んでいない理由とした回答が多いことが分かりました。
- 「節電や適切な冷暖房の温度の設定等に取り組んでいる」では「生活の快適さが失われる」ことを取り組んでいない理由とした回答が多いことが分かりました。

【(4)-③】 ゴミについて

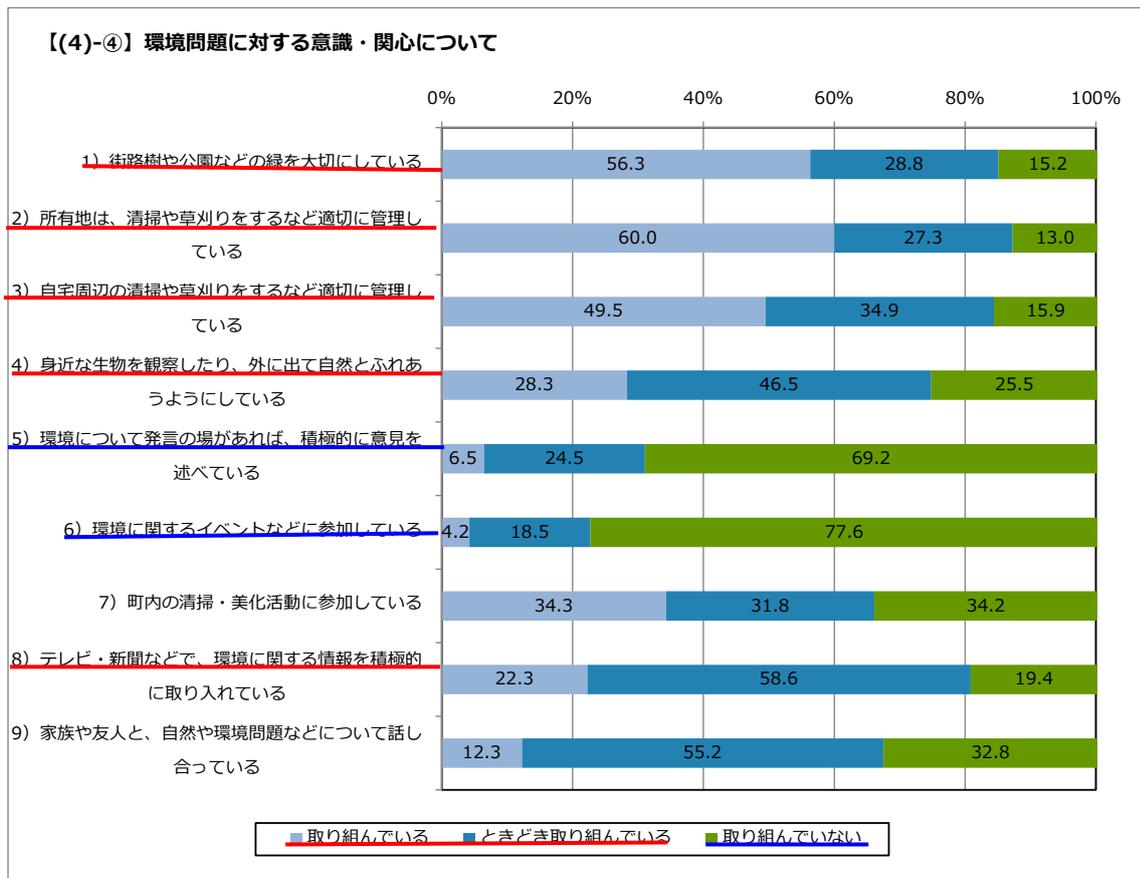


- 「ゴミは決められた分別に従い、指定日時に出している」、「資源として回収されるビン・缶・ペットボトル等は洗って出している」の「取り組んでいる」の回答が80%を超えていました。
- 「生ごみは、生ごみ処理容器等を使って堆肥化している」、「使用済の食用油を処分する際、肥料化や廃食油回収を利用している」の「取り組んでいない」の回答は60%を超えていました。

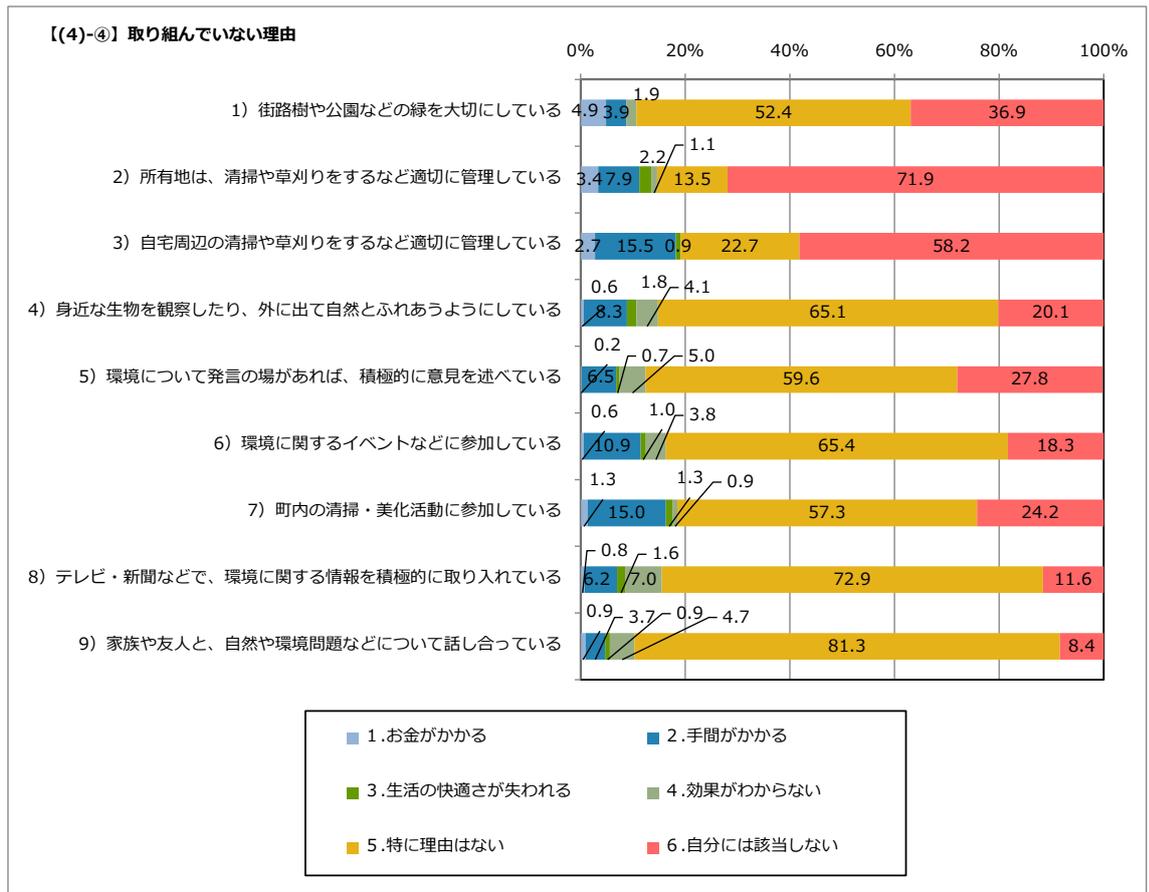


- 「不用品は、リサイクルショップやフリーマーケットに出している」、「使用済の食用油を処分する際、肥料化や廃食油回収を利用している」、「店舗などに設置してあるリサイクル用回収ボックスを利用している」、「資源として回収されるビン・缶・ペットボトル等は洗って出している」、「古着を雑巾にするなど、不要になったものでも他の目的で使用している」の取り組んでいない理由として「手間がかかる」とした回答が3割を超えていました。

【(4)-④】環境問題に対する意識・関心について



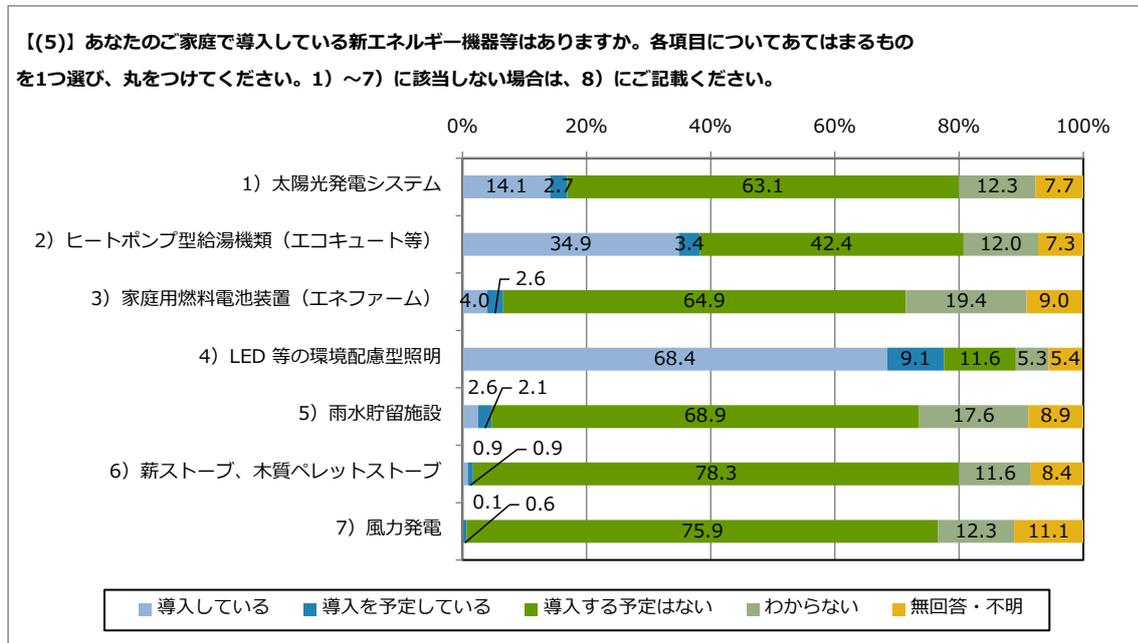
- 「街路樹や公園などの緑を大切にしている」、「所有地は、清掃や草刈りをするなど適切に管理している」、「自宅周辺の清掃や草刈りをするなど適切に管理している」、「身近な生物を観察したり、外に出て自然とふれあうようにしている」、「テレビ・新聞などで、環境に関する情報を積極的に取り入れている」の「取り組んでいる」、「ときどき取り組んでいる」の合計は70%を超えています。
- 「環境について発言の場があれば、積極的に意見を述べている」、「環境に関するイベントなどの参加している」の「取り組んでいない」は60%を超えています。



- 「所有地は、清掃や草刈りをするなど適切に管理している」、「自宅周辺の清掃や草刈りをするなど適切に管理している」の項目以外は取り組んでいない理由として「特に理由はない」が最も多く回答されていました。
- 「所有地は、清掃や草刈りをするなど適切に管理している」、「自宅周辺の清掃や草刈りをするなど適切に管理している」の項目で取り組んでいない理由では「自分には該当しない」が最も多く、次いで「手間がかかる」ことを挙げた回答が多く見られました。

【(5) 新エネルギー機器の導入状況について】

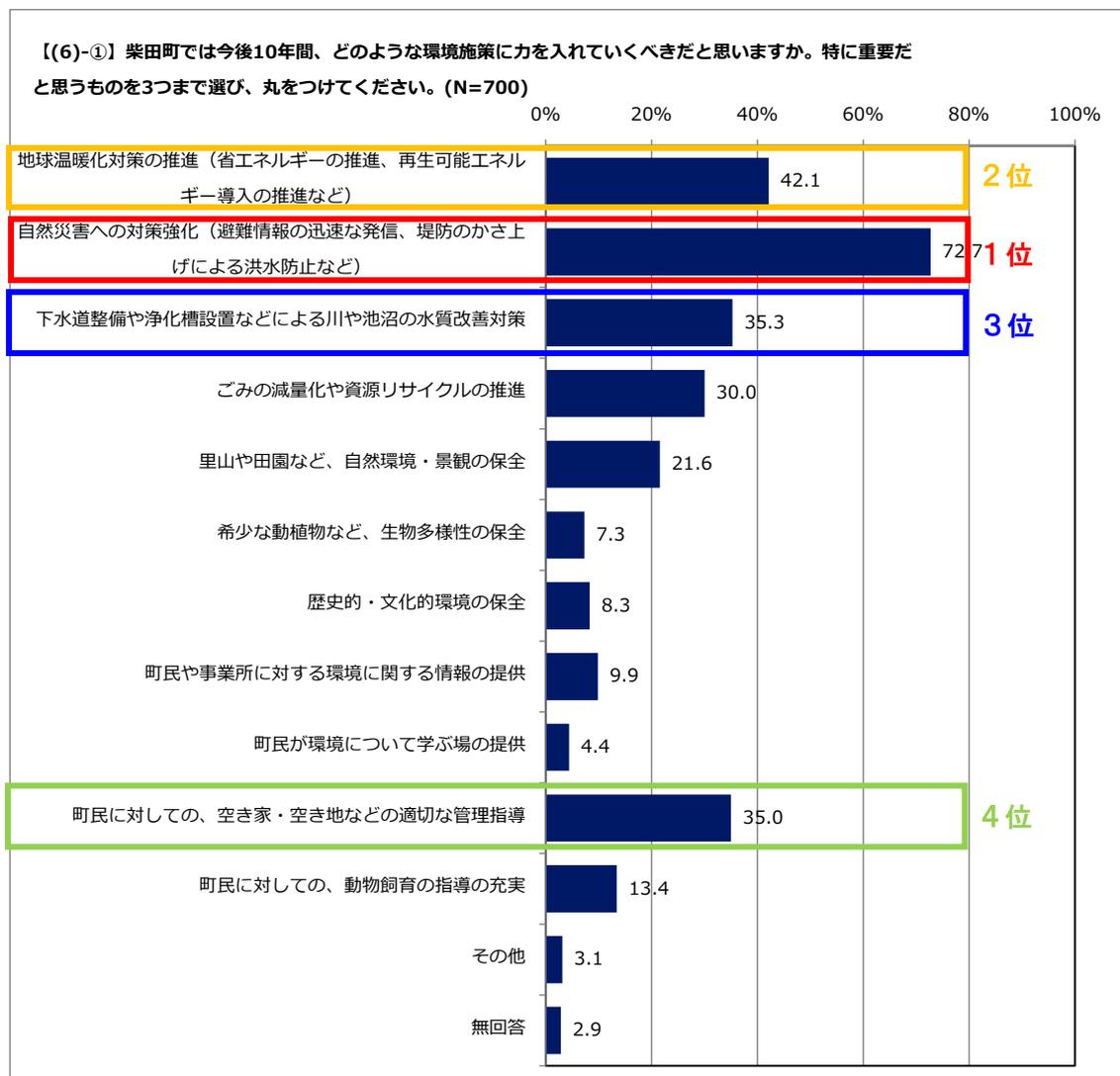
あなたのご家庭で導入している新エネルギー機器等がありますか。各項目についてあてはまるものを1つ選び、丸をつけてください。1)～7)に該当しない場合は、8)にご記載ください。



- 「LED等の環境配慮型照明」は「導入している」、「導入を予定している」の回答の合計が7割を超えました。
- 「太陽光発電システム」、「家庭用燃料電池装置 (エネファーム)」、「雨水貯留施設」は「導入する予定はない」の回答が60%を超え、「薪ストーブ、木質ペレットストーブ」、「風力発電」は「導入する予定はない」の回答が70%を超えました。

【(6) 町が行う環境政策について】

【(6)-①】柴田町では今後10年間、どのような環境施策に力を入れていくべきだと思いますか。特に重要だと思うものを3つまで選び、丸をつけてください。

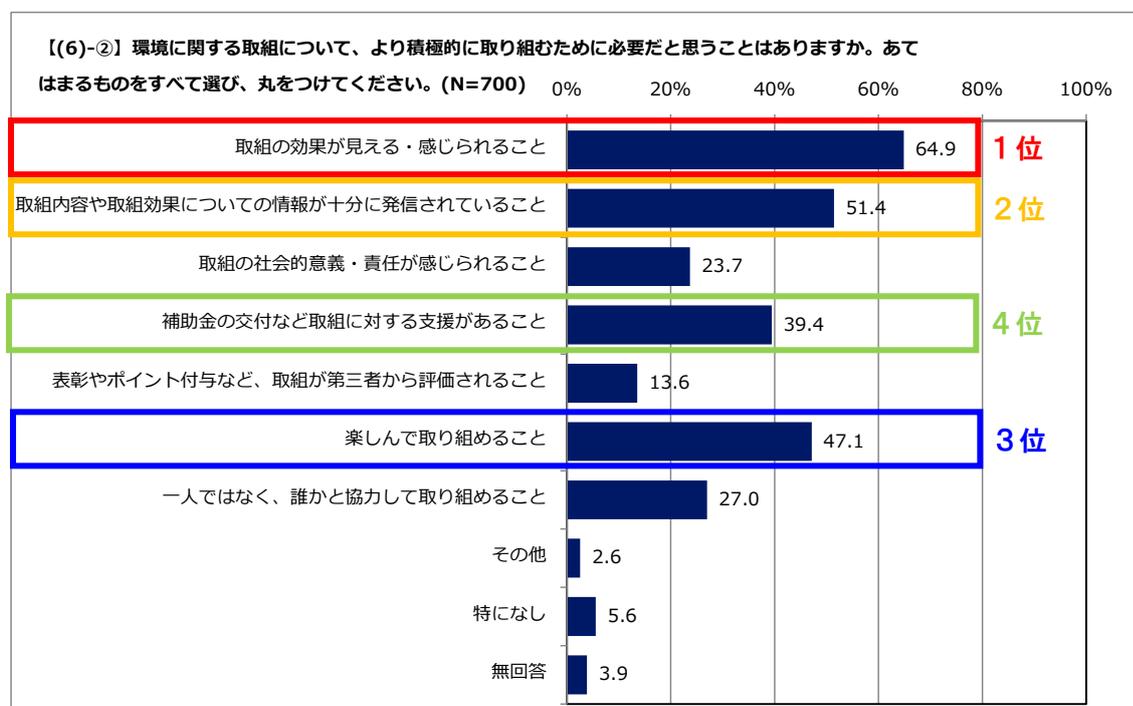


その他の内容（抜粋）
美化活動の推進（ゴミ拾いボランティアなど）田畑にゴミが落ちているのが気になる。旧国道でも土砂が堆積している状態で町がきれいに見えない
水害が起きる地域の道路整備、行政の自然災害に対するの責任感の欠如
犬の鳴き声・犬のフンを処理、犬の無駄吠え・近所のラジオ音量・迷惑なバイク・スーパーマーケットから出る早朝・昼間の騒音対策
排水、道路、公園等の除草や営繕、補修、遊具、備品のメンテナンス。道路にはみ出した樹木の剪定の指導
スポーツ施設の充実 企業誘致 公共交通機関の充実 チェーン店増やす
指定ゴミ袋の撤廃、もしくは価格を下げしてほしい。水道料金を安くするように。

- 「自然災害の対策強化（避難情報の迅速な発信、堤防のかさ上げによる洪水防止など）」の回答が72.7%と最も多く、次いで「地球温暖化対策の推進（省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入の推進など）」の回答が42.1%、「下水道整備や浄化槽設置などによる川

や池沼の水質改善対策」の回答が 35.3%、「町民に対しての、空き家・空き地などの適切な管理指導」の回答が 35.0%でした。

【(6)-②】環境に関する取組について、より積極的に取り組むために必要だと思うことはありますか。あてはまるものをすべて選び、丸をつけてください。



その他の内容（抜粋）
柴田だよりにのせる、ほたるが集まるようにする。
地域住民との協力で取り組む課題について話し合う。もっと、近所同士で話し合い、接触到に励み、近所なのに知らないという事を無くす。「個」で頑張るのではなく、町民全体で取り組む意義を伝えていく。(特に20~40代、子供がいる親にこそ、親子で取り組めるように) 労力がかかりすぎないこと。住人が他地区から転入してきた人を無視しない事。
町としての方針を明確になる様努力すること。他(業者や大学)に依頼するのではなく行政が知恵を集めて町としての方針を作ること!
補助金の交付などについては、本当に実施されているか確認を合わせて実施すること。結果(成果)を数値で報告すること。実務担当者を最後まで変更しないこと。PDCAを早く回すこと。グリーンウォッシュや自己満足的な取組になっていないこと
路上にゴミのなげすてが多くみられる、ゴミ箱をたくさん置いて欲しい
ヨークベニマルの資源収集、評価します。→ポイントが、買い物にも使え生活のためになる

- 「取組の効果が見える・感じられること」の回答が 64.9%と最も多く、「取組内容や取組効果についての情報が十分に発信されていること」の回答が 51.4%、「楽しんで取り組めること」が 47.1%、「補助金の交付など取組に対する支援があること」が 39.4%でした。

【(7) 自由記述欄】

柴田町の環境に対するご意見・ご感想や、環境に関する取組のアイデアなどご自由にお聞かせください。

1. 再生可能エネルギーに関すること
メガソーラーの設置は、景観を考え、周辺の住民への影響を考慮して可否をしてほしい。
生ゴミを利用した都市型バイオマス発電を取り入れていく。
太陽光や蓄電池の助成金 先行導入世帯にも。蓄電池購入に大幅な補助金が欲しい。
環境に良い取り組みを行ったら（太陽光、風力などの発電機の設置など）ポイントや補助金がもらえる仕組みはどうか。
体育館の屋根に太陽光ソーラーパネルをつけてほしい。
今後は蓄電技術の発展による自家用電源への推進が必要になるので蓄電技術に対する普及を推進していけるように自治体からの補助金等の支援があると良い。
2. ごみ問題に関すること
プラゴミの袋は安いのにふつうゴミのゴミ袋が高すぎる（Lサイズ10枚で500円）。無償もしくは値下げしてほしい。透明な袋でも良いのでは。
ビン・缶・ペットボトルをカゴで回収してほしい。
用水路やゴミが溜まっている公園、空き地へのポイ捨て。道路へのタバコのポイ捨ても多い。ウォーキングしながらゴミ拾い、親子で仮装してゴミ拾いするイベント、ゴミを入れる袋を持って歩く習慣作りなど。
ゴミ回収のルールが守られていない。回覧板やゴミ捨て場にも簡易的なゴミの分別案内を出してほしい。草かりででたゴミを再利用方法や薪を燃した後の灰の処理方法を教えてほしい。
ゴミ集積所が歩道に設置されている所があり、歩行者が危険。
プラスチックゴミの回収を毎週行って欲しい
ごみは夜間に回収を実施して欲しい。
3. 道路に関すること
道路や歩道のひび割れを改善してほしい。白線の消えている箇所も修復してほしい。
道路に伸びている木や枝を剪定してほしい。街路樹を植える際、その木の性質を見極め植えるべき。例えば電線の下の方の街路樹毎年々切られてかわいそう、時間とお金もかかる。交差点の近くは見えにくく安全上よくないと思います。
大雨の時に冠水する道路があるため整備してほしい。
町にあるグレーチングを点検していただき、住宅街にある所にはゴムなどのクッションを入れるなど対策してほしい。
町の街灯をLEDのソーラーライトにしてほしい、増設してほしい
4. 自然に関すること
屋上庭園や公園の緑化をし、少しでも温暖化対策に繋げてほしい
インスタ映えするようなひまわり畑や、菜の花畑などを作って欲しい。
「しばたフェスティバル」の開催。国道沿いに道の駅を作る。
北側の遺跡や寺・神社などの観光資源が生かし切れていない。
自分たちの手でキレイだった川の整備。ホテルが集まるように。町で自然観察の場（昆虫観察等）通え

る場所もあれば良い。
5. 町内の設備に関すること
船岡小学校の隣に、町民体育館を作してほしい。そして、体育館の中を冷暖房にしてほしい。
役場の駐車場を広くしてほしい。
3歳以下の子供でも遊べる公園や室内で遊べる場所がない。子供が走れるような公園、遊具の設置、水場・デイキャンプができる森林公園、市民プールを作してほしい。
自家用車を減らすためにもバスを増やしてほしい。公共交通機関がデマンドタクシーのみ、通勤通学の時間帯だけでも安価な料金でバスを運行すれば利用者は多くなるのではないか。
6. 騒音・異臭に関すること
ペットの糞を放置している。犬の遠吠えなどの騒音対策としてしつけのパンフレットを無償配布してほしい。
猫は自宅飼育にすべき。のら猫等の適切な保護（殺処分以外）。ホームページ等で相談窓口やボランティア団体の連絡先をのせてほしい。
鳥の糞も対策してほしい。
アカダニやユスリカなどの害虫駆除の対策として川を綺麗に保つことやその他の対策の情報発信、相談窓口を設けてほしい。
早朝の農業用の機械や深夜の暴走バイクの騒音を対策してほしい。
7. 空き家に関すること
空き家や空き地の定期的な見回りや持ち主への指導、相談窓口設置やセミナー開催。（庭や建物のメンテナンスの仕方、業者の紹介、手離す時の手続き空き家バンク）
空き家を町営住宅に建て替えてほしい。カフェなどの店舗利用もいい。
8. 町民に対する環境情報の発信に関すること
ゴミを収集した後の再利用や減量化に向けた取組について情報発信する。
テレビや新聞以外の YOUTUBE やネット（HP だけでなく SNS も）で # をつけて発信する。
広報でエコに関する知識や取り組みの特典があったら面白そう
環境にいい取組をお知らせ版にのせる。

1.2 事業者アンケート調査の実施

(1) 事業者アンケート調査の概要

1) 調査の目的

本調査は、第3次柴田町環境基本計画の策定にあたり、町内に事業所を持つ事業者の意見を広く把握し、計画の施策の方向を位置付ける基礎資料として反映させることを目的としました。

2) 調査方法・回収状況

調査対象(配布数)	本町に事業所がある事業者の中から無作為に抽出した 100 社
調査時期	令和 4 年 6 月 24 日 (金) ~7 月 15 日 (金)
配布・回収方法	アンケート調査票の配布は郵送により実施し、回収については郵送による回答および web 回答を集計した。
回収結果	回収票 54 票 (回収率 : 54.0%)

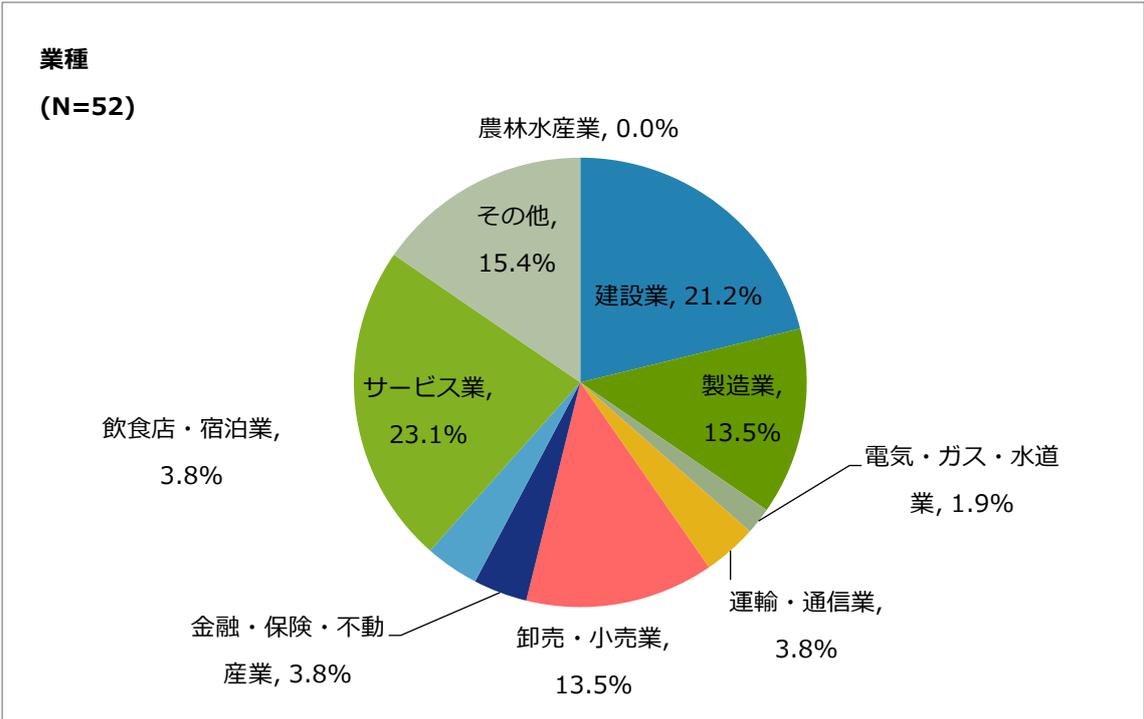
3) アンケート調査票の構成

アンケート調査票は、「1. 回答される方について」、「2. 環境問題に関する体制作りについて」、「3. 広報・啓発活動について」、「4. 事業活動における環境保全の取組について」、「5. 環境政策に対する要望について」、「6. 柴田町の環境の将来像を実現するための社会の在り方について」、「7. 自由記述欄」の7つの構成により、意向把握を行いました。

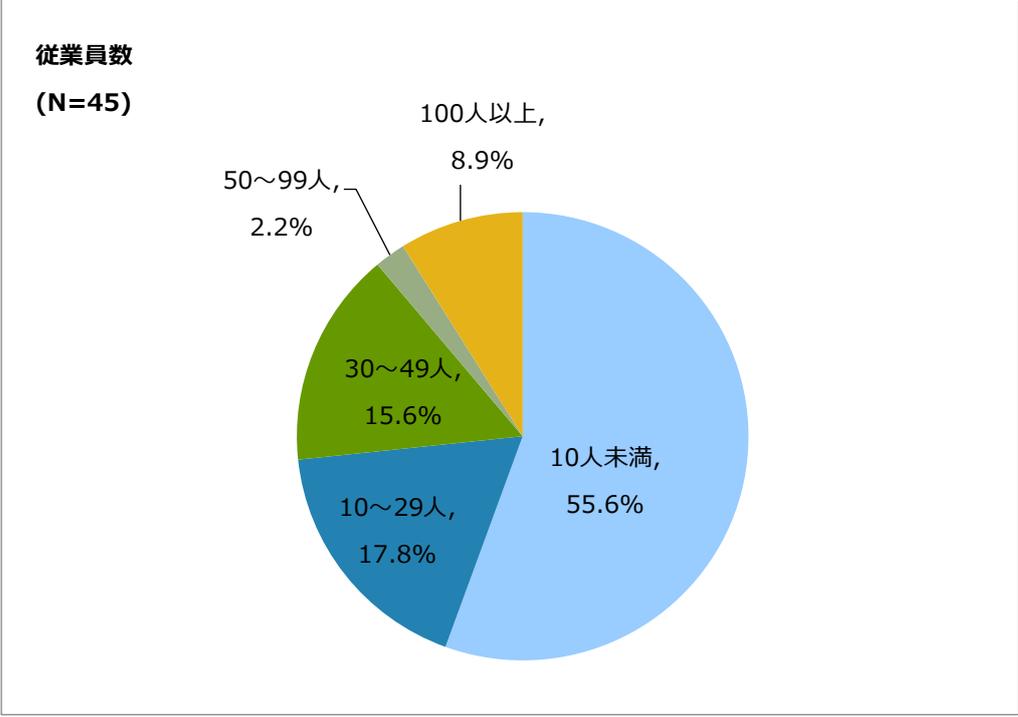
選択肢『その他』及び「7. 自由記述欄」の回答は原文のまま引用しています。

4) 回答者の属性

- 業種別の割合は、「サービス業」が最も多く 23.1%、次いで「建設業」が 21.2%、「製造業」が 13.5%でした。
- 従業員数別の割合は、「10 人未満」が最も多く 55.6%、次いで「10~29 人」が 17.8%、「30~49 人」が 15.6%でした。



業種	人数	割合 (%)
農林水産業	0	0.0
建設業	11	21.2
製造業	7	13.5
電気・ガス・水道業	1	1.9
運輸・通信業	2	3.8
卸売・小売業	7	13.5
金融・保険・不動産業	2	3.8
飲食店・宿泊業	2	3.8
サービス業	12	23.1
その他	8	15.4
全体	52	100

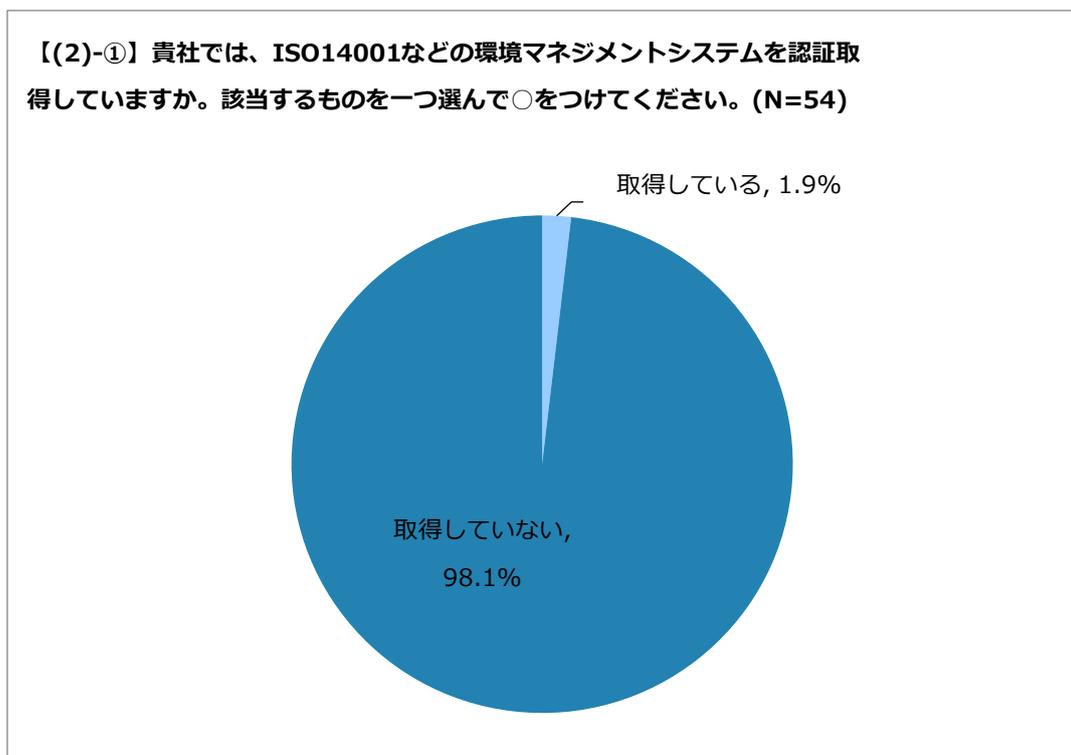


従業員数	人数	割合 (%)
10人未満	25	55.6
10~29人	8	17.8
30~49人	7	15.6
50~99人	1	2.2
100人以上	4	8.9
全体	45	100

(2) 調査結果

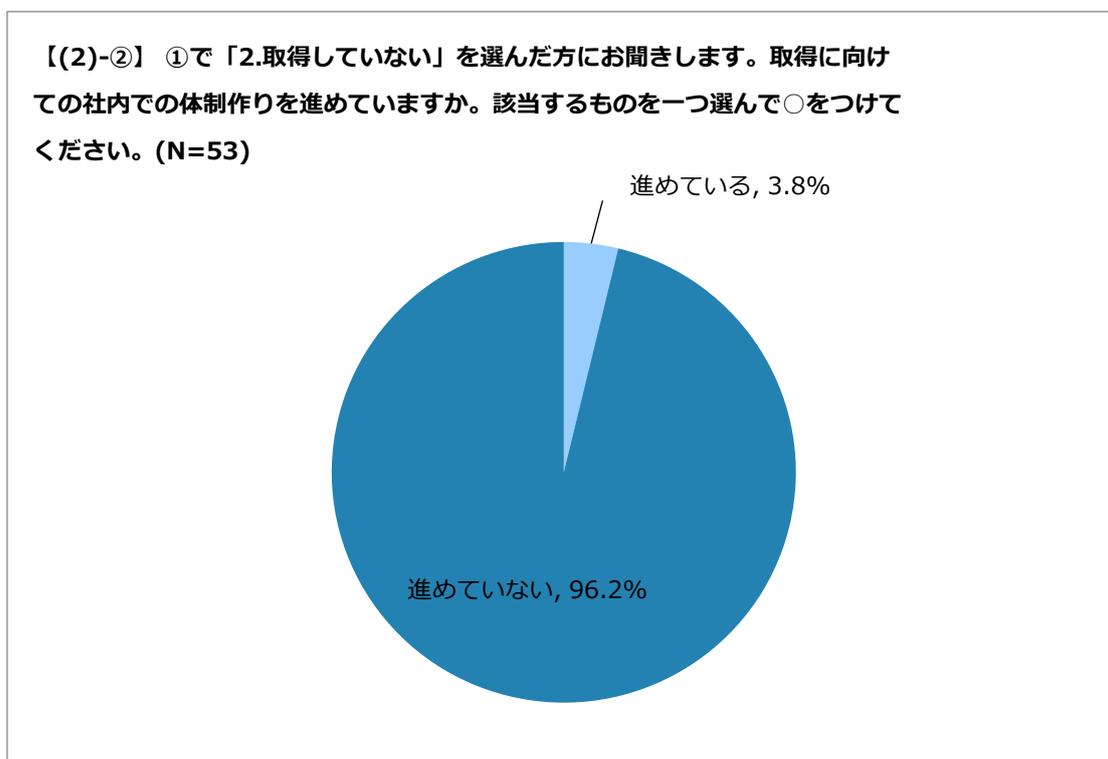
【(2) 環境に関する課題への関心について】

【(2)-①】貴社では、ISO14001などの環境マネジメントシステムを認証取得していますか。該当するものを一つ選んで○をつけてください。



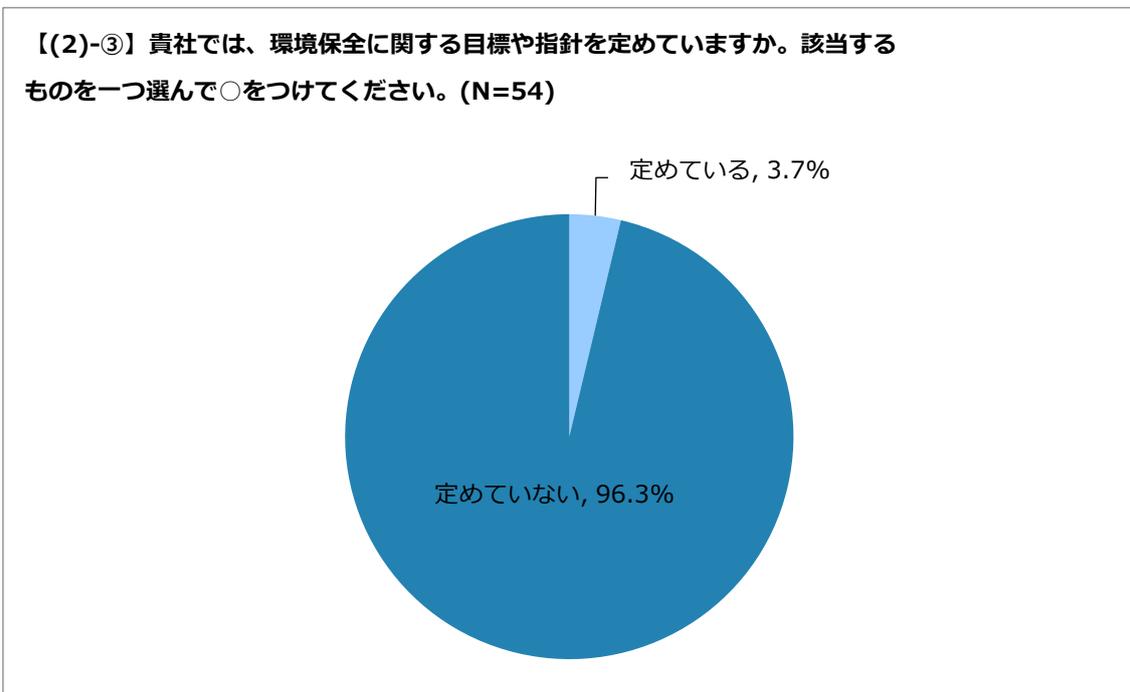
- 「取得していない」と回答した事業者が全体の9割以上を占め、環境マネジメントシステムの認知は低い結果となりました。

【(2)-②】①で「2. 取得していない」を選んだ方にお聞きします。取得に向けての社内での体制作りを進めていますか。該当するものを一つ選んで○をつけてください。



- 「進めていない」と回答した事業者が全体の9割以上を占めており、今後の環境マネジメントシステムの進捗は進まないと想定される結果となりました。

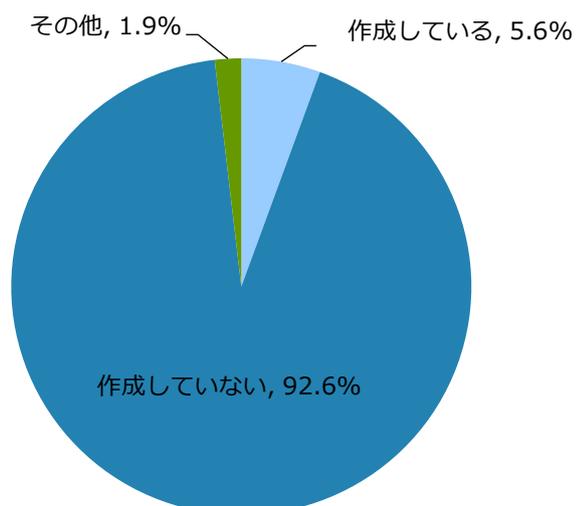
【(2)-③】貴社では、環境保全に関する目標や指針を定めていますか。該当するもの一つ選んで○をつけてください。



- 「定めていない」の回答が96.3%であり、環境保全に関して目標や指針を定めていない事業所が多く、事業者に対する啓発、指導が課題であると考えられます。
- 一方、「定めている」の回答が3.7%であり、少数ではあるが環境保全に関心のある事業所がいることから、これらの事業者をリーダーとして育成することが考えられます。

【(2)-④】貴社では、環境管理の一連の取組に関するマニュアルを作成していますか。該当するものを一つ選んで○をつけてください。

【(2)-④】貴社では、環境管理の一連の取組に関するマニュアルを作成していますか。該当するものを一つ選んで○をつけてください。(N=54)

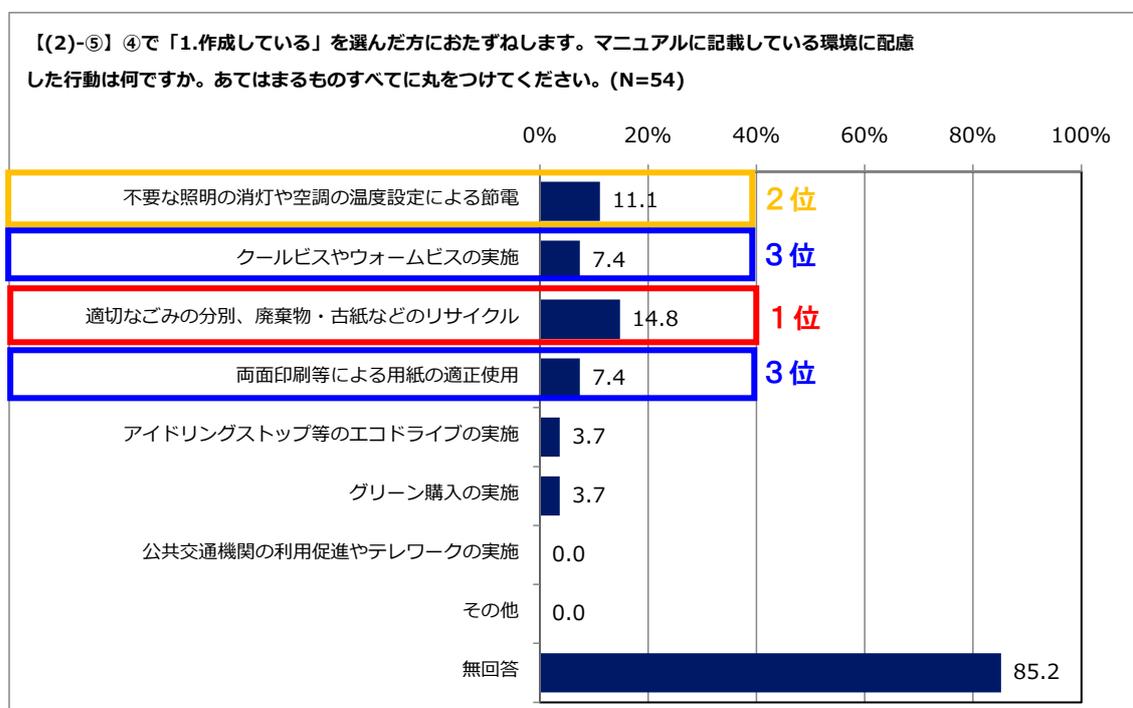


その他の内容

実施しているが、マニュアル化は未了

- 「作成していない」の回答が92.6%と多く、「作成している」の回答が5.6%でした。
- 一方で「その他」の回答から実施済だがマニュアル化はしていない事業所もあることが分かりました。

【(2)-⑤】④で「1. 作成している」を選んだ方におたずねします。マニュアルに記載している環境に配慮した行動は何ですか。あてはまるものすべてに丸をつけてください。

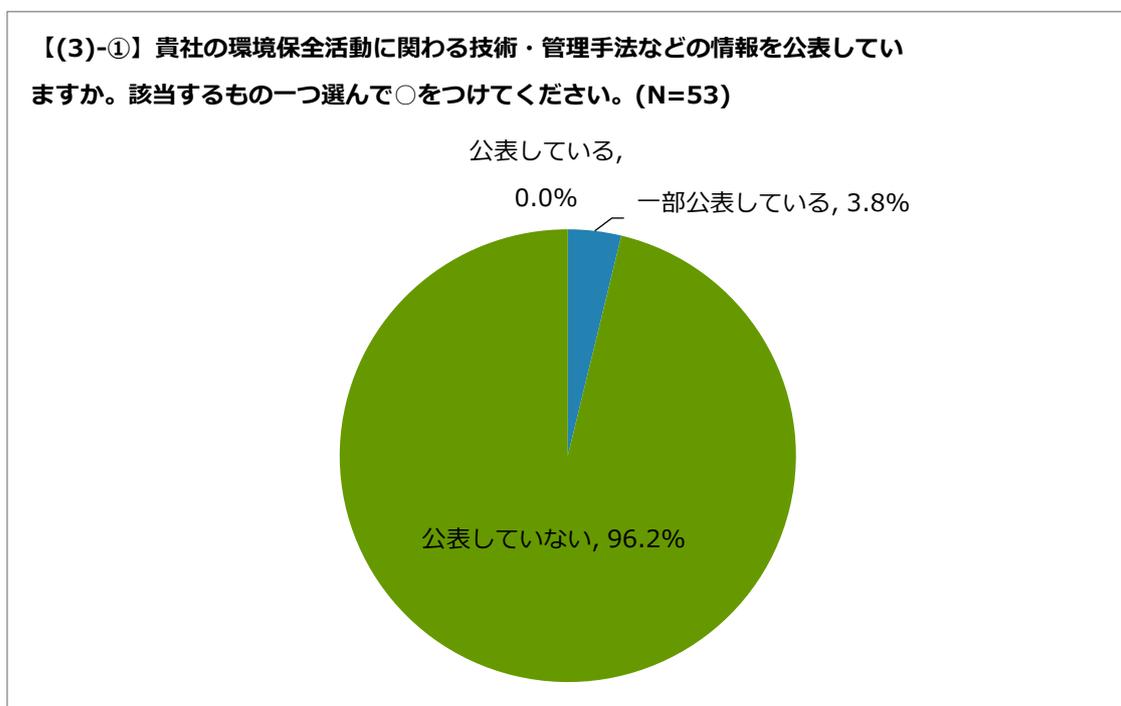


※「無回答」を除いた順位

- 「適切なおごみの分別、廃棄物・古紙などのリサイクル」が最も多く 14.8%、次いで「不要な照明の消灯や空調の温度設定による節電」が 11.1%、「クールビズやウォームビズの実施」、「両面印刷等による用紙の適正使用」がそれぞれ 7.4%でした。

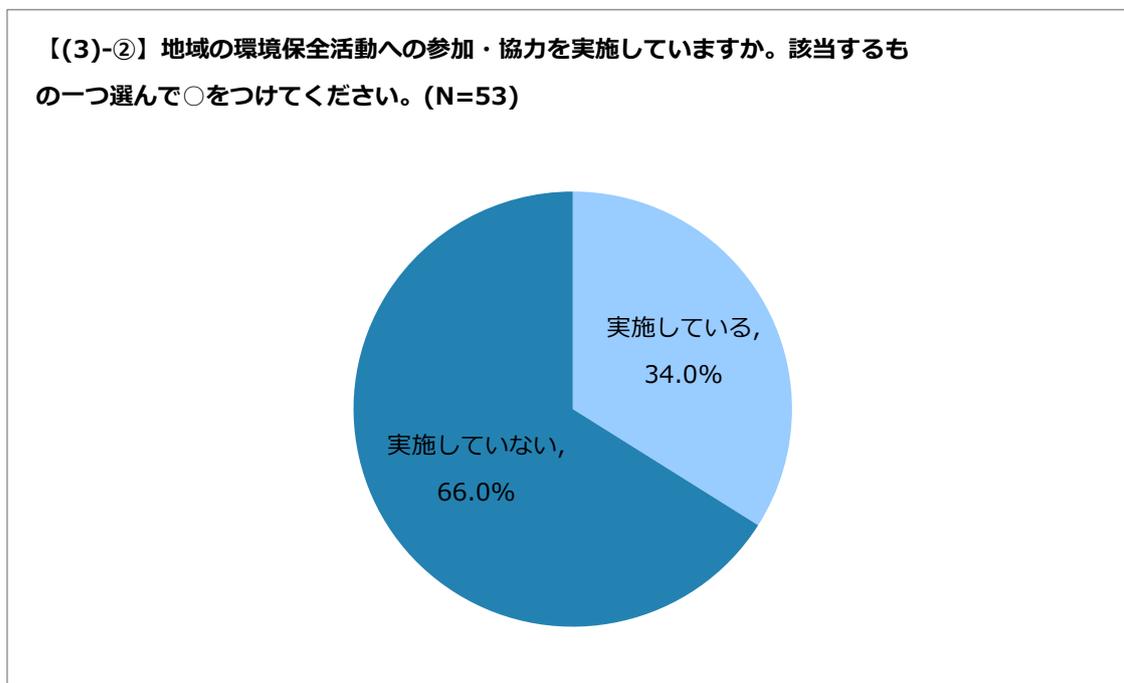
【(3) 広報・啓発活動について】

【(3)-①】 貴社の環境保全活動に関わる技術・管理手法などの情報を公表していますか。
該当するものを一つ選んで○をつけてください。



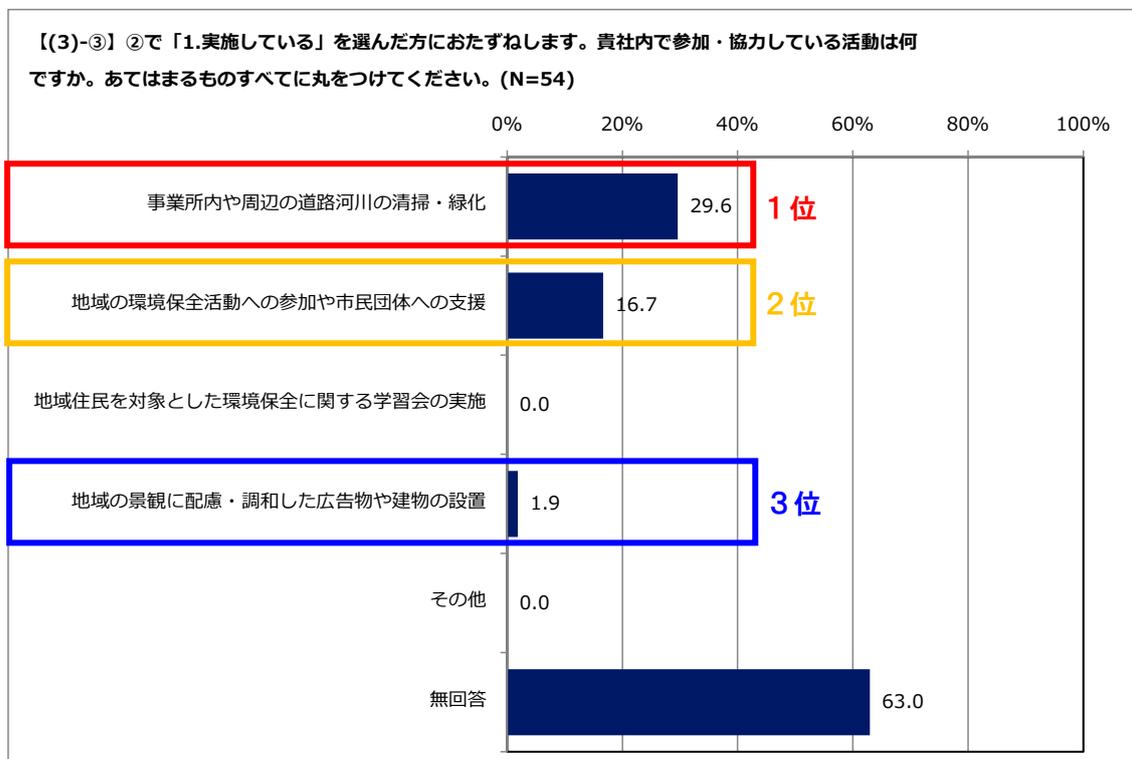
- 「公表していない」の回答が96.2%と最も多く、「一部公表している」の回答が3.8%でした。事業者における環境保全活動の取組について公表に向けての啓発、情報発信が今後の課題となると考えられます。

【(3)-②】地域の環境保全活動への参加・協力を実施していますか。該当するものを一つ選んで○をつけてください。



- 「実施していない」の回答が 66.0%であり、6 割の事業所は地域の環境保全活動への参加・協力をしておらず、参加に向けての啓発・働きかけが課題となります。

【(3)-③】②で「1. 実施している」を選んだ方におたずねします。貴社内で参加・協力している活動は何ですか。あてはまるものすべてに丸をつけてください。

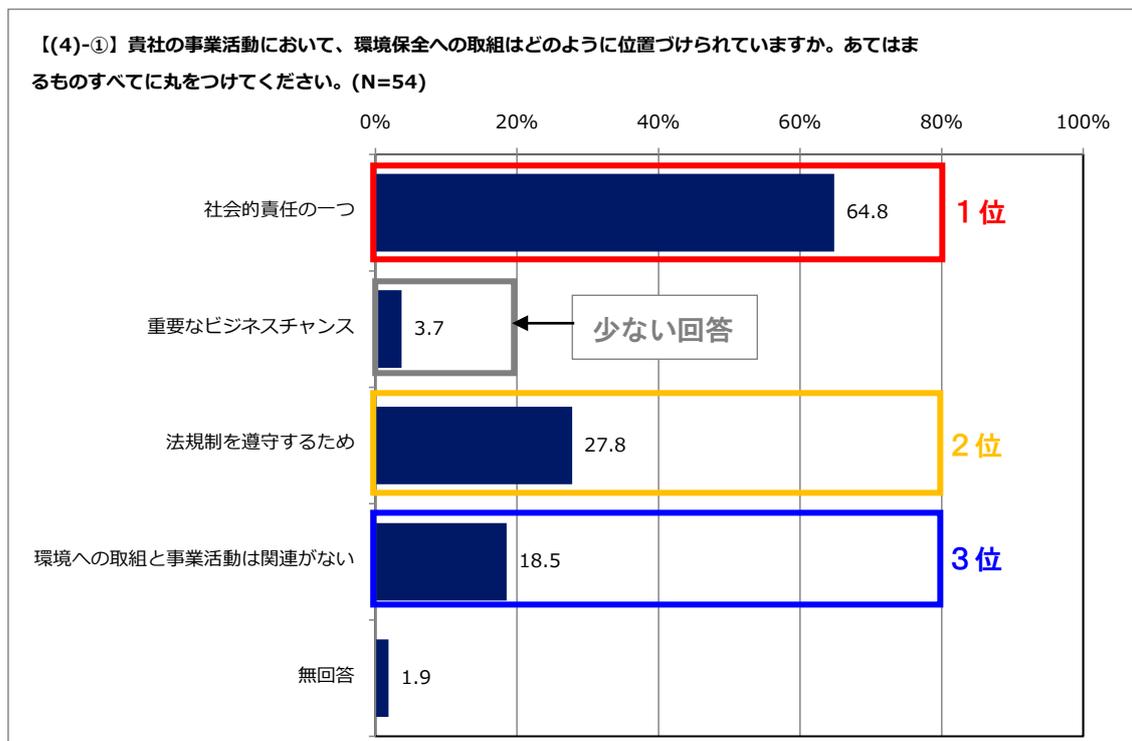


※「無回答」を除いた順位

- 「事業所内や周辺の道路河川の清掃・緑化」の回答が29.6%、「地域の環境保全活動への参加や市民団体への支援」の回答が16.7%、「地域の景観に配慮・調和した広告物や建物の設置」の回答が1.9%でした。
- 一方「地域住民を対象とした環境保全に関する学習会の実施」の回答が0%であり、事業所では実施しにくい活動であると推測されます。

【(4) 事業活動における環境保全の取組について】

【(4)-①】 貴社の事業活動において、環境保全への取組はどのように位置づけられていますか。あてはまるものすべてに丸をつけてください。

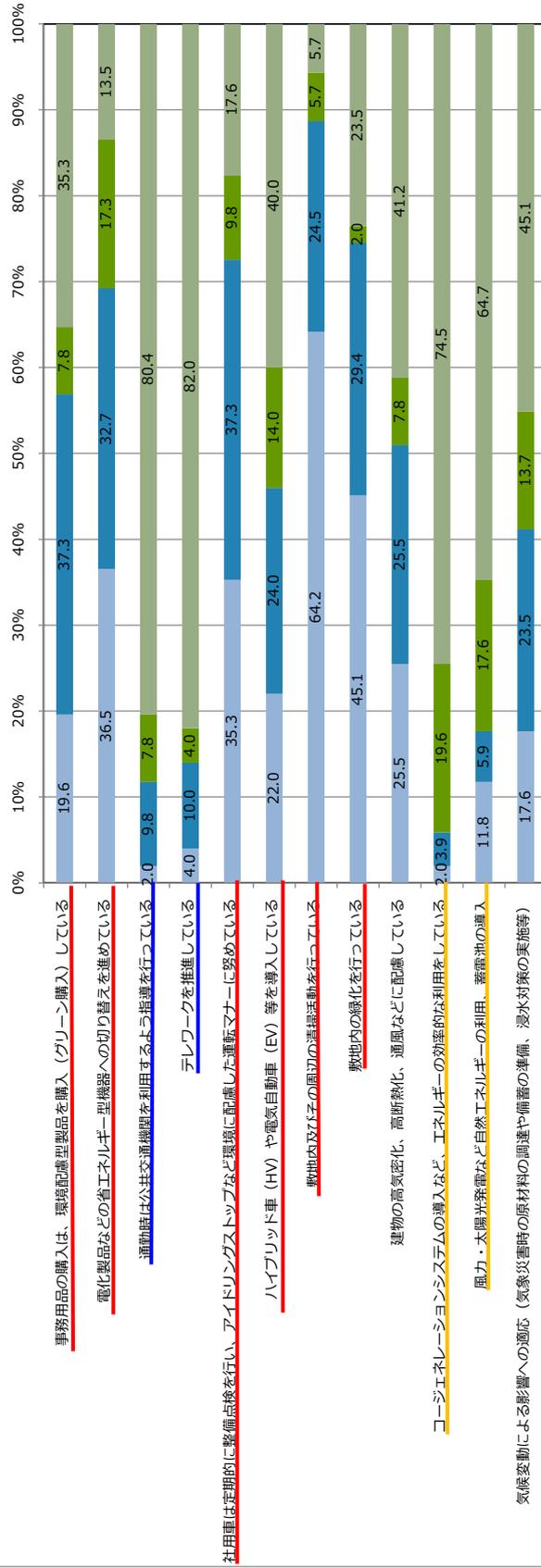


- 「社会的責任の一つ」の回答が64.8%と最も多く、「法規制を遵守するため」の回答が27.8%、「環境への取組と事業活動は関連がない」の回答が18.5%でした。
- 一方、「重要なビジネスチャンス」の回答が3.7%と環境と事業との結びつきを感じられない事業者が多く、環境省の第5次環境基本計画で挙げられている「グリーンな経済システムの構築」に向けての取組が課題となります。

【(4)-②】貴社の環境保全の取組状況について、各項目にあてはまる数字を選択肢より選び記入ください。(グラフは次ページに記載)

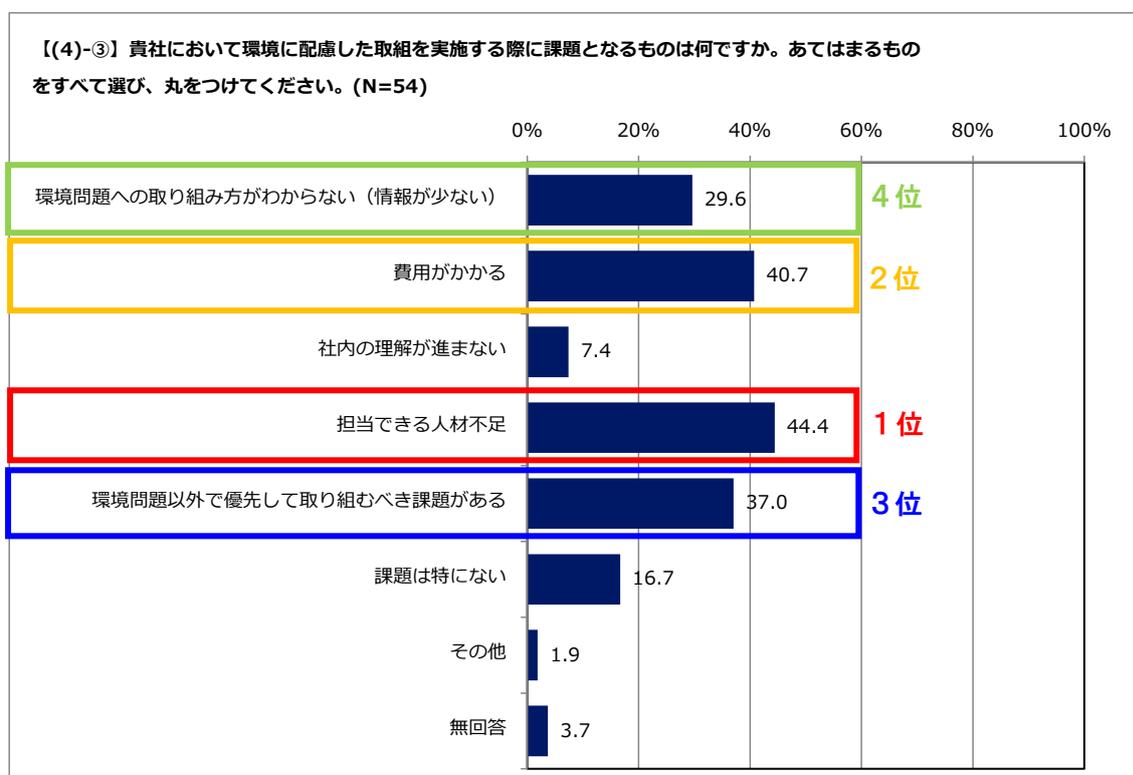
- 「事務用品の購入は環境配慮型製品を購入（グリーン購入）している」、「電化製品などの省エネルギー型機器への切り替えを進めている」、「社用車は定期的に整備点検を行い、アイドリングストップなど環境に配慮した運転マナーに努めている」、「ハイブリッド車（HV）や電気自動車（EV）等を導入している」、「敷地内及びその周辺の清掃活動を行っている」、「敷地内の緑化を行っている」の「実施している」、「一部実施している」、「実施に向け検討している」の回答の合計は、60%を超えています。
- 「通勤時は公共交通機関を利用するよう指導を行っている」、「テレワークを推進している」の「実施している」、「一部実施している」、「実施に向け検討している」の回答の合計は、20%を下回っています。
- 「コージェネレーションシステムの導入など、エネルギーの効率的な利用をしている」、「風力、太陽光発電など、自然エネルギーの利用、蓄電池の導入」について「実施を検討していない」が7割程度あり、事業者における再生可能エネルギーの活用・促進に向けての課題と考えられます。

【(4)-②】貴社の環境保全の取組状況について、各項目にあてはまる数字を選択肢より選り記入ください。



■ 実施している ■ 一部、実施している ■ 実施も検討していない

【(4)-③】 貴社において環境に配慮した取組を実施する際に課題となるものは何ですか。あてはまるものをすべて選び、丸をつけてください。

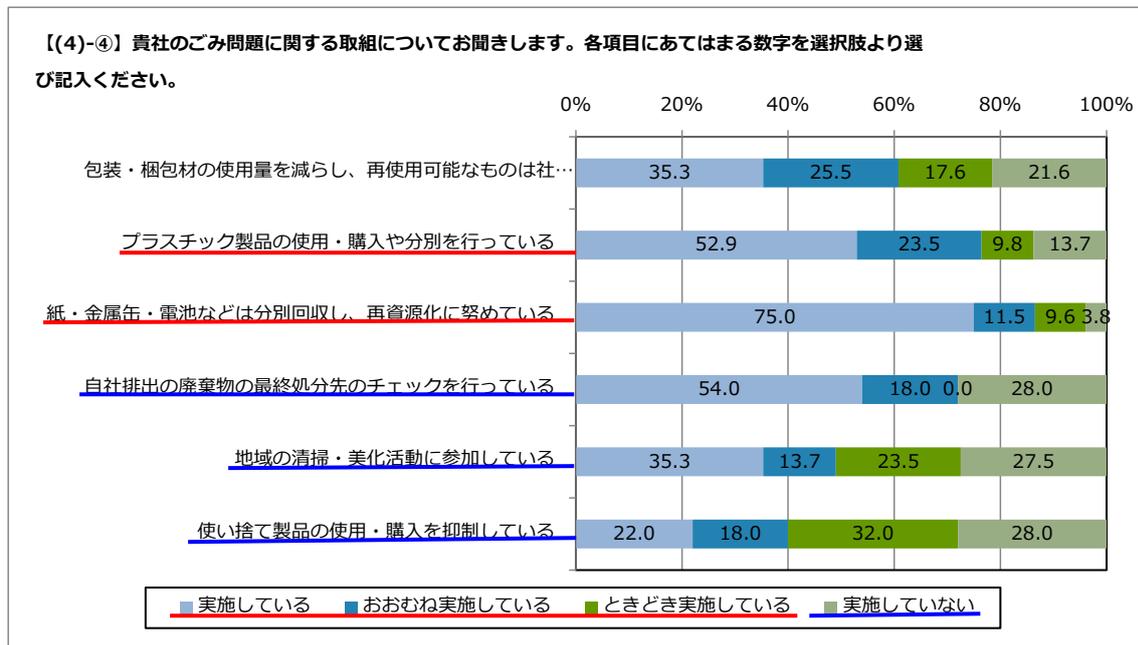


その他の内容

1 企業のみ活動であり、町を中心とした取組みになっていない

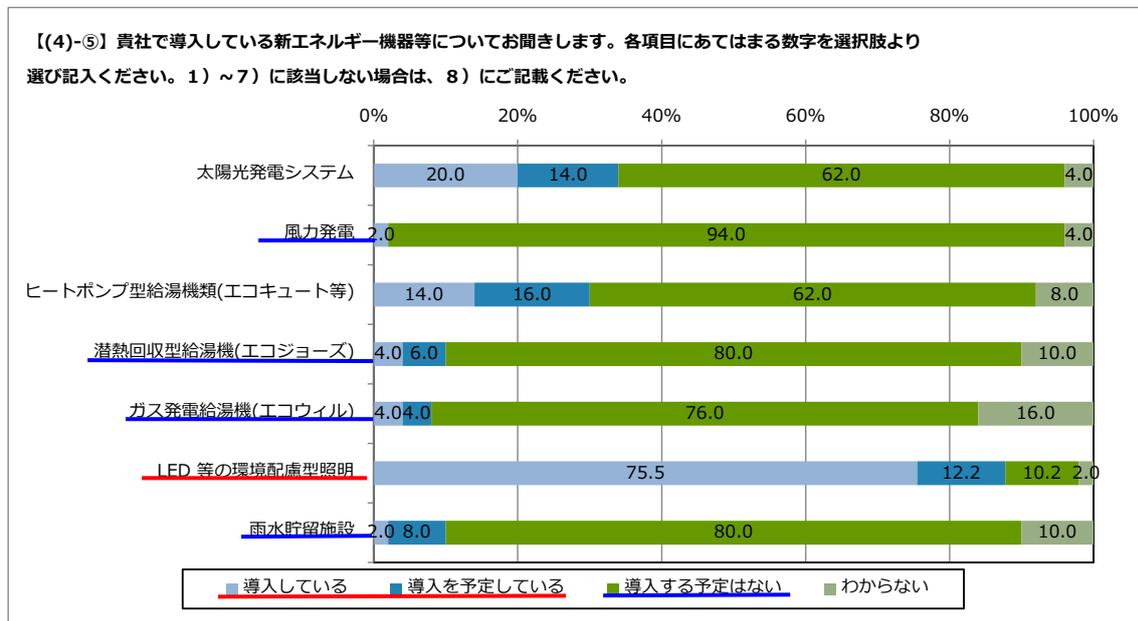
- 「担当できる人材不足」の回答が最も多く 44.4%、次いで「費用がかかる」の回答が 40.7%でした。
- 「環境問題以外で優先して取り組むべき課題がある」の回答が 37.0%、「環境問題への取り組み方がわからない (情報が少ない)」の回答が 29.6%であったことから、事業所における環境問題の取組などの情報提供・啓発が課題となると考えられます。

【(4)-④】 貴社のごみ問題に関する取組についてお聞きします。各項目にあてはまる数字を選択肢より選び記入ください。



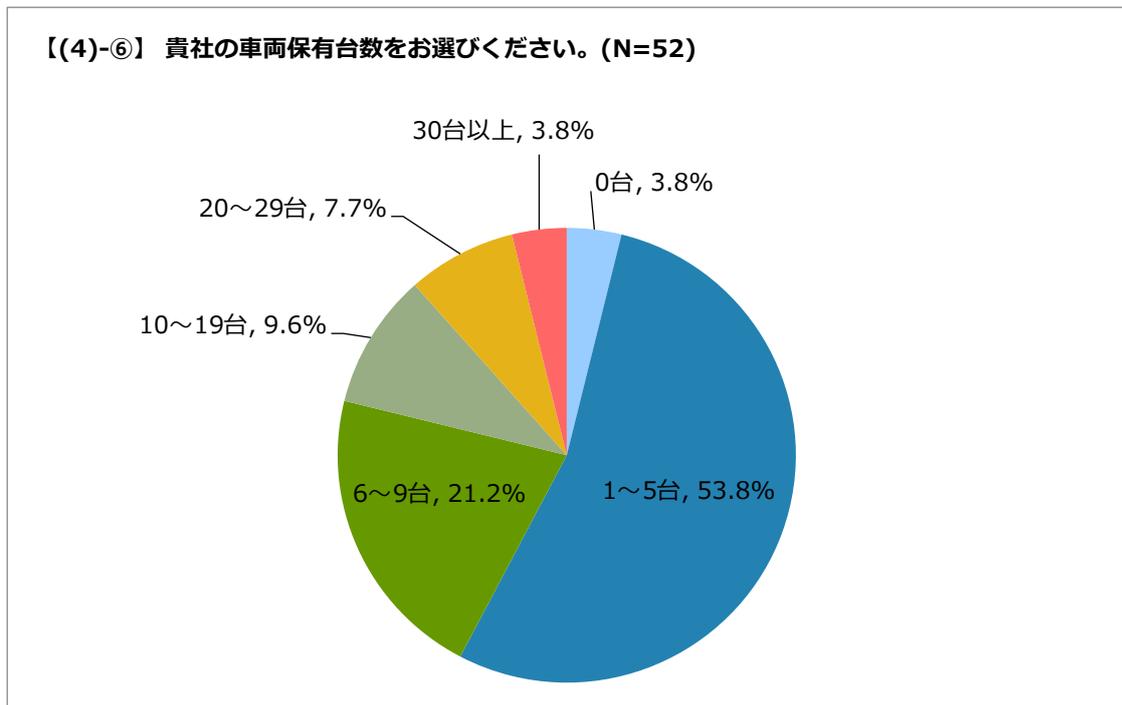
- 「プラスチック製品の使用・購入や分別を行っている」、「紙・金属缶・電池などは分別回収し、再資源化に努めている」の「実施している」、「おおむね実施している」、「ときどき実施している」の回答の合計は80%を超えています。
- 「自社排出の廃棄物の最終処分先のチェックを行っている」、「地域の清掃・美化活動に参加している」、「使い捨て製品の使用・購入を抑制している」の「実施している」、「おおむね実施している」、「ときどき実施している」の回答の合計も60%を超えています。
- これらのことから事業所における「ごみ問題の取組」は総じて高い意識を持って取り組まれていると考えられますが、「実施していない」の選択が多かった「自社排出の廃棄物の最終処分先のチェックを行っている」、「地域の清掃・美化活動に参加している」、「使い捨て製品の使用・購入を抑制している」などへの啓発が課題になると考えられます。

【(4)-⑤】貴社で導入している新エネルギー機器等についてお聞きします。各項目にあてはまる数字を選択肢より選び記入ください。1)～7)に該当しない場合は、8)にご記載ください。



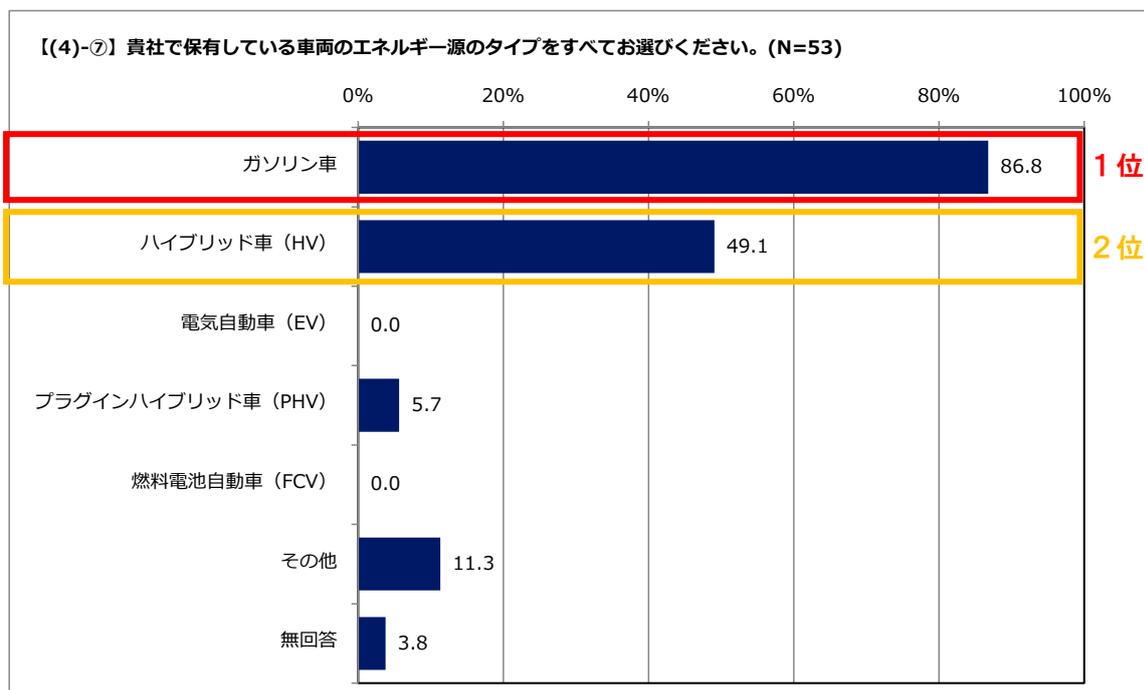
- 「LED等の環境配慮型照明」の「導入している」、「導入を予定している」の回答の合計が80%を超えており、導入が進んでいます。
- 「風力発電」、「潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）」、「ガス発電給湯器（エコウィル）」、「雨水貯留施設」は「導入する予定はない」の回答の合計が70%を上回っており、導入にあたっては課題のある新エネルギー機器であるといえ、啓発や補助事業などの取組が必要と考えられます。

【(4)-⑥】 貴社の車両保有台数をお選びください。



- 「1~5台」の回答が53.8%と最も多く、次いで「6~9台」が21.2%でした。10台未満の保有が事業所全体の7割を超えています。

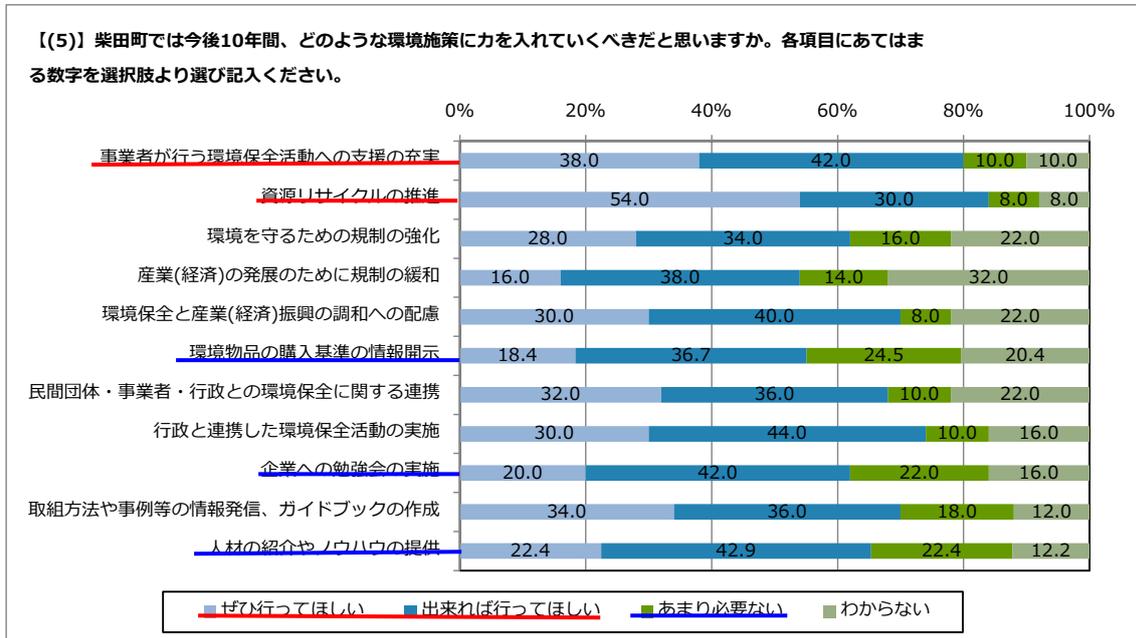
【(4)-⑦】 貴社で保有している車両のエネルギー源のタイプをすべてお選びください。



- 「ガソリン車」の回答が86.8%で最も多かったが、「ハイブリッド車 (HV)」の回答も49.1%となっており、環境に配慮した車両を利用している事業所も一定数いることが分かりましたが、「ガソリン車」利用がまだ圧倒的あり、環境配慮車両への転換が望まれます。

【(5) 環境政策に対する要望について】

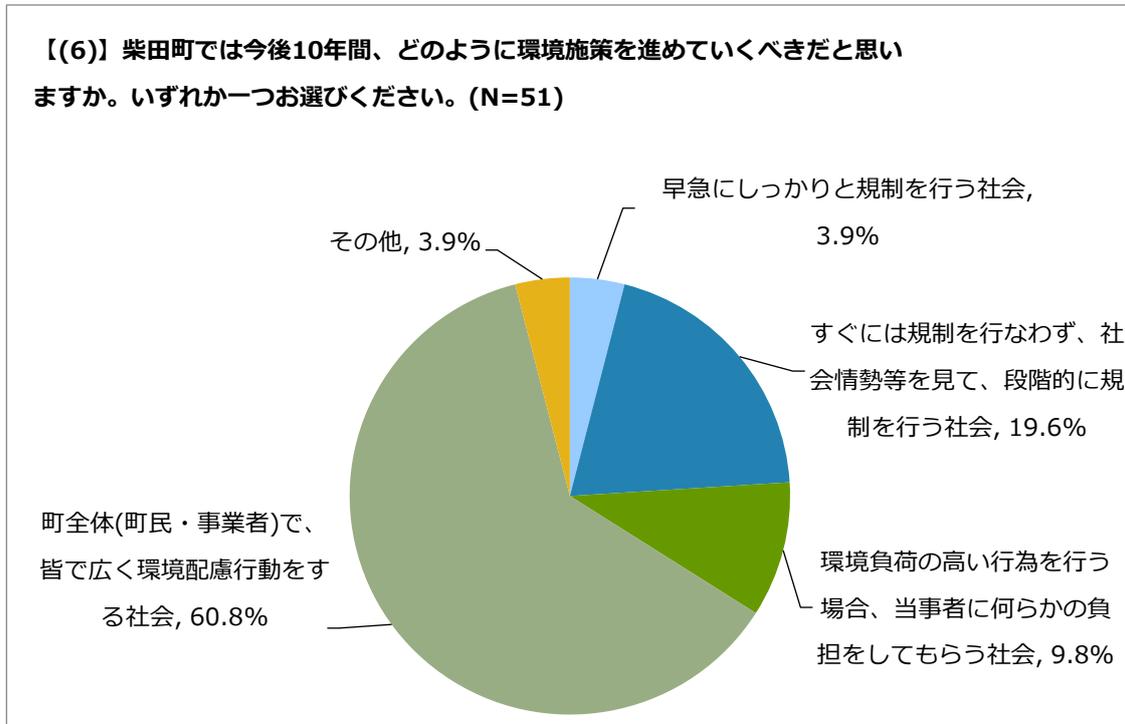
柴田町では今後 10 年間、どのような環境施策に力を入れていくべきだと思いますか。各項目にあてはまる数字を選択肢より選び記入ください。



- 「事業者が行う環境保全活動への支援の充実」、「資源リサイクルの推進」の「ぜひ行ってほしい」、「出来れば行ってほしい」の回答の合計が80%を超えており、行政に対して支援策の拡充を望んでいると考えられます。
- 「環境物品の購入基準の情報開示」、「企業への勉強会の実施」、「人材の紹介やノウハウの提供」は「あまり必要ない」が20%を上回っていました。

【(6) 柴田町の環境の将来像を実現するための社会の在り方について】

柴田町では今後 10 年間、どのように環境施策を進めていくべきだと思いますか。いずれか一つお選びください。



その他の内容
特別に環境施策は必要ないと考える。まずは道路のゴミ等を拾い、美化に努めるべきだと思う。
目的と目標（特に数字とその根拠）の明示と結果と原因の提示

- 「町全体（町民・事業者）で、皆で広く環境配慮活動をする社会」の回答が 60.8%と最も多く、次いで「すぐには規制を行わず、社会情勢を見て、段階的に規制を行い社会」が 19.6%でした。

【(7) 自由記述欄】

柴田町の環境に対するご意見・ご感想や、環境に関する取組のアイデアなどご自由にお聞かせください。

1. 取組方針について
宮城県でも、グリーン製品として認定有り。まずは、町内企業製品（生產品）で、グリーン製品の推進まで。工場が多いので、企業の活動の活性化をお願いしたいです。
将来のビジョンを知るうえで、現状の柴田町の環境に対する取り組みがどうなっているのか、資料が欲しい所です。今を知らず未来をどうすればよいかと問われても絵に描いた餅に過ぎないのではないのでしょうか。
このアンケートにも書かれていませんが、なぜ、何のために行うのかがボヤッとしているとやられている感が強くなって何も浸透しないと思いますので、国が言っているからとか環境保護ってなんとなく大事だよ、のようなあやふやな理由ではなく、なぜ必要なかをきちっと明示してほしいです。
2. 具体的な取り組みについて
取組に関するアイデアを公募
温暖化がすすむことで、暮らし方が大きく変わってきました。大がかりな設備投資は、できませんが、環境に配慮した取組みを進めていきたいと思えます。（グリーン購入など。）可能なら推進したいもの（例） ・太陽光発電の補助の拡大（蓄電機を含む） →補助金を設けて、事業者に太陽光発電を義務づける。
柴田町は全国的にも知られる一目千本桜と白石川、遠望する蔵王山等自然資源の豊かな町ですので遠方より来られた方々の為にゆっくりと風景を楽しむ為のファミリー対象の栈敷を作り予約で貸し出し花見弁当の予約も事前に注文を受け地元の業者から届ける様にしてはどうでしょうか。又、秋は紅葉の美しいモミジを植えて紅葉を楽しめる場としても利用してもらい観光と環境を両立する取組をする。町内の水路の水量を増やして、役場や町内周辺の水路に鯉を放流して自然環境を良くする。
これから温暖化が加速するなか、学校のエアコンの設置など各教室に取り付けを進めてほしい。
○道路が汚い「ゴミや雑草・降雨時の水たまり」 ○まず、町の職員からゴミ拾いをするべきなのでは？ ○環境対策にはお金が掛かります。職種によっても大きく違いがあります。町民として、町内の企業として不平等な施策にならぬよう見守りたいと思う。 ○場違いな話題かもですが、町職員は基本的には町内在住者とすべきだと思います。通勤にエネルギーを使わないのでは？それも環境対策ですよ。
小水力発電の導入、高気密高断熱住宅の認知度の普及と補助、現住宅への高気密高断熱リフォームの補助

6. SDGsとの関連性

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。本計画では、「計画の大綱」ごとに対応すべきSDGsの目標(17のゴール)を関連づけています。

◎が関連性のある項目

アイコン	ゴールの内容	基本方針			
		1 生活環境	2 地球環境	3 自然環境	4 公民連携
	ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる				
	ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する				
	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	◎	◎		
	ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する			◎	◎
	ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う				
	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	◎		◎	
	ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		◎		◎
	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する				◎

アイコン	ゴールの内容	基本方針			
		1 生活環境	2 地球環境	3 自然環境	4 公民連携
	ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	◎	◎		◎
	ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する				
	ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	◎	◎		
	ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する	◎			◎
	ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		◎		
	ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する				
	ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する			◎	
	ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する				
	ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	◎	◎	◎	◎

参考：総務省ホームページ

7. 用語集

ア行

■空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度のことをいいます。主に空き家の有効活用を通じた移住・定住の促進、交流拡大と地域の活性化を目的に運用されます。

■アドプト制度

「アドプト(Adopt)」は英語で「養子縁組をする」という意味です。住民などの団体が里親となり、養子となった公共施設の一部の区域や空間を責任を持って維持管理していく制度のことです。街の美化のみならず、街づくりに対する協働意識や地域への愛着、地域コミュニティの醸成など、幅広い効果が期待されます。

■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)で廃棄物として扱われるもののうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主に、家庭などから出るごみで、市民の日常生活から出るし尿・ごみ・粗大ごみなどがこれにあたります。

■ウォームビズ

平成17(2005)年から冬季の地球温暖化対策のひとつとして、暖房時の室温を20℃(目安)で快適に過ごすライフスタイルを推奨する『WARM BIZ』(ウォームビズ)を呼びかけています。

■エコツーリズム、エコツアー

自然環境や歴史・文化を体験したり、学んだりしながら、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つという観光の考え方が、エコツーリズムです。また、そのような考え方を具体化したツアー(観光旅行)をエコツアーと呼びます。

■エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減、省エネルギーを意識した運転のしかたをいいます。主なものとして、アイドリングストップ(停車時のエンジン停止)や経済速度(ガソリンを効率的に使うことができる速度)の維持、急発進・急加速・急ブレーキを控えることなどが挙げられます。

■ 温室効果ガス

大気(地球を取り巻く気体)を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果(太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果)をもたらす気体の総称です。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスとされています。

力行

■ 外来生物

もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国から持ち込まれた生物のことをいいます。生命力旺盛なものや毒をもったものも多く、在来種(もともと日本にいた生物)の生態系を乱すことが問題となっており、地域の生活や農林業への影響が心配されています。

■ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。令和2(2020)年10月、政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量*」から植林・森林管理などによる「吸収量*」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

*人為的なもの。

■ 環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習をいい、持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するために、環境への関心や環境に対する責任と役割、環境保全活動に参加する態度、環境問題の解決に必要な能力・人材を育てることを目指して行われるものです。幼児から高齢者まで、さまざまな年齢に対応しつつ、学校・地域・家庭・職場などの多様な場での連携を図りながら、総合的に推進することが重要とされています。

■ 環境基準

環境基本法に基づいて、「維持されることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康などを維持するための最低限度ではなく、より良い環境のために、積極的に目標として掲げられるもので、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められています。

■ 緩和策

温室効果ガスの排出を抑制する、または、植林などによって吸収量を増加させる施策です。

■ 気候変動適応計画

気候変動の影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を目指す計画のことで

■ 気候変動枠組条約

平成 4(1992)年に採択され、平成 6(1994)年に発効された条約で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といいます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として掲げ、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを各国が合意したものです。日本では、平成 9(1997)年に京都で「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」が開催され、先進国の拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が発効されました。

■ クールビズ

夏期に環境省が中心となって行われる環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン、もしくはその方向にそった軽装のことを示す造語で、平成 17(2005)年 4 月に行われた環境省の一般公募によって選ばれたものです。

■ グリーン・トランスフォーメーション (GX)

我が国を取り巻く国際的なエネルギー情勢の変化により、電力需給のひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じ、1973年の石油危機以来のエネルギー危機が危惧されています。産業革命以来の化石燃料中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革を実行する政策のことをいいます。また、内閣官房が令和 4(2022)年 6 月に決定した『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』において、重点投資分野の 1 つに位置づけられています。

■ 公害

事業活動やその他の人の活動に伴って、相当範囲にわたって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の 7 つが「典型七公害」と呼ばれています。また、騒音、振動、悪臭の 3 つについては、日常生活において、感覚的・心理的な被害をおよぼす「感覚公害」と呼ばれています。

■ 光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因となる物質をいいます。

サ行

■再生可能エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるものの、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものをいい、太陽光や風力、バイオマスを利用した発電や、太陽熱、雪氷熱利用などがこれにあたります。

■里山

集落に近く、農林業などの人の活動を通して自然が形成・維持されてきた山をいい、希少な生物の生息地となっていることがあり、生物の保護や景観の維持が必要な場合は、人の手による管理・保全作業の欠かせない自然の一つです。

■産業廃棄物

商業や工業などの事業活動から出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)では燃えがらや汚泥、廃油、廃プラスチック、ゴムくずなど約 20 種類が定義されています。

■資源保全隊

水路・ため池の点検管理、農道の草刈りや花の植栽などの活動を通じて、農地・農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域の住民有志により組織される団体です。

■しばたエコポイント

温室効果ガスの排出を抑制し、市民の地球温暖化防止に対する意識の向上を図ることを目的に実施している事業です。家庭における使用電力量の削減と家庭ごみの削減に取り組もうとする世帯に対してポイントを付与し、図書カードなどの景品と交換することができます。

■循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制したり、不要になった製品などを資源として循環して利用したりすることによって、石油や木材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

■食育

「食」に関する判断力の育成や健全な食生活、心身の健康、豊かな人間形成などを目的として行われる教育の一つです。平成 17(2005)年に定められた「食育基本法」では、生きる上での基本で、教育の三本柱である知育・徳育・体育の基礎となるものと位置付けられています。

■生態系

食物連鎖などを通じた生物どうしの相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

■生物多様性

①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種どうしで様々な差異が存在すること、③一つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、の3つを内容とする概念で、平成20(2008)年に定められた生物多様性基本法では、生物多様性の恵みは人類存続の基盤であり、国・地域の固有の財産であるとされています。

■生物多様性条約

平成4(1992)年に採択され、平成5(1993)年に発効された条約で、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。生物多様性の保全や、多様性を構成する要素の持続可能な利用と遺伝資源の利用による利益の公正・公平な配分を目的とした条約です。

日本では、平成22(2010)年に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、そこで定められた「愛知目標」は令和2(2020)年に目標年を迎え、達成状況などの検証が行われました。

■ゼロエミッション

①企業活動や市民生活から排出される廃棄物を、異なる産業で再利用してリサイクルや排出量削減を行い、限りなくゼロに近づけること(循環型社会と同義)、②生産工程や原材料を見直し、生産・流通・消費・廃棄の全ての工程で発生する温室効果ガスの排出を削減する取り組みのこと、の2つを意味し、これを実現することで脱炭素・持続可能な経済を目指すものです。

夕行

■脱炭素社会

二酸化炭素排出量をゼロに抑えることに成功した社会を意味します。温暖化対策のためには、地球規模で脱炭素化に取り組む必要があります。そのため、120以上の国で、2050年までに二酸化炭素の排出をゼロとする脱炭素社会の確立を長期目標に掲げました。

■地産地消

地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することをいいます。産地から消費までの距離が短くなることで、商品に親近感が持てたり、鮮度が保たれたりするほか、運搬コストなどが改善され、商品の魅力向上や農林水産業の活性化につながります。また、運搬時に発生する温室効果ガスの削減にも役立ちます。

■ 低炭素社会

二酸化炭素の排出量を低く抑えるという意味で、二酸化炭素排出量の削減ができた社会を意味します。平成9（1997）年に京都で行われた国際会議で「京都議定書」が採択された頃に目指したのが、低炭素社会です。

■ 適応策

すでに起こりつつある、あるいは起こりうる影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する施策です。

■ デマンド型乗合タクシー

自宅の前から目的地の前まで送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのことです。柴田町が運行するデマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO」は事前に利用登録をすることで、町内を定額で移動することができます。

ナ行

■ 二酸化硫黄（ SO_2 ）

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因ともなる物質です。

■ 二酸化窒素（ NO_2 ）

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が焼却する過程で発生する物質です。二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。

■ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

■ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）

建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物です。

ハ行

■ バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなど、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。廃棄される紙や家畜排泄物などを原料とした燃焼・発電や、メタンを燃料とした新エネルギーなどとして使われています。

また、バイオマスの発生から利用を、効率的・総合的に結び、安定・適正にバイオマスの利活用が行われている地域を目指して策定される構想をバイオマスタウン構想といい、多くの市町村などで構想の策定や取り組みが進められています。

■ 不法投棄・不法焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に違反して、適切な処理施設以外で廃棄物の投棄や焼却を行うことをいいます。個人によるごみのポイ捨てから周辺地域に深刻な環境汚染をもたらす大規模な産業廃棄物投棄まで、規模も種類もさまざまですが、廃棄物処理法では、5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金のどちらか、または両方が科せられる犯罪として規定されています。

ラ行

■ リサイクル(再資源化)

不要品などをそのままの形ではなく、他の製品の原料や燃料などの資源として再び使用することをいいます。

■ リデュース(排出抑制)

「減らす」を意味する英語で、ごみ・廃棄物の発生自体を抑え、減らすことをいいます。

■ リフューズ(発生回避)

発生源でごみになるものを断つこと、家に持ち込まないことです。

■ リユース(再利用)

「再使用」を意味する英語で、使用されなくなった製品や部品、容器等をそのままの形で再び使用することをいいます。

■ 連携・協働

「連携」は「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」、「協働」は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」と定義されています。「連携」も「協働」も、「同じ目的を共有する複数の人たちが協力して物事を行う」という意味では共通していますが、「連携」の方がより広義の場合で使われることが多く、「協働」は、ひとつの事柄に対し、一緒に協力して成し遂げる意味合いがより強い言葉となっています。

A～Z

■ BOD (生物化学的酸素要求量)

水の汚れを表す指標のひとつで、好気性微生物(酸素が存在する条件下でのみ生存できる微生物)が一定時間中に水中の有機物(汚物などの汚れ)を酸化・分解する際に消費する溶存酸素(水中に溶け込んでいる酸素)の量(単位：mg/ℓ)で示します。BODの値が大きいほど、水質が汚れているといえます。

水の汚れを表す指標には他にも、COD(化学的酸素要求量：過マンガン酸カリウム等の酸化剤が、一定時間中に水中の有機物を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量)や pH(水素イオン濃度：水溶液の酸性・アルカリ性の度合いを示す数値)、SS(浮遊物質：水中に浮遊している物質の量)、DO(溶存酸素量：水中に溶けている酸素の量)などがあります。

■ COP (条約締約国会議)

国際的な条約の締約国で構成される会議で、国家間の取り決めなどを話し合う会議です。日本では、平成9(1997)年に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」や、平成22(2010)年に名古屋市で行なわれた「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」などがあります。

■ ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のことです。

■ GX

→「グリーン・トランスフォーメーション」参照

■SDGs (エスディージーズ)

「持続可能な開発目標」のことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

■SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

■ZEB

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」参照

■ZEH

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」参照



第3次柴田町環境基本計画

令和5年度～令和14年度

発行日／令和5年3月

編集・発行

柴田町 町民環境課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号

TEL:0224-55-2113 FAX:0224-55-3793

<https://www.town.shibata.miyagi.jp/>